

平成 21 年

第 3 回 十島村議会定例会会議録

開会 平成 21 年 10 月 1 日（木）

閉会 平成 21 年 10 月 9 日（金）

十 島 村 議 会

平成21年第3回（10月） 十島村議会定例会

第1号（10月1日）（木）

1.	開 会		1
2.	日 程 報 告		1
3.	日 程 第 1	会議録署名議員の指名	1
4.	日 程 第 2	会期の決定の件	1
5.	日 程 第 3	会期日程の決定の件	1
6.	日 程 第 4	諸般の報告	2
7.	日 程 第 5	行政報告	2
8.	日 程 第 6	一般質問	7
9.	日 程 第 7	議案第56号 十島村国民健康保険条例の一部を改正 する条例の制定について	21
10.	日 程 報 告		23
11.	散 会		23

第2号（10月2日）（金）

1.	開 会		24
2.	日 程 報 告		24
3.	日 程 第 1 議案 第 57 号 東之浜港改修工事請負契約の締結について		24
4.	日 程 第 2 議案 第 58 号 元浦港改修工事請負契約の締結について		29
5.	日 程 第 3 議案 第 59 号 小宝島港改修工事請負契約の締結について		32
6.	日 程 第 4 議案 第 60 号 十島村共聴施設整備事業貸付基金条例の制定について		36
7.	日 程 第 5 議案 第 61 号 予算補正について（平成 21 年度十島村一般会計 補正予算第 2 号）		39
8.	日 程 第 6 議案 第 62 号 予算補正について（平成 21 年度十島村国民健康保険特別会計 補正予算第 1 号）		52
9.	日 程 第 7 議案 第 63 号 予算補正について（平成 21 年度船舶交通特別会計 補正第 3 号）		54
10.	日 程 第 8 議案 第 64 号 予算補正について（平成 21 年度簡易水道特別会計 補正第 3 号）		59
11.	日 程 第 9 認定 第 1 号 平成 20 年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定について		61
12.	日 程 第 10 認定 第 2 号 平成 20 年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について		61
13.	日 程 第 11 認定 第 3 号 平成 20 年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について		61
14.	日 程 第 12 認定 第 4 号 平成 20 年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定について		61
15.	日 程 第 13 認定 第 5 号 平成 20 年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について		61
16.	日 程 第 14 認定 第 6 号 平成 20 年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について		61
17.	日 程 第 15 認定 第 7 号 平成 20 年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について		61
18.	日 程 報 告		69
19.	散 会		69

第3号（10月9日）（金）

1.	開 会		70
2.	日 程 報 告		70
3.	日 程 第 1	認定 第 1 号 平成 20 年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定について	70
4.	日 程 第 2	認定 第 2 号 平成 20 年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	70
5.	日 程 第 3	認定 第 3 号 平成 20 年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について	70
6.	日 程 第 4	認定 第 4 号 平成 20 年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定について	70
7.	日 程 第 5	認定 第 5 号 平成 20 年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	70
8.	日 程 第 6	認定 第 6 号 平成 20 年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	70
9.	日 程 第 7	認定 第 7 号 平成 20 年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	70
10.	日 程 第 8	同意 第 1 号 十島村固定資産評価審査委員会委員の選任について	73
11.	日 程 第 9	同意 第 2 号 十島村固定資産評価審査委員会委員の選任について	75
12.	日 程 第 10	同意 第 3 号 十島村固定資産評価審査委員会委員の選任について	77
13.	日 程 第 11	発議 第 3 号 振り込め詐欺撲滅に関する決議	78
14.	日 程 第 12	議員派遣の件	79
15.	日 程 第 13	閉会中の議会運営委員会の継続調査の件	80
16.	閉 会		80

平成21年第3回（10月）十島村議会定例会

会期日程

月	日	曜日	船	日 程	備 考
9	30	水	入		
10	1	木		本会議	議会運営委員会 ＜議会広報調査特別委員会＞
10	2	金	出	本会議	
10	3	土			
10	4	日	入		
10	5	月	出		決算審査特別委員会（総務課）一般・基金 決算審査特別委員会（住民課）国保・老人・介事・介サ・後期
10	6	火			決算審査特別委員会（住民課）一般・基金 決算審査特別委員会（教育委員会）一般・基金
10	7	水	入		決算審査特別委員会（経済課）一般・基金 決算審査特別委員会（経済課）簡水・船舶 （県議会・離島振興議員連盟 意見交換会）
10	8	木	出		決算審査特別委員会（総括質疑）（報告書） ＜全員協議会＞
10	9	金		本会議	
10	10	土	入出		
10	11	日			
10	12	月	入		

平成21年第3回（10月）十島村議会定例会 提出案件一覧表

月日	曜	件 名	日程
10月1日	木	<議会運営委員会> 第 1 会議録署名議員の指名 第 2 会期の決定 第 3 会期日程の決定 第 4 諸般の報告 第 5 行政報告 第 6 一般質問（日高助廣議員→村長） （永田和彦議員→村長） （平田傳義議員→村長） 第 7 議案 第56号 条例改正：十島村国民健康保険条例の一部改正 【議会広報調査特別委員会】 議会中継システムの件	1
10月2日	金	第 1 議案 第57号 契約：東之浜港改修工事の工事請負契約締結について 第 2 議案 第58号 契約：元浦港改修工事の工事請負契約締結について 第 3 議案 第59号 契約：小宝島港改修工事の工事請負契約締結について 第 4 議案 第60号 条例制定：十島村共聴施設整備事業貸付基金条例の制定 第 5 議案 第61号 予算補正（21年度一般会計 補正第2号） + 84,825 → 3,828,391 千円 第 6 議案 第62号 予算補正（21年度国保特会 補正第1号） + 3,228 → 90,664 千円 第 7 議案 第63号 予算補正（21年度船舶特会 補正第3号） + 34,606 → 849,086 千円 第 8 議案 第64号 予算補正（21年度簡水特会 補正第3号） + 892 → 53,904 千円 第 9 認定 第 1 号 決算認定：平成20年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定について 第 10 認定 第 2 号 決算認定：平成20年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について 第 11 認定 第 3 号 決算認定：平成20年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について 第 12 認定 第 4 号 決算認定：平成20年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定について 第 13 認定 第 5 号 決算認定：平成20年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について 第 14 認定 第 6 号 決算認定：平成20年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について 第 15 認定 第 7 号 決算認定：平成20年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	2
10月3日	土		3
10月4日	日		4

月日	曜	件 名	日程
10月5日	月	<決算審査特別委員会> 総務課（一般） 住民課（国保・老人・介護・後期）	5
10月6日	火	<決算審査特別委員会> 住民課（一般） 教育委員会（一般）	6
10月7日	水	<決算審査特別委員会> 経済課（一般） 経済課（簡水・船舶） <県議会・離島振興議員連盟> 意見交換会 18：00 ～ 19：00	7
10月8日	木	<決算審査特別委員会> 総括質疑 委員会採決 （委員長報告作成） 【全員協議会】 ①地域ｲﾝﾌﾗ ②ななしま ③水道料改定 ④会検実施状況 ⑤試験運航（フェリー・ななしま） ⑥新型インフルエンザ	8
10月9日	金	第 1 認定 第 1 号 決算認定：平成20年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定について 第 2 認定 第 2 号 決算認定：平成20年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について 第 3 認定 第 3 号 決算認定：平成20年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について 第 4 認定 第 4 号 決算認定：平成20年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定について 第 5 認定 第 5 号 決算認定：平成20年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について 第 6 認定 第 6 号 決算認定：平成20年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について 第 7 認定 第 7 号 決算認定：平成20年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について 第 8 同意 第 1 号 人事案件：十島村固定資産評価審査委員の選任について 第 9 同意 第 2 号 人事案件：十島村固定資産評価審査委員の選任について 第10 同意 第 3 号 人事案件：十島村固定資産評価審査委員の選任について 第11 発議 第 3 号 振り込め詐欺撲滅に関する決議 第12 議員派遣の件 第13 議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続調査の件	9

(議決結果)

平成21年第3回(10月)十島村議会定例会

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果	議決番号
議案 第56号	十島村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	21. 10. 01	原案可決	議決 第56号
議案 第57号	東之浜港改修工事請負契約の締結について	21. 10. 02	原案可決	議決 第57号
議案 第58号	元浦港改修工事請負契約の締結について	21. 10. 02	原案可決	議決 第58号
議案 第59号	小宝島港改修工事請負契約の締結について	21. 10. 02	原案可決	議決 第59号
議案 第60号	十島村共聴施設整備事業貸付基金条例の制定について	21. 10. 02	原案可決	議決 第60号
議案 第61号	予算補正について (平成21年度十島村一般会計 補正予算第2号)	21. 10. 02	原案可決	議決 第61号
議案 第62号	予算補正について (平成21年度十島村国民健康保険特別会計 補正予算第1号)	21. 10. 02	原案可決	議決 第62号
議案 第63号	予算補正について (平成21年度船舶交通特別会計 補正第3号)	21. 10. 02	原案可決	議決 第63号
議案 第64号	予算補正について (平成21年度簡易水道特別会計 補正第3号)	21. 10. 02	原案可決	議決 第64号
認定 第 1号	平成20年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定について	21. 10. 09	認定	認定 第 1 号
認定 第 2号	平成20年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	21. 10. 09	認定	認定 第 2 号
認定 第 3号	平成20年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について	21. 10. 09	認定	認定 第 3 号
認定 第 4号	平成20年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定について	21. 10. 09	認定	認定 第 4 号
認定 第 5号	平成20年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	21. 10. 09	認定	認定 第 5 号
認定 第 6号	平成20年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	21. 10. 09	認定	認定 第 6 号
認定 第 7号	平成20年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	21. 10. 09	認定	認定 第 7 号
同意 第 1号	十島村固定資産評価審査委員会委員の選任について	21. 10. 09	同意	同意 第 1号
同意 第 2号	十島村固定資産評価審査委員会委員の選任について	21. 10. 09	同意	同意 第 2号
同意 第 3号	十島村固定資産評価審査委員会委員の選任について	21. 10. 09	同意	同意 第 3号
発議 第 3号	振り込め詐欺撲滅に関する決議	21. 10. 09	原案可決	発議議決 第 3 号

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果	議決番号
	議員派遣の件	21. 10. 09	決定	
	閉会中の議会運営委員会の継続調査の件	21. 10. 09	決定	

平成21年10月1日(木)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
6 番	用	澤	満	男	君
7 番	有	川	和	則	君
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君
副 村	長	福	満	征	一	郎 君
教 育	長	齊	脇		司	君
総 務 課	長	肥	後	政	司	君
住 民 課	長	前	田		貢	君
経 済 課	長	松	下	賢	次	君
教育委員会教育総務課長		久	保	源	一	郎 君
会 計 管 理 者		安	藤	浩	樹	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記	日	高	尚	子	君
---------	---	---	---	---	---

平成21年10月2日(金)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
6 番	用	澤	満	男	君
7 番	有	川	和	則	君
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君	
副	村	長	福	満	征	一	郎 君
教	育	長	齊	脇		司	君
総	務	課	長	肥	後	政	司 君
住	民	課	長	前	田		貢 君 (途中から出席)
経	済	課	長	松	下	賢	次 君
教育委員会教育総務課長				久	保	源	一 郎 君
会	計	管	理	者	安	藤	浩 樹 君
経済課航路対策室長				沖	中	猛	則 君 (日程第7、議案第63号のみ)

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記 日 高 尚 子 君

平成21年10月9日(金)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
6 番	用	澤	満	男	君
7 番	有	川	和	則	君
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君
副 村	長	福	満	征	一	郎 君
教 育	長	齊	脇		司	君
総 務 課	長	肥	後	政	司	君
住 民 課	長	前	田		貢	君
経 済 課	長	松	下	賢	次	君
教育委員会教育総務課長		久	保	源	一	郎 君
会 計 管 理 者		安	藤	浩	樹	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記	日	高	尚	子	君
---------	---	---	---	---	---

平成21年第3回（10月）十島村議会定例会 議事日程（第1号）

平成21年10月1日（木） **午前** 午後 11 時 00 分開議

[illegible]

平成21年第3回（10月）十島村議会定例会 議事日程（第2号）

平成21年10月2日（金） 午前・午後 10 時 00 分開議

[illegible]

平成21年第3回（10月）十島村議会定例会 議事日程（第3号）

平成21年10月5日（月） 午前・午後 時 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
----	------	-----	------	------

[illegible]

平成21年第3回（10月）十島村議会定例会 議事日程（第4号）

平成21年10月6日（火） 午前・午後 時 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
----	------	-----	------	------

[illegible]

平成21年第3回（10月）十島村議会定例会 議事日程（第5号）

平成21年10月7日（水） 午前・午後 時 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
----	------	-----	------	------

[illegible]

平成21年第3回（10月）十島村議会定例会 議事日程（第6号）

平成21年10月8日（木） 午前・午後 時 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
----	------	-----	------	------

[illegible]

平成21年第3回（10月）十島村議会定例会 議事日程（第7号）

平成21年10月9日（金） 午前・午後 10 時 00 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
----	------	-----	------	------

[illegible]

平成21年第3回（10月）十島村議会定例会

10月1日(木)

△開会宣言

○議長(日高通君)

ただいまから、平成21年第3回（10月）十島村議会定例会を開会します。

△開議宣告

○議長(日高通君)

これから、本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配布致しております議事日程のとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長(日高通君)

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、4番、平泉二太君及び5番、平田傳義君を指名します。

△会期の決定

○議長(日高通君)

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から10月9日までの9日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は、本日から10月9日までの9日間に決定しました。

△会期日程の決定

○議長(日高通君)

日程第3、会期日程決定の件を議題と致します。

お諮りします。

会期日程につきましては、配布致しております日程表の通りと致したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

よって、そのように決定致しました。

△諸般の報告

○議長(日高通君)

日程第4、諸般の報告を行ないます。

はじめに、会議・研修会関係についてご報告致します。

7月24日に開催されました「全国離島振興市町村議会議長会・臨時総会」について、鹿児島県離島振興町村議会議長会長より資料の送付を受けております。内容は、「平成22年度の離島の振興に関する要望事項」の決定と、今年1月から6月までの会務報告であります。決定しました要望事項等につきましては資料を配布しておりますのでお目通しください。

次に、6月定例会におきまして議員派遣の決定を致しました7月29日から30日にかけての「常任委員長研修会」につきましては、皆既日食等日程等の関係で、総務・経済両常任委員長、議会運営委員長の3名ともに欠席しております。

次に、8月6日に、「市町村政研修会」が開催され、正副議長・総務委員長・事務局長の4名が出席しております。内容としましては、「元気を作る『大谷流』コーチング」と題して有限会社 志縁塾代表取締役 大谷由里子氏が、また、「基本方針2009と地方財政の見通し」と題して関西学院大学大学院経済学科研究科人類福祉学部の小西砂千夫教授が講演を行なっております。資料を配布しておりますのでお目通し願います。

次に、『「平成21年3月定例議会等に関する調べ」集計結果表』の資料送付を県町村議会議長会より受け、議員各位にも配布しておりますが、内容につきましては、「議員報酬等に関する調べ」等の鹿児島県市町村の状況を取りまとめたもので、来年3月末までに期限切れとなります村議会議員の報酬等の特例条例の今後の取り扱いを検討するうえで参考資料になるかと思えます。

次に、村長より「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づきます「平成20年度健全化判断比率及び資金不足比率について」の報告を受けております。議員各位には、同法律に関する概要、解説資料を添えまして事務局から送付させたところではありますが、内容の詳細につきましては決算審査の折にでもご確認いただければと思います。

次に、監査結果の報告を行います。

監査委員より、今年の6月定例会以後に実施されました6月、7月、8月、9月の例月出納検査結果についての報告がありました。これらの内容につきましては、お手元に配布致しておりますので、お目通し願います。

最後に、先の6月定例会を主な内容としました「議会だより」第46号を、9月11日に発行致しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

△行政報告

○議長(日高通君)

日程第5、行政報告を行います。

村長から、行政報告についての申し出がありました。

これを許可します。

村長、敷根忠昭君。

(村長 敷根忠昭君登壇)

○村長(敷根忠昭君)

村議会定例会における行政報告を申し上げます。平成21年第3回村議会定例会の開会にあたりまして、当面する諸問題の推移等につきまして、行政報告を申し上げます。

まず、平成21年度の普通交付税でございますが、本年7月9日に算出結果の検収が実施され、同月28日に交付額が決定致しました。

昨年8月に出された総務省の概算要求では、6,014億円(3.9%)の減額となっておりますでしたが、本年度決定額では、3,292億円(5.1%)の増となっております。臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税では、8,171億円(11.1%)の増となっております。

本村の普通交付税は、前年度と比較して24,490千円(1.8%)増の1,404,539千円となっており、臨時財政対策債を含めると46,860千円(3.30%)増の1,467,431千円となっております。

従いまして、本村の普通交付税の決定額は、平成19年度以来3年続けて増額となっております。

本年度の普通交付税の特徴を見てみますと、基準財政収入額で前年度に比較すると4,976千円(5.7%)の増となっております。これは、郵政民営化に伴い法人税割納税事業者の増加等で2,198千円の増が影響しています。また、村民税所得割では、納税者の大半を占める教職員、郵便局員の減により799千円の減となっています。

次に、基準財政需要額では前年度に比べ30,170千円(2.10%)の増となっております。これは、48,979千円皆増の地域雇用創出推進費が大きく影響しております。

地域雇用創出推進費は、平成21年度から新たに創設された費目であり、自治体が雇用に結び付く事業に使うために設けられており、使い道は自治体の裁量に任されております。

他に、農林水産業費で前年度に比べ17,035千円(50.8%)の増(50.8%)となっております。これは、測定範囲の増減ではなく、単位費用で8,000円の増、密度補正で3.178ポイント上昇したことが影響しています。

また、消防費で単位費用が400円の増、段階・態容補正で0.423ポイントの増により前年度と比べ4,431千円(23.1%)の増、徴税費で段階・態様補正で0.95ポイント上昇したことにより、3,320千円(44.0%)の増となっています。

反対に、公債費では公債費負担適正化計画に基づく過疎対策事業債及び辺地対策事業債の発行額減少や償還終了等により前年度と比べ29,650千円(4.6%)の減となっております。

定額給付金につきましては、本年3月13日付けで対象者への申請書の送付を開始し、同月16日から各島出張所窓口で受付を開始しました。その間に、広報誌や防災行政無線或いは各島出張所により定額給付金の申請の呼掛け等を行い、全ての対象者が受給できるよう広報活動を行ってまいりました。給付金の給付開始は、3月24日に第1回給付を行い、私が島を訪問し、申請者に直接、給付金を手渡ししております。その後、随時、受付された申請書の確認作業を行ったうえ給付を行い、9月15日をもって受付を終了しております。今回の定額給付金の給付対象者は、624名で給付予定額は10,088千円となっておりますでしたが、実際に給付申請をして受給された方は、617名で給付済額9,996千円となっており、7名の方が受給されておられません。その内訳は、未申請者2名、受取拒否者2名、住居不明者3名でございました。

次に、鹿児島県離島航空割引制度でございますが、航空機を利用する区域にある離島市町村居住者を対象にした離島航空割引カードについて、本村でも7月から発行手続きが開始され現在まで、5名の住民から申請があり、カードの発行を行っております。

これは、県管理空港における離島便を対象とした着陸料の軽減措置の拡充に対する各航空会社の還元策として実施されているものであり、割引額は、航空会社や路線で相違しますが、率にしますと24%から31%程度の割引となっております。

8月27日に投票、30日に開票された第45回衆議院議員総選挙の十島村の選挙結果については、当日有権者535人のうち461人の投票があり、投票率は86.17%と平成17年度の衆議院議員総選挙の84.66%を僅かながら上回っております。

平成16年度に策定された第3次行政改革大綱が期限を迎えた為、平成20年度から第4次行政改革大綱を策定するために取り組んでいたところですが、先月28日に村行政改革推進委員会からの答申を受けたところです。

このことにつきましては、第4次行政改革大綱の内容を村ホームページ等により、広く周知すると共に答申内容を十分検討したうえで本年中を目処に、実施計画を策定したいと考えております。

平成21年度の消防学校現地指導会が、8月18日に小宝島に於いて消防団員19名の参加のもと実施されました。

本指導会については、非常備消防である十島村・三島村を対象に実施されるもので、仕事等の都合により消防学校での研修を受けられない消防団員に対して消防学校の教官が現地に赴き指導する制度であり、本村では毎年度消防学校の日程上からこの時期に実施しているところであります。

講義・指導内容は、①火災防御 ②救急救命蘇生法（AED講習） ③訓練礼式 ④消防機材の取扱い等であります。

本年4月に宝島で原野火災がありましたが、今回、現地指導会に参加した消防団員も身近に火災が起こったことにより、日頃の消防訓練の重要性を一層強く感じていたように思います。また、宝島での火災発生を受けて、消防学校教官より火災発生の際の役割を確認する必要があるということで、小宝島看護師にも参加要請を行い避難誘導や避難者支援の訓練を実施致しました。

本村消防団は、離島消防団であるため分団員が一堂に会して訓練をする機会がない為、本年度も各島から多くの団員に参加していただき組織で行動する訓練が実施できたことは非常に意義深いことであったと思っております。

本指導会を通じて分団員同士の交流も図ることができ、今後の消防防災活動に貢献できるものと期待しているところであります。

次に、皆既日食についてご報告致します。

今年7月22日の皆既日食は、世紀の天体ショーとしてトカラ列島が世界の注目を浴びており、多くの観測者が押し寄せるであろうと予測されていきました。

本村ではその観測者の受け入れにあたり、①住民生活を守る ②自然環境を守る ③観測者の安全を確保する ④観測者が島に滞在する為必要な環境整備は受益者負担とする、といった4つの原則を立て、近畿日本ツーリスト株式会社と業務委託協定を結び、住民と一体となって受け入れ対策に取り組んで参りました。

輸送手段、宿泊場所、食事、電力、生活用水、保健医療など、様々な課題がありましたが、関係機関の協力をいただきながら、準備を進めて参りました。また、各島の側溝の安全対策などインフラについても相当の整備を行ないました。

7月18日から26日までの間の観測者数につきましては、口之島26人、中之島67人、平島38人、諏訪之瀬島125人、悪石島220人、小宝島40人、宝島162人の1,085名でありました。この他407名の方が当日、諏訪之瀬島に上陸する予定でしたが、天候不良の為上陸できず船上からの観測となりました。当日は生憎の天気で、ダイヤモンドリングやコロナなど、皆既日食特有の現象を見ることはできませんでしたが、島全体が6分前後の神秘の闇に包まれるという、感動的な現象を体感することができました。

また、観測者の皆さんが大きな事故等もなく島に滞在し、無事に島を離れていただけたことは、大いに評価されるべきものと考えております。さらには、観測者の多くの方々から、島の豊かな自然と住民の温かいもてなしに対し、大変感動したとのコメントをお寄せ頂いております。皆既日食は十島村にとって大変多くの有形無形の財産を残してくれたものと考えております。

皆既日食につきまして、これまで数年にわたり、住民の皆様にはご心配とご苦勞をおかけしましたが、このような結果を迎えることができました。あらためて住民の皆様のご協力に感謝致しますと共に関係

各位のご尽力に対し、この場をお借りしまして御礼申し上げます。皆既日食により十島村は、マスコミ等を通じさまざまな話題を提供し、トカラの名が各方面に知られるようになりました。また、皆既日食に向けた取り組みでは、役場職員と住民との連携がうまくとれて、住民の間にも一体感と達成感が生れました。この気運を生かして、皆既日食を一過性のものとせず、今後の地域振興策に繋げる為、地域振興室を中心に「皆既日食後の地域振興検討会」を立ち上げ、定期的に検討会を開催しているところでございます。

6月議会において指定助成事業補助金について、会計検査院の検査を受けていることを報告致しましたが、その後の経過につきましては、関係資料の提出要求があり提出しましたが、未だ検査結果の公表はありません。公表があり次第、ご報告申し上げたいと存じます。

平成21年6月以降の子牛セリ市状況につきましては、6月から8月は平均単価で25万円でありましたが、9月平均は34万円の高値で取引されております。近年、登録牛に関する意識も高くなり平成19年度の登記率は約60%でありましたが、平成20年度は一般牛の淘汰が59頭、繁殖メス牛導入が63頭あり、登記率は70%になっております。また、6月セリ市で中之島の子牛が管内で最高値を付ける快挙があり、登録牛への切り替えがさらに進み、本年度末には80%を超えるものと期待しております。

サンセベリアにつきましては6月から8月下旬の集計で11,000本、約200万円の出荷がありました。

8月下旬に諏訪之瀬島において、営農指導員によるIターン者に対するサンセベリアの栽培指導を行っております。今後は、I・Uターン者の定着を目指し栽培指導をさらに徹底して参りたいと考えております。

道路事業関係につきましては、6月議会に計上しました工事関係は、諏訪之瀬島川之上線整備工事以外は発注を済ませております。

林道国庫補助事業の口之島線、中之島椎崎線は9月初めに請負契約を締結致しております。

港湾補助事業は工事請負仮契約を締結し、今議会で承認をお願い致しております。

簡易水道事業の国庫補助事業悪石島地区、県補助事業諏訪之瀬島地区は10月末までには発注する予定であります。

地籍事業につきましては、中之島地区において境界立ち合いによる測量等を計画致しております。

尚、同地区の事業完了の目途は平成23年度を考えております。

「フェリーとしま」の運航状況につきましては、6月から7月末まで「皆既日蝕」関係の物資、関係スタッフ、観測者の輸送等については、天候に恵まれ当初計画していました通り、輸送業務を遂行することができました。8月～9月に入りますと台風の影響による欠航等があり、利用者の皆様方にはご不便をおかけしました。また、尖閣諸島方面から多数の流木が本航路海域に漂流していることは既に報道等でご承知の通りであります。本船の運航につきましては船橋の見張りを厳重にして運航しております。

しかしながら、口之島までの夜間航行では流木等を視認することが難しく、また、流木が長期間漂流しますと水面下を漂流するようになり、ますます視認することが難しくなり苦慮しているところであります。この流木対策については、鹿児島県旅客船協会を通じて、鹿児島県知事等に対し流木等の撤去をお願いしたところであります。

定期船の入渠工事につきましては、本年2月に入渠した際に左舷プロペラ軸を抜き出したところ、プロペラ軸のスリーブ部が摩耗し、プロペラ軸受との間隙が許容値の範囲内ではありましたが、22年2月入渠予定の頃には許容範囲を超えることが予測される為、プロペラ軸の修正方法をプロペラメーカー、ドック等と協議し22年2月入渠時に両舷のプロペラ軸の修正工事を施工することとし、運輸局及び鹿児島県と工事についての協議を開始しております。また、同工事に係る補正予算を今議会に上程しますので詳細につきましては、補正予算審議の折ご説明致します。

地域公共交通活性化再生総合事業による「宝島」と「名瀬」間の定期船による試験運航につきましては、9月28日、10月10日、10月19日、11月2日、11月22日の鹿児島出港便を名瀬便として運航することを計画しています。この試験運航につきましては、本村各島と名瀬間の利用状況等を調査するものであります。

また、高速船「ななしま2」につきましても9月～11月にかけて5回運航することとしています。

次に、新型インフルエンザ対策でございますが、5月16日に国内で最初の新型インフルエンザ患者が確認され、本村においても9月27日に新型インフルエンザ患者が確認されたところであります。

本村におきましては、国・県の行動計画等を基本に地域の状況を踏まえた「十島村新型インフルエンザ対策行動計画」を9月30日に決定し、同日に「十島村新型インフルエンザ対策本部」を設置して、感染拡大を防ぐ為の対策を「十島村新型インフルエンザ対策行動計画」をもとに進めているところでございます。現在の対策としては、新型インフルエンザワクチンの確保及びタミフルやリレンザの備蓄、マスク・消毒液等の確保に努めているところでございます。

また、水際対策として「フェリーとしま」の乗船客に対し、手の消毒を徹底して頂くことにしております。新型インフルエンザは、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も色々と考えられる為、今後の状況等を踏まえ感染拡大を防ぐ為、適切に対処し、被害を最小限に抑えられるよう努めて参りたいと思います。

併せて、季節型インフルエンザ対策として、インフルエンザ予防接種料金の値下げ、ワクチンの供給・確保を図っているところでございます。

平成20年度～21年度、県の離島地域（三島村・十島村）医療強化事業において、保健所、村、日赤病院、鹿児島大学、県社会福祉協議会等、様々な視点から離島地域の医療・福祉・介護について検討がなされております。

重点項目と致しましては、①医師が常駐しない地域・医療機関での医療連携体制 ②島内で安心して医療を受けられる地域体制等の医療連携強化体制を構築し、村民ができるだけ住み慣れた地域で生活出来るよう支援する、この2点に重点をおき検討がなされているところでございますが、平成19年度の「十島村における保健・医療・福祉のあり方研究会」の研究成果とあわせて、この検討会を活用し、村の医療・福祉・介護の充実を推進すると共に、医療連携、各種機関との連携を図り村民ができるだけ住み慣れた地域で安心して生活出来るよう努めて参りたいと考えているところでございます。

6月25日、県教委の計画学校訪問が悪石島小中学校で実施されました。離島小中学校の学校経営等の調査、指導が行われております。口之島・諏訪之瀬島の2校の計画訪問も本年度中に実施される予定になっております。7月13日、定例村教育委員会が本庁で開会され、補正予算、社会教育委員の承認について審議がなされています。

7月30日、31日の2日間、第34回十島村教育研究大会が鹿児島市で開催され、離島へき地教育について、教職員の研究発表及び討議がなされ、充実した研修が行われました。

8月3日、村給食調理員の研修会が、始良町・県学校給食会センターで開催されております。本年度は、米粉入りパンの作り方について実習があり、9月からの学校給食に提供されています。

8月9日、10日の2日間、鹿児島水族館の特別企画展「トカラ列島の海の生きものたち」のイベントに、各島の子ども会会員が招待され、黒潮大水槽の前で宿泊し夜の水族館を体験したり、水族館の裏側を特別に見学させて頂いたり貴重な宿泊体験をしております。

9月12日、口之島ファミリー劇場が開催されています。本年度は全島実施の予定で、その後、9月中に宝島・中之島、10月に悪石島、11月に諏訪之瀬島、12月に小宝島を予定しております。

以上、当面する村政の諸問題の推移等につきまして行政報告を申し上げましたが、本議会に上程しております議案は、条例の改正に関するもの1件、工事請負契約の締結に関するもの3件、条例の制定に関するもの1件、予算補正に関するもの4件、決算の認定に関するもの7件、固定資産評価委員の選任に関するもの3件となっております。

それぞれの議案の説明につきましては、議案上程の折ご説明申し上げます。

何卒よろしくご審議のうえ議決していただきますようお願いを申し上げて行政報告を終わります。

○議長(日高通君)

これで、行政報告は終わりました。

これより昼食の為、休憩致します。

午後は1時に、お集まりください。

休憩

○議長(日高通君)

午前中に引き続き、会議を開きます。

△一般質問

○議長(日高通君)

日程第6、一般質問を行います。

一般質問の第1回目の質問は登壇して行って下さい。第2回目以降の質問、及び執行部の答弁は自席の方から行って下さい。また、質問の持ち時間は1人、当局答弁を含めず45分以内とし、一般質問に対する関連質問は許可致しません。

それでは、通告の順番に発言を許します。

1番、日高助廣君。

○1番(日高助廣君)

本村における産業振興対策について、質問を致します。前向きで、村の将来を見据えた回答をお願いします。住民が地域で生活を営む上において、なくてはならないのが地域産業であります。本村においても、特定離島等の事業で多くの産業振興対策を図って参りましたが、畜産業を除いては十分な効果があったとは言えません。本村を取り巻く、地理的流通経路等の厳しい条件等がありますが、産業としての条件を満たしていないのが、現状であります。原因を掘り下げてみる時に、多島一村である為の厳しい予算配分、専門職の職員がいないことにつきますと思います。住民の経済状況は、年々厳しさを増しております。村内の、現在の経済状況をどのように把握しているのか、これまでの産業振興対策により、どのような効果があったのか、また問題点があれば伺いたい。

次に、人口対策を考慮した産業振興を図るべきであります。本村の人口は、7月現在で621人です。4年後の計画人口は、439人となっております。村の目標人口は、700人です。現状の推移でいくと、700人という目標は到底達成は出来ません。今何らかの対策を講じなければ、本村の未来はありません。しかしながら、本村には他の地域にはない素晴らしい自然の宝があります。ここにやる気のある元気な若者を呼び込み、村の将来を託す以外にはありません。また、多くの住民の皆さんも額に汗し、頑張っております。早急に思い切った定住促進の見直しと平衡し、各島に適した産業の構築を図る必要があります。畜産分野においては、村の基幹産業であります。今後においても、生産コストの削減、品質の向上と、引き続き新たな振興を図る必要があります。厳しい現状ではありますが、農家の安定経営の為、本気で取り組んでもらいたい。一般農業においては、トラノオ、柑橘類、タケノコ、ツワブキ、田芋等の生産がありますが、各島に応じた作物の奨励と規模の拡大、流通の開拓が必要です。また、常勤の営農指導員の配置が当然必要であります。農業が見直されている今こそ、また、将来の村の生産基盤の構築においても必要であります。水産業においても後継者が減少し、豊富な漁場を持ちながら伸び悩んでいるのが現状であります。新規就労者の開拓も急ぐ必要があります。加工品等の開拓も必要であります。一例を申し上げますと、村の事業で漁業塾を開校し、人材の確保に努める必要があります。観光面につきましては、観光実村を目指す本村にとって、観光産業も大きな柱であります。民宿経営者等を中心とし、観光協会の立ち上げ、ガイドの育成等が必要であります。以上の点につきまして、村長の考えを伺いたい。また、新たな振興策があれば伺いたい。

次に、農地の流動化対策について伺います。各島において、農地の荒廃が多く見られるが、村はどのような対策を講じていくのか伺いたい。地権者と借り手の仲介が難しく、農地の有効利用が出来ていないのが現状であります。村で農地の仲介が出来る農地バンクを設置し、仲介するのがもっとも有効であります。これについても伺います。農地の荒廃と空き家の多い地域は、衰退するといわれております。産業振興の上においても、重要な課題であります。最後に、第4次十島村総合振興計画が平成16年に発行されておりますが、基本構想の理念の項目で、我が村はものを生み出し、活力ある産業をつくると、はっきりと明記致しております。安定した住民生活は、確実な産業振興対策に尽きることを申し上げます。

して、1回目の質問を終わります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

1番議員さんの質問に対して、お答えを申し上げます。まず一つ目の、産業振興対策、及び経済状況の現状はどうなっているのか。その中で地場産業振興が叫ばれて久しいが、これまでの政策でどのような効果があったのかということ、また、その問題点についてのことを言ったわけですが。

まず、平成20年度における各産業分野の主な出荷結果の概要等について、現状をご報告申し上げます。始めに、びわであります。これは昭和62年から市場出荷がなされております。昨年で、市場出荷21年目を迎えております。最盛期は平成11年度で、中之島、宝島の農家26戸が4ヘクタールの栽培をしております。約7トンの出荷で、販売金額として約8,000千円が売上げ収入ということになっております。昨年は15戸の農家が約2ヘクタールを栽培しておりまして、3トンの出荷で、販売金額は3,400千円程度であります。出荷量、販売金額ともに前年度を若干上回ってはおりますけれども、先程申し上げました平成15年と比較しますと、栽培農家の減少により最盛期の約40%に落ち込んでおります。

次に、サンセベリアであります。これにつきましては、平成10年に市場出荷を開始しまして、昨年はちょうど出荷10周年でありました。宝島での試験栽培を得て、各島一斉に植え付けを行っておりますが、一時期マイナスイオンが植物の中では一番多く出すというようなテレビ放映等の効果もありまして、平成14年度には約50,000本を出荷、14,000千円程度の売上げがありました。昨年度は、口之島、中之島、諏訪之瀬島、宝島の4島で約33,000本が出荷されておりますが、収入は6,000千円程度の売上げとなっております。その86%を宝島が占めておりまして、前年度に比較しますと、本数で5,000本、金額にして500千円程度の減少となっております。

次に、大名タケノコであります。これにつきましては、平成16年度から市場出荷を行っております。当初、中之島、諏訪之瀬島、悪石島の3島でやっておりましたが、17年度からは諏訪之瀬島と悪石島の2島のみとなっております。昨年度の出荷が5年目でありましたけれども、出荷量が約2トン少し、金額で約1,500千円程度であります。前年度の約65%という結果となっております。

次に、畜産の子牛生産でありますけれども、これは昭和62年の市場出荷が始まりで、昨年度で21年目を迎えております。売上高は、最高で平成17年時の242,000千円で、687頭が出荷されております。昨年は年次で行きますと、546頭が出荷されております。130,000千円の売上げで、最盛期の50%程度の状況となっております。また、年間の平均販売単価も203,745円で、最高の平成18年の373,248円に比較致しまして169,503円安、19年の332,280円に比較しても128,535円安という結果となっております。子牛価格につきまして平均価格の推移を見てみますと、昭和62年から平成3年までの5年間は、一応300千円以上、その後の平成5年、6年が160千円程度での最安値、そして徐々に回復をしまして、平成16年から平成19年の4年間は、再び平均価格が300千円以上になっておりまして、20年の203,745円という推移となっております。価格の変動につきましては、いろいろありまして、BSE問題、輸入牛の肉自由化問題、あるいは近年の燃料価格上昇に伴う飼料価格の高騰等、社会情勢が密接に関係をしております。畜産農家にとりましては、非常に厳しい環境が続いていると言えます。

それから、水産業の水揚げを十島村漁協の取扱い分で見ますと、20年度は漁獲高が31.8トン、漁獲売上高は21,500千円となっております。これを昨年度に比較してみますと、漁獲高で1.4トンの水揚げで4,300千円程度の減少となっております。本村の漁業を昨年11月1日現在で実施しました、2008年漁業センサスの速報値で見えますと、調査対象とされた漁業経営所帯、あくまでもこれは個人ですが、29年で個人の漁業経営は29所帯、その動力漁船が29隻おりまして、その内訳は1トン未満が2隻、1～3トンが16隻、3～5トンが7隻、5～10トンが3隻、漁船として非使用船が1隻。それから漁業の種類で言いますと、複数回答ですけれども、刺し網が2所帯、引き縄釣りが14所帯、その他の釣りが21所帯。それから投網、あるいは貝取り、これが1所帯、その他の漁業が8所帯となっております。また、漁獲販売金額別では販売無しが2所帯で、1,000千円未満が16所帯、1,000千円から3,000千円が7所帯、3,000千円から5,000千円が3所帯、5,000千円から8,000千円が1所帯、こういう状況であります。1,000千円未満の販売が約6割を占めておりま

すが、この方々については、あくまでも兼漁業家という方々だろうと、そういうふうに思っております。漁業にとりましても、燃料の高騰、それから最近の魚の価格の低迷により、厳しい状況が続いているということが言えると思います。

こうして分野別に見て参りましたが、どの分野を見ましても非常に厳しい現状であります。びわ、サンセベリア、大名タケノコ、子牛出荷にしましても、大方20年前、あるいは10年前、5年前からの取り組みでありまして、サンセベリアにつきましては、10年で70,000千円の売上げ、大名タケノコは5年間で約7,000千円の売上げ、それぞれが住民にとって新たな現金収入を得る産業として貢献しておりますけれども、こういうものがある程度大きな成果であると思っております。また、それぞれの分野において増産、あるいは省力化を図るために、牧野の改良、共同畜舎の建設、機械の導入、ビニールハウス導入、作業道の整備、各種助成事業等、状況に応じて様々な対策を講じて参りました。

しかし前述の通り、その出荷量、販売金額の推移を見ますと、確かに行き詰まったような感じが致しますが、その問題点は何かというご指摘もありましたが、これは言わずとも、先程議員がご指摘の通り、人口の減少問題、それから高齢化の問題、これがやはり一番の問題であります。どの分野につきましても、先程から述べておりますように、従事する戸数が減少しておりまして、そのことが栽培面積の減少、出荷量の減少、販売金額の減少と繋がっております。

また、新たにいろいろ島で出来るものとして考えてやってもらっておりますものが、塩の製造、あるいは、今宝島ではハマボウフウですかね、これの栽培をして、これは試験的にやっているわけですが、どこですか、沖縄の南の、あそこでこれが非常に今ブームになっておりますが、私どもの島でもそういうものが出来る。ですから、お互いにやはりこういうこと辺りを工夫しながら、生産コストをなんとか上げていく。こういう努力をしていかなければなるまいと、そういうふうに思っております。

ご指摘の通り、いろいろな問題を抱えて、しかも多島村ということで、大変難しい環境でもございます。そういうような中での地場産業の育成ということでありますので、お互いが理解をしながら、それに向かって足りない面を補うような形でやっていく必要があるのかと、そういうふうに思っております。

大変厳しい状況の中でご指摘を受けておりますけれども、行政だけがいくら頑張っても、そこに住んでいる皆さんも一生懸命一緒になって知恵を出し合うことも大事であろうと思っております。これから研鑽を重ねて産業振興に尽くして参りたいと、そういうふうに思っております。

それから、人口問題につきまして、人口問題を考慮した産業振興を図れる、安心して定住出来る産業作りを図るべきであるが、現状では安定した地盤整備が遅れている。農林水産業観光産業の具体的な振興策を図るべきではないかと、こういうふうにご指摘を受けておりますが、まず、人口問題につきましては、平成15年から平成16年度にかけて策定致しました、第4次十島村総合振興計画の大きな柱となっております。

策定にあたりましては、全住民を対象に説明会を開催致しました折、その中で人口問題と財政問題の2つを中心に現状を説明し、それを踏まえて、今後十年間の計画を策定したわけであります。島毎の具体的な話し合いにつきましても、村づくり委員会を設置して頂いて、多い島では10回にも及ぶ話し合いをもって、総合振興計画を作成して、その中の意見として、人がまず第1であると、先程から言っております、いわゆる人口問題の人でありまして、人を大切にしていこうと、住民であれ、U・Iターンであれ、観光客であれ、人を大切にしていこうと、まず第1ではないのかと、こういうようなことで皆様から寄せられております。

その結果と致しまして、第4次総合振興計画の基本理念の第1番目に人を大切にすると、こういうことを掲げてやって参ります。この計画では、10年後の平成25年の人口目標を、先程もご指摘がありましたが、700名と設定をしたわけであります。そして、その目標を達成するために、今まで様々な政策も行って参りました。人口増加を図るには、U・Iターン者に来て頂かなければ、意味がありません。その直接的な制度としましては、定住促進生活資金の交付制度を条例で定めておりますが、U・Iターン者にとって、住居と働く場があることが、まず第1次的な問題となります。

そこで村営住宅を平成2年から年次計画で整備して参りました。働く場の確保という面からは、産業の振興策も合わせまして、従来からの制度、住民住宅貸付資金、あるいは産業振興資金、畜産振興対策技術習得奨励金等々に加えて、平成16年からは漁業就業者の育成事業、平成17年からは新規就業者支援制度を開始しております。

また、産業振興資金、住宅貸付資金の内容につきましては、より実効性を掲げるために、平成18年

3月議会において、内容の一部改正も行っているところであります。我々の地域は、皆さんご承知の通りで、1次産業しかありません。加えれば、サービス産業として観光産業があるわけですが、この1次産業においては、そのU・Iターンをする方々が、これしか十島村に仕事がないんだ、これに頑張るんだというような目的を持ってきてもらわないと、なかなか定住は難しい。漠然として、島で生活、島だから生活は出来るんじゃないかというようなことで来てもらっては、とてもそれは生活は出来ない。ですから、先程からご指摘がありますように、農業をするか、漁業をするか、そこらをやはり見極めて頂く、そういう人たちが欲しいわけですが、なかなかこれが難しい問題になっております。

あちこちの状況を見てみますと、大都市の近郊辺りで非常に団塊の世代の方々が、農業にいそんでいる姿があちこちで見られますけれども、大都市周辺はやっぱり都市から近いという条件がやはり良いわけだと思います。そういうようなことで、我々の地域に来てまで農業をよっぽど本当に自然が好きで、その魚釣りあたりもちょっと大物に頑張ろうかというような人であれば来るのかもしれませんが、そうした趣味本位の人たちもいらっしゃるわけで、なかなか本当に難しい問題があります。団塊の世代ということで、そういう人たちが来てくれるんじゃないかという期待もしておりましたけれども、なかなかそれも難しいものであります。そういうようなことでありますけれども、それだからと言って手放すわけにはいきません。これから住民と一緒に私共は人口対策は、いの1番に掲げて実践をしていく課題であろうと、そういうふうに思っております。

これらの関係から、個別的な制度の新設、それから体制とは別に大きな3つの取り組みを行っております。1つは、平成18年4月からスタートしております、友好島民制度であります。人口増加を計るまず第1は、とにかく知ってもらい交流することから始めなければならないということで、すぐすぐ定住に繋がるものではないかもしれませんが、先程から言っております、今回の皆既日食等々の関連等もありますので、そういうこの交流人口を増やす。こういうことを、やはり大事にしていかなければいけないのかなと、そういうことで7,000人を目標とした、この友好島民を掲げているわけですが、なかなかこれも思うようにいっておりません。村民1人辺り7,000人ですから、10名を見つけて頂くと、7,000人になるわけですが、この確保についても、4年目を迎えておりますけれども、まだやっと400名にとまっているということで、この辺にももっと力を入れなければいけないのかなと思っております。

この人口問題については、いろいろ本当に考えなければいけないと思っておりますが、昭和27年の日本復帰後に十島村立中学校を卒業した人たちが、1,700人余りいるようです。この人たちはなんとか集合体を作ることには出来ないのかということで、過去にもいろいろ話し合いをしたりしてやってきましたが、今回どれだけ集まるのか分かりませんが、2、3名の方が発起人になって、今一生懸命それをやろうかということで、しかも今度の皆既日食を機会にして、そういう取り組みも考えようという動きがあります。大変ありがたいことだと思っておりますが、たとえ少なくともこれが輪になって広がっていくことを期待してやまない次第であります。

それから2つ目には、ブロードバンドの整備をやるということで、一部の島にはもう既にこれが出来上がって、本年度残す3つの島が残されているわけですが、このブロードバンドがもたらす地域経済への影響、これが非常に大きい可能性を秘めていると、そういうふうに期待をしているところであります。平成17年の6月議会で十島村のブロードバンド化の早期実現を求める意見書の議会の議決を受けて、様々な取り組みを進めておりまして、早ければ本年度中に全島がブロードバンドの実現にこぎつけると、こういうことになっていることはご承知の通りであります。

それから3つ目は、地域雇用創造に向けた取り組みであります。これにつきましては、平成17年度の厚生労働省の研究事業を活用して、トカラにおける雇用の場の不足を少しでも解消出来るんじゃないかということで、現状の分析と今後の雇用創造の方向性を検討するという、調査研究事業を行いました。そして、平成18年度から本体事業に取り組もうという計画でありましたけれども、なかなか補助事業の関係が地元との協議等との不十分な点があったりしまして、上手くいかなかった経緯がございます。現在取り組んでおります、皆既日食での経験を活かそうという試しの1つを掲げておりまして、日食の受け入れ準備対策の方法として、島毎に担当職員を2人ずつ配置をしました。

この島担当職員について、住民との説明会、それから日食本番を通じての島との関わり、島民の意見、考え方、十分に意見交換が出来たと考えておりますが、その成果をなんとかこれからも続けることは出来ないのかということで、先程行政報告でも申し上げましたが、その経験、知識を活かそうと、

そして各島の産業興しなりについて、現在2週間に1回話し合いを役場の中で行っておりますが、その中から実現可能なものをピックアップして、住民の皆さんとも意見交換、そして研修、視察事業会と進めていけば、またいくらかの成果が上がるのではないのか、このような模索もしているところでございます。

この3つの取り組みを柱に、農業、畜産業、水産業、観光業の振興について、これまでと異なった視点での振興策を検討していきたいと考えております。ある程度方向性が見えてきました段階では、また住民の皆さん、議員の皆さんとも十分説明、相談したいと思いますが、双方が車の両輪になって、これから一層取り組んでいけますような力添えをお願い致したい、そういうふうに思っております。

次に、農地の流動化を図れ、農地の荒廃が見られるが、どのような対策を講じるのか、地権者と借り手の仲介を村が行い、農地の流動化を図るべきである。産業振興、産業興しの上でも重要な課題であるというご質問であります。

農地の流動化対策につきましては、地権者と借り手、農家の調整によって、村が、本来は村が農業委員会の決定を得た上で、農地利用集積計画を報告することや広告することによって、貸借関係、あるいは売買が成立することが、法律で定められております。ご指摘の通り、農地の荒廃は本村の各島共通する問題で、かねがね私もなんとかならないものかと痛感しているところでありまして、ご指摘の通り同感でございます。以前にも、村が仲介役になってほしいという要請もありまして、仲介することはやぶさかでないと私は回答した記憶がありますが、その後、具体化されないまま経過しているのではないかと思っております。遊んでいる土地を借りて産業興しをする、素晴らしいことだと私も思っております。是非、これを具体化するようにご協力をお願いしたいと、私共も取り組みについては、いささかもこれを否定するものではないということを、申し上げておきたいと思っております。

しかし、本村の農地につきましては、まだその地籍調査が終わってないものですから、境界をはっきりしていない土地が登記番号と現地が一致しない土地等が数多くありまして、農地法という流動化対策はこういうものが残っておりまして、厳しい現状ではあります。しかし、地籍調査が済んだところはいくまでもないことでありますけれども、先程らい申しておりますように、個人の土地を村が仲介してやる、これは皆さんの方から具体的なものが出てくれば可能だと、私はそう思っておりますので、是非、そうしたことをこれから具体化するように、皆さんも協力をお願いしたい、そういうふうに思います。終わります。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

最初の質問の農業生産の実態を見ますと、人口の減少、農家の減少等で売上げも落ちているのが現状であります。しかし、長年の農政の対策におきまして、出荷の体制に問題があるんじゃないかならうかと思っております。と言いますのは、市場をまず市場出荷のみに限定して、販路の拡大を怠っているんじゃないかならうかと私は思っております。

まず、もう少し経済課の担当の皆さんがもう少し腰を据えて、住民の中に入ってもう少し村の空気を吸って、住民と膝を交えて「どうでしょうか、どうなんですか」と、実態を探るべきことがなされていないように私は思っております。というのは、今日も農地の荒廃状況の資料を要求しておりますけれども、全く把握が出来ていないというのは怠慢ですよ、はっきり言って、行政のですね。何のために、農業委員会があるのですか。何のために、経済課の担当がおるのですか。そういうのが、もう少し住民の方に目を向けてほしいと思っております。

次に、人口対策なんですけれども、産業と連動でIターン者、Uターン者を受入れるということは、私はなされていないと思っております。と言いますのは、「どうぞIターン、Uターン者はいってください」ということで、以前は受入れておりました。しかし、ただお金をばらまいて「定住資金はあげますから入ってください」と言って入ったのは良いですが、1年経ち、2年経つと、「仕事がありません、生活が出来ません」と。他にも結構原因はありますけれども、大概が「生活が出来ません」というように、入った後にフォローが出来ていません。はっきり言って。出来た後の追跡の調査をもう少し行うべきだと思っております。そして、地域にも問題はありますが、仕事を少しでも良いですから与えるということを、住民と一体になって考えていたら定着も幾分は出来ると思っております。情報によりますと、近々ある島の一家6名が出るという情報も聞いております。大変悲しくて、本当に胸が詰まるよう

な思いであります。本当にこの6名の家族が出ることによって、学校も小規模になり、教員もいなくなるんですよ。そういう実体を分かっておられるのか。そこら辺まで突っ込んで、定住促進を見直してください。

それから、私が再三申し上げております、営農指導員の常勤の件であります、私は農業振興において、やはりどうしても常勤の指導員がいると思っております。それも地元ですね。本庁ではなく、地元においてください。地元において各島を巡回し指導を行っていくという、そういう体制が欲しいと思っております。宝島、中之島、諏訪之瀬島、各島一生懸命汗して働いているんですよ、皆さん。農地を耕して、作物を作って、そして出そうと思ったら市場の出荷調整にあって出せない。それならどうするかと言ったら、そのままですね。そういうバランスの悪い経営が、非常に多いんです。小規模農家でありまして、皆さん本当に大変なのです。苦しい中で一生懸命頑張っておりますので、販路の拡大等も真剣に取り組んでもらいたい。

それから、観光産業ですね。私は、観光協会ですか、これは以前から申し上げているんですが、やはり観光振興の面でそういうものがあつた方が住民の連携も取り易いし、そして、将来の観光産業の大きな柱であると思っております。

それから、最後に申しあげました農地の流動化ですけども、これは是非実行をして欲しいと思います。と言いますのは、我々は地域において地域を守っております。その中において、耕作放棄地が結構ありますので、やはり景観上も良くないし、そしてまた利用者が近づきたくても、地権者がなかなか貸してもらえないとか、遠くにおられるとかで、なかなか話が進んでおりません。そして、飼料作物の植え付けとか、そして新たな農産品の作付けとか、そういう方面にも大変重要な問題でありますので、農業委員会等で議論して、もう少し具体化を図ってもらいたいと考えております。答弁をお願いします。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

まず、出荷体制の問題ですけれども、これらについてはいろいろ問題があろうかと思っております。船の運航の関係等もありまして、議員がおっしゃるようにその職員がいつでも、出来るだけその品物が来ればそれを市場に、例えばびわであればその日のうちに市場に運ぶとか、いろいろあるわけですが、いろんな見地から考えてみないとよく分かりませんが、これらについてもやはり研究をしていかなければいけない問題であろうと、そういうふうに思います。

それから、住民の中にとけこむ、これについては、非常に重要なことでありまして、先程第1回目の答弁でも申し上げましたように、この皆既日食で職員を村の島々の調整役といいますかね、これから産業興しからいろんなものに使っていこうと、そういうふうに思っておりますので、この人たちがやはり中に入り込んで、皆さんと意見交換をしながら、良い方向作りをしていくことが大事であろうと、そういうふうなことで、今検討を進めているところであります。今までの関係では、担当課が行かなければ、何も出来ませんでした、島が7つありますと、なかなか同じ島には行っても他の島に行けない。そういう場合もありますので、出来ればそうした職員をどこ島担当というような形で、まず試験的にやってみる必要がある、そういうふうに思っております。

それから、人口の受け入れにも問題があつたということですが、確かに、人を呼び込めばそれで良いという問題では、決してありません。そこにはやはり、食事をしないといけないわけですから、それなりの稼ぎが出てこなければ、そこに定住が出来ないわけでありまして。以前は、人口対策というような、見地からいろいろ「来てください、来てください。」とお願ひしましたが、先程も申し上げましたように、本村は第1次産業しかないわけですから、それが出来る人間でないと、来てもらってもなかなか生活は出来ない。そこらに問題があるわけで、これからはそういうところを考えながら、定住をしてもらわないといけない。そんなふうに思っております。

それから、近日中に6名の家族が出ることですけれども、私は全く承知しておりませんが、先日中之島に漁業をやっておった人が2名出ました。何て言いますか、かねがねここでの漁業では、おそらく生活はできないというふうに考えておったのかもしれませんが、ちょっと同業者とトラブルがあつたりしたみたいで、そういうものが原因だと思いますけれども、出て行っておりまして、確かに、議員がおっしゃるように、折角来て頂いて、そしてまた出て行くということは本当に返す返すも残念でありませんが、これは家庭の事情もあるでしょうし、そこらをしっかりと把握する必要もあるんじ

やないかと、そういうふうに思っております。

それから、農業の指導員の常駐化ですけれども、これは大変難しい問題です。今の指導員が高齢で、しかも、ちょっと病気がちになりまして、「もう辞めたい。」というものですから、私は一生懸命探しましたけれども、この県の農業改良普及所辺りをやはり勤めておった人でないと、なかなか人材が見つかることが出来ません。そういうようなことで、県にお願いしたり、地域振興局にお願いしたりしてやりましたけれども、そういう人材が、何と言いますかね、近い所には行くけど遠い所には行きたくないとか、そういうような関係があったり、そういうようなことで、もっと地域振興局が昔の普及所的なことをやっているわけですので、そこらをもうちょっと活用しようと思って、動いてくれということで言っておりますけれども、それもなかなか動きが鈍くて、上手くいっておりませんけれども、やはりあの人たちを活用しないといけないと思っております。ところが、鹿児島地区は、今までは桜島、吉田がありましたけれども、今、鹿児島市と、三島村、十島村だけですので、もっと本当に動いてもらわないといけないというふうに思っております。極力、今の指導員も、もう長くは続かないわけですので、やはり後々のためには今のうちから探すことを考えておかなければいけない、そんなふうに思っているところであります。また指導員も、果樹専門、あるいは野菜専門、牛専門、専門が違うものですから、1人ではなかなか上手くいかない点もあります。畜産の関係については、今のところいろいろ考えて、職員採用できるものを探そうかということを、やったりしておりますけれども、まだ今のところはっきりしませんけれども、そうしたこと辺りも考えながらやっていかないとはいけない。今のところは、ご承知の通り、前の獣医師が辞めて、後がいなかったものですから、苦肉の策として今副村長の串良町から雇ったりして、やっておりますけれども、なかなかこの指導員的な立場の人たちが少ないことでは、本当に頭が痛いところであります。しかし、それに負けてはいけません。逐次、連絡を取れる県の重要ポストの人たちとは、そうした連携を取っていく必要があるかと、そういうふうに思っているところであります。

それから、品物についての出荷停止、ですかね。これについては、何のことかよく分かりませんけれども、トラノオでしょうか、それとも。どういう事情であったのか、そこらはよく分かりませんけれども、本来そういうことになった場合でも、対処できるような方法をやはり考えておかないといけないと、いけないだろうと。折角作ったものを出荷停止にして、みすみす駄目にするということじゃなくても、宝島辺りではトラノオ辺りは、個人で田舎の花屋と結託してやっているところもありますから、これらはそういう時のために探しておかないといけないだろうと、そういうふうに思っております。

それから、観光協会の設立ですが、私たちもこれは望むところでありまして、これはやはり地元から燃えてもらわないと、島が7つあるわけですから、その1つの島で支部辺りを作って、まず作って、そしてこれを7つの島の合算で十島村観光協会というものを作っていただければ、それはもう確かにありがたいことで。こういうものがあることによって、行政も刺激をされる。お互いに刺激し合いますから、良いあんばいに連携が取れる。こういうのが得策だと、私は考えておりますので、設立するのにも、意義はありません。是非、これらはおっしゃるように地元で盛り上がって、2人でも3人でも良いですから、そういう礎をまず作ることが大事だと、そういうふうに思っております。

それから、農地の流動化については、先程申し上げた通りであります。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

この出荷体制につきましては、市場オンリーだけでは到底無理であります。執行部の村長、副村長あたりが、ちゃんと頑張って営業マンとして、各方面に売込みを図ってもらいたいと思っております。そしてまた、農産物の宣伝がもう少し行き届いていないですので、そこら辺も営業を行ってもらいたいと思っております。

それから、営農指導員の件ですけれども、これはどうしても必要なんです。我々住民は。我々も一生懸命頑張りますので、汗かいて、皆一生懸命頑張っているんです。ですから、是非ともこの常駐化は、私は産業の振興においては必要でありますので、是非、良い人材を配置してほしいと思っております。

それから、観光協会でありますけれども、先程地元の方からということでありましたが、どうしてもこの地元間の集まりがないものですから、話し合い等がなかなか出来ないんですよ。ですから、どこかの部署がそういう地域振興室もありますから、そういう場に素案を作って、各島の民宿等に「どうです

か。」ということを投げかけた方が早いんじゃないかならうかと思っております。そのことも、お願いを申し上げます。

そして、具体的な話ですけれども、この農地の流動化の件であります、いつ頃までに。私たちは1日でも早い方が良いわけなのです。ですから、そこら辺の具体的な案を経済課辺りで作ってもらいたいと考えております。先程申しました、荒廃農地等の分布図も、私はいただきたい、ほしいと思っております。統計上にも必要でありますので、是非、実行をお願い致します。

最後に、村長の答弁をお願い致します。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

質問の要旨は、おおかた分かりました。従いまして、出来る限りそうしたことに努力をして参りたいと思います。先程から申しておりますように、なかなか難しい問題も中にはありますけれども、期待に応えられるのか、どうなのか分かりませんが、一生懸命頑張りたいと思います。

それから、観光協会の関係については、島々でそういう芽生えが出てくれば、全体の取扱いは役場で出来ると、そういうふうに一応思っております。ですから、まず仕掛けをするのが行政からのやり方では、なかなか難しい一面がありますから、例えば、口之島なら口之島で話し合って、それが上手くいけば次の島々との結び方は村で出来ると、そういう方法の方が、私はベターだと、そういうふうに申し上げたわけですので、是非、そうしていただきたいなと思います。

それから、この農地の関係は、どんな考え方をされているのか分かりませんが、役場が仲介ということですから、借りる人が大体借りる土地の目星をつけて、「ここを借りたい。」と、「これは誰のやつなんだ。」ということを示してもらわないと、上手くいく筈がない。村で地図を作ってそれを示せ、ということなんでしょうか。それはちょっと、難しい話だと思うんですけど。借主がここを借りたいということであるならば、それを相手に折衝する役割は役場がするわけですから、私はその方がしやすいと思うんですけど。できればそのような格好にしてほしいと思います。ですから、どこの土地の、出来れば図面辺りが分かるような状況でないと、ただ「ここだよ。」と言われても、それはなかなか難しい面もありますから、さっき言ったように、地籍が出来ていれば、これは問題ないんですよ。地籍のない所では場所まで図示して、大体どこの道路でどこからどう入るという目星がつけば、おおよそ分かると思いますから。相手の個人の名前も分かるでしょうから、そこらを示してもらえば出来るんじゃないかなと思うんですけど。それは、「一時待ってください。」ということではなくて、明日からでも出来る話じゃないかなと思いますよ。ちょっと時間がかかるかもしれませんが。相手との交渉の段階で、いろいろまたここでも協議をしないといけないでしょうし。ですから、それはそういうことを示していただければ出来ると思いますので、そういうふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

最後に、農地の流動化の件ですが、もう少し勉強した方が良いですよ。各町村で農地バンクというのがあるんですよ。村です。農地バンクを作って、貸したい人、借りたい人を募って、その中で調整するんですよ。現に実行している所もあるんですけど、勉強してくださいね、もう少しね。ですから、そこら辺の仲介というのは個人的に良いんじゃないくて、経済課にそういう農地の銀行を、バンクを作るんですよ。借りたい人、貸したい人を集めて。その中でやりくりをするのが、農地バンクなんですよ。勉強してくださいね。早急の実行をお願いします。

今回は時間も迫っておりますので、終わりたいと思いますけれども、私はあえて村の5年後、10年後を考えまして、産業の振興ということで質問を致しましたが、産業振興には終わりはないんですよ。限り無く続くんです。ものすごく、奥が深いんです。ですから、再度、次回ですね。もう一度、質問を行いたいと思いますので、今回は以上で終わりたいと思います。

○議長（日高通君）

これより、10分間休憩致します。

2時30分に、お集まりください。

休憩

○議長（日高通君）

休憩以前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

私たち国民は、平成21年8月30日に執行された総選挙により、自公連立政権から民主党政権への歴史的転換を目の当たりにしました。今回の結果は、多くの国民の皆さんが新しい政治に対する期待を込めての、変革の嵐が吹き荒れたものと思っております。しかし、そのことが本村にとっても、本当に新しい夜明けに向かって突き進める選択だったのか、現時点では分かりません。不安と期待の中で船出した、日本というこの国の中で生活していく、私たち十島村民のこれからの生活に対して、村長としてどのように行政運営を行っていくと考えておられるのか、今後の十島村の方向性も含めて、質問を行います。

これからの4年間で、確実にこれまでの行政システムが様変わりしていくものと、誰もが予想しています。今後、行政組織においては、そのことに対する迅速な対応能力こそが求められるのは、間違いのないことです。これまで以上に、村長をはじめとした管理職の皆さん、そして、職員の皆さんの更なる頑張りを期待しております。

それでは、通告書に従って質問を行います。まず、1点目の質問です。9月16日に鳩山政権が発足して以来、麻生政権時に成立した2009年度補正予算について、予算執行の中止や見直しを進めているということが、連日マスコミを賑わせていることは周知の事実です。このことについては、住民の皆さんの中にも、本村に対する影響がどれほどあるのだろうか、という声を耳にしています。今年度計画している本村の事業関係で、実際に国の補正予算の執行中止や見直しとなった場合、どの程度影響が予想されるのか伺います。特に、事業の中止や延期となった場合に、住民生活に直接的に影響を及ぼすと考えられる事業があるのかも伺います。仮に、住民生活への大きな影響のある事業が執行不能となるようなことがあった場合、村として、どのような対応策を考えているのか、合わせて伺います。

次に、2点目の質問です。先の総選挙において、民主党はマニフェストに「地域主権の確立」を明記しています。更には、具体策として、「全ての事務事業を整理し、基礎的自治体が対応可能な事務事業の権限と財源を大幅に委譲する、国から地方へのひも付き補助金を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金として交付する」とマニフェストにうたっています。実際、既に先程の村長の行政報告の中でも触れられた、地域雇用創出推進については、自治体の裁量に任されているとありました。ただ、私は本村の行政組織としての事務処理能力について、一抹の不安を感じずにはおれません。この質問の冒頭に、職員の皆さんにはこれまで以上に頑張ってもらいたいと申し上げましたが、職員の皆さんの個々の能力というよりも、マンパワーの不足により、この変革に対応し得るのか危惧しております。過去に職員の事務処理の現状について、問うたことがありましたが、その際、「職員には事務量の増加により、かなりの負担を職員1人1人に求めているのが現状である」という答弁を頂いたと、記憶しております。そういった中で、財源も権限も移譲された場合、適切な処理、運営が可能なのか、その点について村長の考えを伺いたい。

私は、平成16年に住民の皆様は十島村議会に送って頂いてから、それまでの1住民としての目線から、議会議員としての目線で行政組織を見させて頂いていますが、私自身が村役場の1職員として携わらせていた時代とは、遥かに高い能力を要求されているのだらうと思っております。そういった中で職員の方から、「職員の業務負担の現状を変えてくれ。」という悲鳴にも聞こえる生の声に、議員としてどのように応えることが出来るのか、超過勤務で週末や休日にも役場に出てきて、毎週末のように仕事をしている職員がいる事実、そういった現状で行政システムが大きく変わろうとしている今、村は現状のままで、地域の実情にあった行政運営が可能なのか。職員定数の見直しや、過去にも問うた行政組織におけるワークシェアリングの検討について、今後、再度検討する考えはないのか伺いたい。何らかの方策を提示し、実行していかなければ、これまでの基礎自治体が体験したことのない、急激な行政システムの変化に対応しきれないのではないかと、私は思っていますが、村長はどのように考えているのか伺いた

い。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

2番議員の質問に、お答え致します。ご指摘の通り、内閣が代わりまして、今までとどこまで違っていくのか、私共も予期出来ないところがありますけれども、これからが正念場になろうかと、そういうふうに思っております。

まず、質問の鳩山内閣においての平成21年度補正予算について、予算執行中止、見直し等が語られているが、本村予算において、このことによる影響の予想される事業がどの程度あるのかというご質問と、それから、民主党のマニフェストにおいて地方分権が謳われている中で、基礎的自治体による地方分権を進めるということだが、本村行政組織において、更なる業務量の増大が予想されると思うが、行政組織としての処理能力と不安材料はないのかと。もしあれば、どのような対応を考えているのかというご質問でございますので、その辺について、お答えをしたいと思います。ご承知の通り、先月の16日に召集されました特別国会の首相指名選挙で、第93代総理大臣として鳩山由紀夫総理大臣が誕生したことは、ご承知の通りでございます。民主党と社会民主党、国民新党の3党連立による非自民政権が16年ぶりに発足したことであります。これに先立ちまして、先の衆議院議員選挙において、民主党は政権選択選挙と銘打って、300議席を超える議員数を確保して圧勝したところでありますが、総選挙におけるマニフェスト政権公約の中で、国の総予算約20兆7兆円の全面組替えを行おうとしておりますことは、承知の通りです。特に、自由民主党政権時において決定した、平成21年度補正予算第1号については、一部凍結、あるいは他の財源に活用すると言われております。しかし、これらの情報は国からは勿論のこと、鹿児島県からも全く指示、連絡を受けているわけではありません。新聞やテレビ等での報道でしか、把握しておりません。本村の場合、平成21年度補正予算第1号の財源活用とした地域活性化公共投資臨時交付金、ならびに地域活性化経済危機対策臨時交付金で、既に6月議会で予算化し、既に執行済みの事業、あるいは今議会で予算措置をしております事業として、情報通信基盤整備事業183,000千円、それから学校情報通信技術環境整備事業40,038千円をはじめ、ななしまの主機関の換装事業、それから庁内空調機器の換装事業、開発センターの外壁改修事業、防災情報システム整備事業等に取り組んでいるところであります。このことは、もう既に鹿児島県を經由して、内閣府に実施計画も提出しております。新聞等の報道によると、「現政権の考え方は、実施計画に登載し、内閣府に提出している事業については、事業凍結はせず、採択する方針」といわれております。いずれにしても、国の方から何ら方針も示されておきませんので、1点目の平成21年度補正予算の執行中止・見直し等による本村予算への影響については、現時点では全く分からないのが現状であります。

次に、基礎自治体の地方分権推進による業務量の増大が予想される中、行政組織の処理能力不安要因対策はどのように対応するかについてですが、民主党はマニフェストにおいて「地方分権推進に伴う、各種事業の地方遺憾」を掲げているようです。しかし、具体的にどのような形で、どのような事業をいつからまた地方移管となれば、財源をどのように手当するのかと、全く示されておきません。仮に、事務事業等の多くが各自治体に移管されるようなことになれば、本村の現状も職員の業務実態はギリギリの状態で、各種事業を執行しております。このことから考えても、職員数、ならびに業務負担等は当然に見直されることになるかと思っております。民主党を中心とした連立政権がスタートし、まだ半月しか経過しておりません。どのような政策方針で進むのか見えてこない中での、本質問に対する私の答弁は限界があると思っておりますので、以上のことで、回答にさせていただきます。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

全く国や県から示されないという部分で、確かにそういった部分で具体的な答弁がいただけないという部分については、仕様がなのかなという思いですが、とにかく、こういった形でシステムなり、いろんな面が変わる中で住民生活に影響がないように、更なる行政運営に努めていただきたい。先程の質問の中でも触れましたが、いろんなことが変わろうとする時に速やかな対応が出来るように、やはり行政組織として、そういった対応に対してのスピード感、そういったものをもっと要求される時代になる

と思いますので、そこら辺も職員の皆さん共々頑張っていたきたいと、そのように思います。

2点目の職員の将来的な部分で、現時点で語ることは出来ないにしても、そういう事務量等が増えた場合に対しての対応、それに対しても1点目と同様に速やかな対応が必要だと思いますので、その時になってからの対応というのではなく、やはり先を見据えた形での様々なパターン等の想定の中で、また今後、行政運営をしていただきたい、そのように思います。そういった中で、やはり職員お1人にかかっている、今の事務処理の負担の部分については、ここみていて気にかかる部分について、それぞれ職員の皆さんの個人的な理由によるところの休職等が見受けられる。そういった中で、限られた人員の中で残っている各課の職員の方が、それぞれ1人分を皆さんでフォローしながらされているんだと思うんですが、そういった中で、業務量の偏りというか、負担の割合そういった部分を考えた時に、なかなか職員の方も引き受けた以上は責任を持ってということで、頑張っておられるんだろうと思うんですが、そこら辺についてもトップとして目を配って、職員の皆さんがより良い仕事出来るように、いろんな面でご配慮していただきたいと、そのように思います。

やはり、行政組織含めてですが、様々な組織が持っているそれぞれの能力をより良い形で表現していくためには、トップの対応というのはやはり大きなウェートを占める部分があると思ってます。そういった意味で、十島村という行政組織において職員の皆さんが、それぞれ良い音を奏でていけるように村長が素晴らしいタクトを今後も振って頂いて、住民の皆さんが期待を持って、希望を持って生活していける、そういった行政運営を進めていただきたいと思っておりますので、最後に村長のそこら辺の決意がありましたら、最後にもう一度伺いたい。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

今の段階では何とも言えないと申し上げましたけれども、これは如何なることがあっても住民に不安を与えたり、住民が生活出来ないようなそういうことがあってはならないことでありまして、十島村という自治体だけではなくて、これは全国的な組織の中で全国町村会等々もあります。また、我々は離島という立場から全国離島という組織も持っておりますので、こうした中で対応をしっかりしていく必要があると、そういうふうに思っております。

本来なら、町村会辺りからある程度の情報が入らなければいけないんですけども、全く本当に入っておりません。ただ、民主党鳩山政権については、今のところではマニフェストで言った無駄な金を抽出している。そういうようなことのように、皆さんもご承知の通り、非常に大きな金が費やされる、その分野に集中しているような気が致します。今日もテレビで出ておりましたけれども、八ツ場ダムやら、それから東京のアニメの建物関係、そういうようなもの辺りに、今のところ一生懸命になっているようです。22年度の予算編成が今、云々とやっておりますので、そういうものがある程度出てくれば、何らかの形で来年度辺りの状況が分かっていくのではないのかなと思っておりますが、今月の5日、6日に全国離島の正副会長会、それから理事会が開かれることになっております。その中でも、おそらくそういう問題が取り上げられてくるのではないかと、そういうふうに思っておりますし、自民党政権から民主党政権に移った、この陳情の仕方辺りもどのような形になっていくのか、そういうものの議論もされるのだと思っております。特に、我々は定期船対策で大きな補助金をもらっておりますので、そういうもの辺りが削られるとか、そういうことになっていくと、住民に大変な負担を強いることになるわけですから、こういうものについては一生懸命、我々も組織的に頑張っていかなければいけない、そういうふうに思っております。

それから、職員の関係ですけれども、やはりどういう形になっていくのか分かりませんが、今の定員の状況でやろうという考え方は、そもそも思っておりません。そういう時はそういう時で、また皆さんにも相談して、職員を増やすとか、そうしたことは考えていかなければいけないことに。いくら政権が代わったからといって、地方自治体を混乱に落とすようなやり方は、おそらくする筈はないと、そういうふうに思っております。地方分権がどこまで進んでいくのか、ジワジワな進展にはなっていくのかもしれませんけれども、一挙に困惑するようなことはないんじゃないのかなと、そういうふうに思っておりますが、その時はその時の対応を考えていかなければいけない。決して、我々の自治体がにっちもさっちも行かないというようなことにはしてはいけませんので、その辺は充分気を引き締めていかなければいけない、そういうふうに思っております。

○議長（日高通君）

これで、永田和彦君の一般質問を終わります。

これより、しばらく休憩致します。

3時10分に、お集まりください。

休憩

○議長（日高通君）

休憩以前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、5番、平田傳義君に発言を許可します。

○5番（平田傳義君）

私は今回、通告しております、トカラ皆既日食への対応、総括とその行政への活用について、村長に質問します。南日本新聞が8月10日から6回に渡って、「09年トカラ皆既日食「祭り」を終えて」を全て1面左上に掲載しました。これであります。

（記事を取り出す）

第1回は『無事故』、第2回は『もてなしの心』、第3回は『戸惑う人々』、第4回は『天の恵み』、第5回は『取材殺到』、第6回が『変わる心』と題して、あらゆる角度から島々における取り組み、中でも悪石島の自治会長、婦人会長はじめ、諏訪之瀬島の自治会長、中之島の日食連絡員、そして村の担当職員の皆さん、更に村が日食観測者を受入れのためにツアー業者を委託しました、近畿ツーリストの社員の方々、更に「フェリーとしま」の乗務員の皆さん、それぞれのご苦労やご努力の跡を幅広く取材された、連載記事であります。そして、最後6回の結びは、「村長、副村長が職員と島民が力を合わせ、それぞれの対策を練り上げた体験の大きな収穫、海を隔てた各島と村役場が共同作業を成し遂げた自信と経験は、村のこれからに必ず生きてくる筈」と述べたと報じ、最後に「島民達の島を思う心、天災を間違いないく、天の恵み、天恵に変えた」と結んでいるのであります。私は1村民として、村議会に議席を持つ1議員として、喜びながらこの記事を読み、いろいろ考えさせられたのであります。問題は、村始まって以来、この一大イベントを振り返って、総括し、分析し、これをこれからの村行政にどう活かし、村の振興発展に結びつけるのか、であります。

そこで第1点として、今回の、この一大イベントを振り返って、村行政と村民、それぞれの立場に立って総括と分析をして、これからの村作り、そして、各島々作りにどう活かしていくのか、村長としてどのような総括をしているのか、質問します。

第2点は、既に2ヶ月経過しておりますが、悪石島をはじめ、各島々に来島された各グループの代表、幅広くお世話頂いた旅行業者、そして、各島で常に変なご苦労を頂いた自治会長をはじめ、世話役の皆さんに村長として「ご苦労様でした」の感謝の意思を表し、文章、手紙であります、合わせて村行政への率直な要望なり、ご指摘、ご意見等、揭示方をお願いなどしなかったのか、質問します。

第3点は、第1の総括と分析を踏まえて、これから村行政、特に、各島々の観光振興、環境整備等に具体的にどう活かしていく考えでありますか、質問します。

以上、村長の明確な答弁を期待して、第1回の質問を終わります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

5番議員の質問に、お答え致します。まず、第1番の村として今回のこの一大イベントを振り返り、村行政と村民それぞれの立場に立った、総括と分析と、これからの村作りと、各島々の島作りに活かすべきである、村長としてのどのような総括をしているのかという問題であります。皆既日食観測者の受入れに関しましては、先程から申し上げておりますように、村では住民の生活を守る、自然環境を守る、観測者の安全を確保する、観測者が島に滞在するために必要な環境整備については受益者負担とする。この4つの基本原則を立てて、取り組みを行ったわけでありまして、非常に課題が多く、難しいことではございましたが、関係機関や住民の協力のおかげで、大きな事故等もなく、基本原則はほぼ守る

ことが出来たと考えております。

皆既日食対策として、各島で実施したインフラ整備は、村民の利便性向上にも繋がり、観測者受入れに向けた取り組みを通して、村民に一体感が生まれ、役場との協力体制も上手く機能していったと、そのように評価をしております。あいにく、当日は悪天候でダイヤモンドリングの観測が出来なかったものの、観測者の皆様からは「トカラの自然と島民のもてなしに感激した。」との感想が多く寄せられています。ツアー観測者以外の入島者への対応で、島民に精神的な負担をおかけしたこと等、反省しなければならないことも多々ありますが、島民と観測者との交流がなされ、トカラの魅力を全世界に発信することが出来たと思っております。このように、皆既日食は有形無形の多くの財産を本村に残してくれたと、そういうふうにも思っているところで、こうしたことから、全般的には今回の取り組みは成功だったと、私は評価をしているところであります。

次に、来島された各グループの代表、世話を頂いた旅行者、そして、各島々で受入れに苦労頂いた世話役の方々に「ご苦労様でした」の感謝の意思表示、そして、村行政への率直な要望や意見の提示・要請などを行ったのかということですが、皆既日食の観測者受入れを円滑に遂行することが出来たのは、多くの関係機関のご協力の賜物であります。この為、7月下旬から8月上旬にかけて、第十管区海上保安本部、県警察本部、県庁鹿児島大学附属病院、鹿児島赤十字病院、鹿児島市水道局、九州電力と県内の各関係機関を訪問して結果報告をすると共に、お礼を申し上げました。また、パートナーとして最大限の努力を行って頂いた、近畿日本ツーリスト株式会社や日本たばこ産業、日本セーフティ、ペリカン石鹸等の協賛企業には、9月上旬、副村長が状況を申しまして、それぞれに伺って、お礼を申し上げております。島民に対しましては、これまでにお会いした方々、あるいは会議等で個々に声をかけておりますが、村の村政広報にも特集として掲げて、お礼をそこでも述べております。また、ちょっと遅くなりますけれども、村政座談会もございますので、島を訪れた際に直接お礼を申し上げたいと考えております。村としては、皆既日食を一過性のもので終わらせず、今後の地域振興に繋がりたいと考えておりまして、先程も行政報告で申し上げましたように、9月28日にはトカラ皆既日食受入れ準備委員会のメンバーの会を開催致しまして、関係機関や各島の皆既日食連絡員と共に、今回の取り組みを総括すると共に、今後に向けた意見交換会を行っております。また、十島村地域公共交通活性化協議会として実施しました、村民へのアンケート調査に皆既日食に関する意見を求める項目を設ける等、広く村民の声をお聞きするように努めているところでございます。

次に、1を踏まえて、これからの村の行政、特に、各島々の観光振興・環境整備に具体的にどう活かす考えであるのかというご質問ですが、今回の皆既日食に向けた取り組みでは、各島を担当する役場職員を決めて、各島の窓口となって頂いた皆既日食連絡員と連携を密に取りながら、準備を進めて参りました。先程から申し上げております、職員のことでございます。近畿日本ツーリストのスタッフも度々島を訪れ、村民と協議を繰り返してきておりまして、これらの会もございまして、観測者の受入れは成功裏に終わり、村民には一体感が生まれて、大きな自信に繋がったという言葉も聞いております。今回の取り組みで得た、有形無形の財産をこれからの地域振興に活かす為、役場内で更に検討会を設置し、定期的に協議を行っているところでありまして、本年度で全ての島に整備されるブロードバンドも活用しながら、引き続き各島を担当する職員がそれぞれの島の村民と協議を重ねて、それぞれの島の特性に合った振興策を模索しながら検討を重ねていきたいと、そのように思っております。各島におきましても、今回の経験を踏まえて、積極的にそうした問題等を語って頂いて、村の振興策にご協力下さいますように、お願いを申し上げてお答えと致します。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

村長が先程答弁を頂いた通り、8月の広報にも村長をはじめ、近畿ツーリスト、または地域振興室ですか。こういう記事も、読ませていただきました。また、8月28日に最終だったんですかね、準備委員会というものが行われたということで、先程、私がちょっと代表者にそういうものをしたのかというのが、これだろうとは思いますが。中身を見ますと、非常に良いことは並んでおります。ただ、こういうことはマイナス面ですか、こういったことが今後、課題もしくは問題というのがあまり見受けられませんが、それは良いことだったんだろうと、村長が言うように成功であったと、私も認識をしているところでです。

この資料の第1表に、日本全国、外国ですか。リストがございます。何グループあったかは分かりませんが、1,200名上陸したお客さんですね。1,200名足らずだったと思いますが、船によるものですか。これは別として、何グループあったのか分かりませんが、そういう方々に代表者もしくはツーリストを通じて、文書、手紙といたしますか、お礼も含めてですね、出したのか。その点についてはちょっと、回答は無かったような気が致しますので、それがあったのかないのか、そういうことをしたのかということですね。近畿ツーリストその旅行された人ですね。あったのかどうか、伺いをしたいと思います。

この新聞を開いてみますと、村長も答弁なさっていた通り、日食以前の観光客もおって、大変だったというようなことが書いてあります。いろいろ、ここではあったようですので、私もちょうどその船に乗っていましたが、2、3グループ追い出されたといったような感じで乗っておりました。それはそれとして、ここにも出ている通り、悪石島の自治会長も言っている通り、村も考えている通りね。先程も、守った皆既日食をやる為の手段であったということで、これは十分理解しているわけですが、こういうものを様々やっぱり掲示しながら総括、もう少し分析をして、やはり先程村長が行政報告の中でも言っているように、これを続けていくんだと。

そして、地域振興策として、そういうものを、こういうものを作るということでしょうかね。考えていくということだと思うので、是非ともこの、ここにも何か、これは誰ですかね、近畿ツーリストの土屋さんという方ですか。鉄は早いうちに打たなきゃいけないということで、自分たちも協力しますということになっておりますので、是非、これを機会にそういう観光に繋げていただければと。1番議員もいろいろおっしゃってましたけども、まだまだやはり足りない面があると思いますので、更なる努力をしていただけたと思いますが、1点だけその代表者、もしくはそういう手紙なり、上の手紙ででしょうかね。個人1人1人はもう大変なことでしょうけども、切手でも貼って出したかどうかを聞きたい。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

グループというお話が出るんですけど、近畿日本ツーリストが募集した中でのそのグループとか、そういうのは私共の方では全く分かっておりません。ただ、近畿ツーリストのツアーの中に入っているということです。それぞれ、私は名瀬廻りで帰ったんですけども、ほとんど宝島の人たちはあれに乗っていたのですが、そうしたそのグループがあったのかどうか、その辺も分かっておりませんが、一応の「ご苦労様でした。」とか、そういうものについては、船の中であった個人個人にはそうした話はしたところでした。特に、国会議員の喜納昌吉氏が乗っておりまして、あの人たちとも将来のトカラのこと等も話し合った、そういう経緯もありますけれども、とにかく、その方の中で良いことばかり言いますけれども、自然が素晴らしくて、人情が本当に良かったと。雨天で皆既の満足は出来なかったけれども、あの暗闇の瞬間も他の皆既日食の所では見えない現象だったと、そういうようなことで、何と言いますかね、意気投合してお帰りになったと、そういうふうに捉えております。これからまた観光の関係で、おそらく名簿等は分かっていると思いますので、そういうことで何かある時に案内を出すとか、そういう方法、方策等もとれば、またより一層の親しみが湧いてくるのかなと、そんなふうに思うことであります。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

私もそれはよく分かりませんが、1人1人の観光会社で申し込みであったのか、内容はちょっと分かりませんが。私は、グループで来られたと。私は、宝島の小中学校の校庭で北海道の方、それから、埼玉県でしたかね、の方々とそのあれするまでの間、いろいろ話をしたわけですが、一緒にグループだというふうに聞きました。そういう方々に、観光ツーリストさんにですね、あるのかないのか分からないということです。分かっていたら、このツーリストさんともいろいろ協力をするとおっしゃって頂いておりますので、出来れば村長名で、やはりどうだったのかと。少なくとも来年の、どこですかこれ、口之島なのか、悪石島なのか、はっきりしたあれが書いていませんけど、予約はしている方もいらっしゃるようです。これは何人が予約しているか分かりませんが。新聞ではそういうふうに言っていますが、もし分かっていたら、ここに1人なのか2人なのか分かりませんが、来

年来るんだと、予約をしたんだということで、でております。

こういったものを大事にしていくべきだというふうに思いますので、是非、これからでもまだ遅くないと思いますので、ツーリストさんに、そういうのが貰えるのであれば貰って、出来れば返信をして頂くというようなことで、８０円、少しお金が掛かるかもしれませんが、これからもやはり、観光でありますので、是非、これを本当に活かされなかったら何もないと思うんですよね。だから、やはり早くして、１人でも２人でも来て、その中で定住でもして頂く方がおれば、なお幸いだというふうに考えていますので、その辺の考え方をもうちょっと。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

趣旨はよく分かりました。これから、各個人にアンケート等を出す予定にしております。・・・もう出しているそうです。従いまして、その中でそのお礼も言っておりますので、アンケートが返ってきて、どういう回答がくるのか分かりませんが、そういうものがやはり一つの繋がりになっていくのだと、そういうふうに思っておりますので、また回答等が集約が出来れば、皆さんの方にも個々にはないかもしれませんが、大方の状況はお知らせ出来ると、そういうふうに思っております。

○議長（日高通君）

５番、平田傳義君。

○５番（平田傳義君）

最後に、やはりどうしても強く要望といいますかね。しておきたいことだと私は思っているのですが、さっきも１番議員が観光のところで色々出しておりましたが、どうしても、まだまだやはり役場と我々住民が遠い感じが受けてなりません。そういった意味で、これから少なくともこの皆既日食は村長がずっとおっしゃってる通り、島に何回も何回も通って頂いて、これだけの成功を収めたというふうに感じているわけですね。そういった意味でも、農業にしてもそういう全体的なものを、ただ、年に１回の座談会を終えて、ということではなくて、村長をはじめ、副村長、各課ですね。やっぱり島に通って頂くということが、私は大事じゃないかと思うんですよ。どうしても遠いです。この３００キロ、１５０キロの十島村。鹿児島まで３００ｋｍの距離。どうしてもこう村長が、ここが１つというのがやはり、基本だと私は思うんです。そういった意味で、本当にさっきから出ている通り、職員が少ない。もう本当に大変だと思うんですよ。だけでも、これだけのことが出来たんですよね。

そういった意味で、やはりもう少し島との距離を近くしていただきたいと思いますが、その辺のことについてお聞かせ願って、お答え願って、終わりにします。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

本来、私は十島村の村長ですので、島回りをしないと本当にいけないことは、重々考えております。いろんな動きの中で、計画しても行けないときがあったり、また、７つの島ということですので、これも計画的なものを作らないと、なかなか難しい一面もあります。できるだけ、副村長も含めて、島には参りたいと思っておりますので。皆既日食の後、ちょっとぬくかったりしまして、ずばらをしましたけれども、これからはまた涼しくもなりますし、できるだけ動くように心がけたいと思います。また、その時いろんな面でお話が出来れば、大変ありがたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（日高通君）

以上で一般質問を終わります。

△日程第 ７ 議案第 56 号 十島村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（日高通君）

日程第 7、議案第 56 号、十島村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題

とします。

○議長(日高通君)

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第56号についてご説明を申し上げます。本案につきましては、十島村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定でございます。

健康保険法等の一部を改正に伴いまして、出産育児一時金の見直しを必要とすることから所要の改正を行うものでございます。十島村国民健康保険条例の一部を改正する条例でありまして、附則第1項とし附則に次の1項を加えるということで、平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置、それから2つ目に被保険者が平成21年、これの内訳として、出産育児一時金についてのこの金額を示してございます。35万円とあるのは、39万円とするということをお願いしてございます。それから、附則でこの条例は平成21年10月1日から施行するということにしております。議案の裏面に、国民健康保険条例新旧対照表を載せておりますので、参考にしていただきたいと思います。説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長(日高通君)

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

この条例制定については、報道関係でも見直しと。一時金の見直しということで、情報は言っているわけですが、担当職員の方からの説明等について若干加えたいと思います。これはもちろん、村の方は高い上にはない、産婦人科等のいろんな我が国の今の事情等もあり、或いはまたその医療費そのものが上がって個人負担が大きいという形で、こういう制度の切り替えをせざるを得ないのか、あるいはまた少子化対策の一環としての捉え方でこういう制度の見直しをしているのか、その点について説明を求めたいと思います。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

私どもが聞いている範囲の中では、今回の改正につきましては本則では謳わないと。ですから附則で謳って期限のついた改正を行うんだというふうに聞いておりますし、それから医療費自体はだから420千円くらいかかるんだそうですね。それでその負担軽減も図っているのではないかとというふうに聞いております。従いまして、自民党の自民連立政権の中ではこれは保健所の方から支払うという手続きになってみたいですけども、先般の厚労大臣の方ではこれは凍結をして、やはり自己負担をさせて、後日出産した方に払い戻すというふうに聞いております。一方では、自民党の方は出産の費用についてお産はしたけれども、費用の回収ができないものですから、保健所から直接貰おうということになっていたんだそうですね。けれども、これが保健所から入ってくるのが2ヶ月くらいかかるということで、保険いろいろ請求するのに2ヶ月かかるんですけども、小さい町の医院、産婦人科医院ではそれを2ヶ月も遊ばせるというか、費用回収することが出来ないというようなことで、今の政権はそれはやはり一時払いをして本人に給付をするということを取る、というふうに聞いております。

○議長(日高通君)

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

確かに、そのような報道がなされた記憶はありますが、流れ的には出産をした後、個人で直接負担をするのはあまりにもまとまったお金で大きいと、それを何とか解消しようと、ところが、病院によっては回収に時間がかかるから経営上難しいというような流れだったなと思います。ですが、本島においては、出産そのものが出生率の状況からして、数人だと、そしてしかも、今の情勢からいきますと収入もないような状況で厳しい状況。そこで例えば、その給付がない場合ですね。個人から直接負担金を貰っ

てどうのこうのという形であれば、村自体で一旦立替えるというような方法も考えてもいいんじゃないかと、国の方としては、何らか段階を踏んでこうこう検討をしていくんだというふうな情報と私は記憶しているんですが、その間村が一旦その分は立替えて払って、2ヵ月後に給付がある時に相殺するというような方法等は考えられないものかどうかその点について伺いたいと思います。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

お産については医療行為というか保険のかかる医療ではありませんが、そういう方が今年度は1名程、妊娠届ができております。それで、そういう事態になった場合にですね。出産費の払えないということになってきた場合はですね。本村で医療費貸付制度がありますよね。あれで対応して、部内では充分検討していないんですけれども、課内ではしていないんですけれども、そういう方がいればそれを貸付けをしてですね。それが2ヵ月後ですか。きたときにそれから返納していただくということも考えるかな、というふうには思っているところです。まだ、充分なその検討してまたそれを村長・副村長等にはあげていませんけれども、そういうふうには考えているところです。

○議長(日高通君)

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

本村の置かれている状況、島を離れて産婦人科へかかる期間もありますよね。何回か。かからないか。船運賃、或いは宿泊施設の過去についてもう一度、いろんな面で負担は大きいだろうと、しかも今度はこれが何百人となれば、村の対応も大変厳しいものがあるだろうと、たった数人のことであればそのような体制を敷いて、少子化対策も含めて微々たるものかも知れませんが、そういう姿勢はとっていきべきだろうと思いますので、一つ努力をしていただきたいと思います。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第7、議案第56号、十島村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第7、議案第56号、十島村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案の通り可決することに決定しました。

△散会

○議長(日高通君)

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。

明日は午前10時にお集まりください。

本日はこれで散会します。

ご苦勞様でした。

10月2日(金)

△開議宣告

○議長(日高通君)

住民課長は、地域振興局との急遽打合せが出たということで20分程度出席できませんので、ご了承願いたいと思います。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布しました議事日程表のとおりとします。

△日程第1 議案第57号 東之浜港改修工事請負契約の締結についての件

○議長(日高通君)

日程第1、議案第57号、東之浜港改修工事請負契約の締結についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第57号のご説明を申し上げます。本案につきましては、平島東之浜港改修工事請負工事契約の締結でございます。議案に示してございますように、契約の目的は東之浜港改修工事、契約の方法は指名競争入札としております。

それから、契約につきましては、まず入札につきましては、指名競争入札で12社により執行を致しました。指名業者は、本村の建設工事指名競争参加指名等の基準に基づき選定をしております。それから入札の結果でございますが、お手元に配布しております資料の通り、落札者、吉留建設産業株式会社、吉留由美子と、平成21年9月7日付けで、147,385,350円で仮契約を締結しております。工事の内容につきましては、定期船の泊地を浚渫するものでありまして、浚渫面積は1206㎡、浚渫土量が8120㎡でございます。浚渫箇所は、平面図を配布していると思いますが、ご覧いただきたいと思います。

契約の期間につきましては、契約発効の日から平成22年3月30日を予定しております。以上で説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

今の説明で補足申し上げますと、今資料を皆様のところにお手元にお配りしていると思います。それぞれ番号を右方の方に資料1から2、3と打っております。資料1が東之浜港、資料2が元浦港、資料3が小宝島港の改修工事でございます。

○議長(日高通君)

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

この東之浜港の完成に向けて過去におきましても、いつ頃仮接岸あるいは接岸がなされるのかということで議会等でも議論がされ、また答弁もあったわけですが、途中の段階と申しますか、年度毎によって台風災害等によって、当初の完成年月日あるいは接岸が可能だという年数が一部変わったことは私も理解し

ておるのですが、この間担当職員と工事内容あるいは接岸可能な年度等を直接話をしたところ、議会の答弁とは、ほぼかけ離れた年度あたりがそこにでてきたということ、そしてまたこの工事内容にしましても、船舶当事者と申しますか、船員の船長辺りも含めて実際に船を動かしている人ですから、船長との船舶との打ち合わせあるいは航路対策室との、協議等がうまくいっていないというふうな思いが致しました。本当に地元の人たちは、皆さんがご承知のように絶えず平島・小宝島が条件付航出というふうな思いを知らされている中で、なんでこんな状況なのかなと、議会での答弁とは違う、担当サイドだけでそのような計画をなされて、しかも議会の答弁とは違う方向でものが流れていると、私たちも地元へ帰って、あるいは周りの同僚の議員の方たちも来年か再来年というふうなそのような思いで、認識で、東之浜港の完成を、完成と申しますか、接岸を待ち望んでいるというふうな、私は理解しておるんですが、その点について村としてはどのような認識をされているのか、その点について伺いたいと思います。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

今、本村の港湾の改修工事は3港行っております。だいたい、1港が250,000千円。全体で750,000千円の範囲で工事をやっているわけでございます。その中で、防波堤をしたりとか、浚渫工事をしたりとかそのまた、基幹部をしたりとかですね、そういうことを行っているわけございまして、1番最近の東之浜港の今後の進捗でございます。これは、先程担当者の方からいただいたものなんですけど、それによると泊地の浚渫だけでも平成24年ぐらいまでかかると。

しかし、他の改修工事とあと2港の改修工事と照らし合わせてみれば、その入札の結果とかそういうのをみれば、平成23年からは浚渫は終わるのではないかと、そうなれば十島も試験航海とかそういう形でできるのではないかと。一応そのためにも平成22年度では、特定離島で防舷材を9基設置する予定であります。接岸をするために向けてですね。

そういう状況でございますので、浚渫そのものが終わるのが、フェリーとしまに聞けば、浚渫が終わって、皆様のお手元にあるかと思いますが、平面図を見れば頭着けで十島がランプウェイの関係で、接岸するわけでございますので、どうしても出航する時はこの中で回頭して船の方は出て行きたいということでございますので、赤の部分は本年度の部分でございますけど、あとまだこの青い部分ですか、ここが残っておりますので、これがどうしてもやはり22、3年くらいまではかかるという担当の思惑でございます。

それがまた浚渫がまた出来ないことには、としまの方も浚渫が終わらないことには回頭ができないと、回頭というのは船が回るといことですね。それができないのでどうしても浚渫が終わらないとできない、ということであります。

○議長(日高通君)

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

今、課長が説明したのは私が担当と話をする中で、航路対策の担当を呼んで「何故この浚渫を3年続けてしなければいけないのか。」という疑問を投げかけた時に、初めてこうこうだという、南之浜港が天候が悪天候であるために、東之浜に接岸せざるを得ないとその時には全体的に天候が悪いと、その中で船がきちんと回れるような安全対策がまず優先だろうと、そうであればそれは致し方ないがないだろう、というような話はした経緯はあるのです。ただ、「何年度頃にその接岸できますよ。」という当初の説明、また変更があったにも関わらずそういう説明もされていない、そしてまた、この防波堤の延長にしましても、規定では120mあれば本村のフェリーとしまの接岸に対しては大丈夫なんだというような、一方通行な話ですね。ところが、船の船長と話をして見ますと、その悪天候の中でしかもランプを使用するんだと、ランプウェイを使用するんだというような諸々のことを考えると、120mでは安全な接岸はできないと、ロープを長く取らなければ非常に難しいというような話もあるわけです。

ですから、そこら辺をもっと横の連携を密にとって、これを例えばですね、今の状況ですぐ異形管を設置して曲げていった場合には、あとはもう延ばすことはできないわけですよ。この防波堤をね。私が1番懸念しているのは、南之浜でランプウェイの制限が条件付の制限が今現在多々あります。それが、ゼロとは言いません。10分の1になるような確率で東之浜にはランプを使用してほしいと、そのような思いで、海岸はこれ以上動きませんから。今現在造っているその港の中でその条件を満たすような考えでやってい

かなければ、ただ規定の通り 120m あればいい、結果的にランプの使用制限が、毎航海のように出るようなことにはしないかと懸念しているのです。

その点も航路対策室あるいは、船長ともよく早めに協議をして、もちろん政権・政府も変わっております。その中で、今どのような事態になるのか、よく分かりませんが、そういうことも早め早めに事前協議をしながら、この計画をしていく必要があるのではないかなという思いがするのです。このピットの位置関係も含めて、でまたあるいは船が接岸して、客を降ろせばいいという問題でもない。そこに荷物も貨物も降ろさないかん、そうしたときに冷蔵コンテナのその使用の仕方、それからフォークリフトをどうするのかとか、いろんな問題が山積している、とそこら辺が何ら協議がされていない。だから、今課長が話しました浚渫が終われば船はできるんだと、だけどその浚渫だけでも中身が伴っていないと益々接岸するのが遅れていくというようなことが懸念されるんです。その点も含めて今後の課題としてこれは早急に対処すべきことだというふうに思うのですが、その点について村長はどのように考えていますか。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

図面を見ていただくとこの黄色のところまでは、もう護岸が済んでおります。そういうようなことで、私も過去もそうだったと思って、ここができれば接岸できるものだと、こういうふうに単純に考えておりましたけれども、航路対策室との間、語ったところではその運輸省の許可がいるんだと、こういうことを言った。じゃあ、許可をとればいいんじゃないのと言ったら、浚渫がまだその済んでないと、こういうような順序だてですから、ですからある程度、浚渫が終われば危険でないという状況が分かれば、接岸は出来るんだと思うんですが、そこらの船との船長辺りとの協議辺りで済むのかどうなのか、そこらも今から検討していかないといけないだろうとそんなふうに思っております。この間語っただけですので、それから時間も過ぎておりませんし、そういうような中での今回の浚渫ですので、急々にそれが改善されるということはちょっと不可能かも知れませんが、できるだけご指摘のように早く接岸ができるような対策をしていかなければいけない。ですから、おっしゃるように後手後手に事になっているような気がしますので、そこらはやはり一連の事業の進め方そういうものを計画的なものに仕立てていかなければいけないだろうと、そんなふうに思っておりますので、その辺ご理解をいただきたいと思います。

○議長(日高通君)

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

本議会中に、時間があれば船長も含めて、協議ができればなというふうに考えていますので、その点も含めて協力をお願いします。また、課長から説明がありましたように、単独工で諏訪之瀬、小宝島とこの東之浜と3つの港を抱えて完成に向けて、やっている中で一昨年でしたか、資材等の高騰により、小宝の方へ平島の予算を流さないといけない、ある程度はそういうこともこれからは必要でしょう。この東之浜だけの問題じゃないですからね。そういう点も含めながら、要するにただ接岸するだけじゃなくてですね、ランプの使用制限辺りをいかに少なくしていくかということを前提にこの護岸を延ばす距離も含めて、再検討していく私は必要があるだろうというふうに思うんですが、経済課長におかれては、ランプの使用制限辺りも含めてこの距離でいいんだというような、担当の思いなのか。その点について、図面を見た時に、どのように考えているのか。ただ接岸をすればいいというようなものじゃないという私は思いで、見ているので、ランプの使用制限がどうなるのかということも含めて、この図面を引いているのかどうかを私は確認をしたい。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

当初の設計をする時の段階で、この防波堤の長さをフェリーとしまから割り出しての長さになるかと思っています。南之浜が使えない時はですね、東之浜ということで計画しているわけでございますので、抜港とか南之浜になったときでも、としまの方をですね、着けられはできませんけれども、今の段階ですね。としまの方はそっちの方にまわして実際今の状況が、南之浜港がこういう状況であって東之浜に行った時にこういう状況であると、今やっている防波堤で充分であるのかというのが、船の方からも確認ができるのではないかと、波浪とかそういうのを見てですね。やっぱりそういうのも研究の一つではないのかなと

思っておりますので。そういうところは、また船舶廻りと話し合って、その防波堤の延長、今後のそういうのも含めまして、検討していきたいと思っております。

○議長(日高通君)

7番、有川和則君。

○7番(有川和則君)

22年度以降の計画なんですけど、これ先端を北東の方に曲げていますよね。これかえって曲げないで直のままの方が、波を呼び込まない形で船が接岸した時も、ランプウェイがただ上下運動だけで済んで、その前後にいくことがないんじゃないかなと思うんですが、そこら辺は考えられないんですか。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

この異形管というのはシビアな問題でございまして、図面を引くのはもちろんコンサルタントなんですけども、その時の確立の波とか、そういう中から割り出して異形管をここに据えようということをやっておりますので、素人考えというのはちょっとあれかもしれませんが、ここで曲げることによって波浪を防ぐという形でもってきているものだと思います。

○議長(日高通君)

7番、有川和則君。

○7番(有川和則君)

今の南之浜を見てもですね、その直接その真正面から当たる波とその波を伝わって堤防にくる波の方で、変な波が立っているわけですよね。かえって波を呼び込む形になって、あそこで変なうねりが出るんじゃないかなと思うんですけど。

○議長(日高通君)

用澤満男君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条の但書きの規定によって特に発言を許可します。6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

只今有川議員から話がありましたが、このことに関しては、静穏度のパターンとかそういうことを試算の上でやるんだというふうに、専門的な立場でものをみても中々表現のしにくい面もあるでしょうし、あと異形管からこの先をどのくらい伸ばすかというようなことによってもまた、静穏度が全然変わってくるんじゃないかなと、私自身は理解しております。これも含めて船長あたりが各島の港の状況を見ながら経験でまたそういう話し合いもされるんじゃないかなと、今後していかなければいけない問題なのかなというふうに思います。もう1点だけ確認するのを忘れていました。この浚渫を、経済課長いいですか、浚渫を当初の説明では24年までかけてやるつもりだと、ところが浚渫をしたこの土量を浚渫したものを沖合いへ棄てるということで、海上投棄せないかんと今現状そうですね。そうしたときに、環境的にどうなのかということで、許可を取っていますね。その許可が切れるのが23年までみたいな話も聞いたんです。そうすると、また改めて許可を取らないといけないというような中で、23年までで浚渫を何とかせないかんような形にもなりやせんかなと思いはするんですが、そのときに先程申しましたその3ヶ島の3つの港の予算の流用の仕方、そういうことも含めて考えられるのか、そういう事態が発生した場合で。

それともう一つこの浚渫をしている間に、仮接岸はしたにしても今度はお客さんを安全に降ろして、また荷物を安全に降ろして集落まで運ばなきゃいかんというようなその段取り、タラップをどうするのか、フォークリフトをどうするのか、それから冷蔵庫の電源をどういうふうにするのか、冷蔵コンテナのですね。そのような形をこの3年の中で年度毎に計画を立ててやっていく必要があるんだと思うんですよ。その点についてはどのように考えるか。その点も含めてこの場で答弁をいただきたいと思います。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

今あとの残りの2港の今回もですね、21年度も元浦港、あとでまたでできますけれど、元浦港・小宝港も入札・仮契約をしております、その執行残とそういうのはもう東之浜に回すようになってます。やっぱり3ヶ島でもって1番進捗を考えてしないといかんということで、他のところからの流用も考えております。今後の東之浜に関する道路の整備等でございますけど、どうしてもその道路そのものが今の東之

浜線が大変だということで県営事業とかそういう中で法面の保護とかそういうものの道路改良もしてきております。東之浜港の前に南之浜港の方の道路の約100mの区間がまだ未整備になっておりますので、そちらの方も急務じゃないかなと、今のところですね。当面はそっちの方に力を入れてからですね、その整備が済んでから東之浜港を、あくまでもメインは南之浜港ですので東之浜港は一応裏港対策としての港でございますので、南之浜のその道路が完全に確定してから、通れるような確定してから、今でもって東之浜はフォークリフトとかそういうのが通るといのが大変困難であるというのは、重々分かっておりますけれど、メインの道路から先に済ましてから東之浜の取り付けの道路の方を着手していこうかと考えております。

○議長(日高通君)

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

すみません。長くなりました。今、課長からの話の中であくまでもメインは南之浜港で東は裏港だと。その発想もよく理解致します。今現在ですね、裏港があるのは宝島と諏訪之瀬そして平島、年間に宝島の裏港を使う回数それと同じように考えては困ると。何故かという条件付ランプの使用制限がかなり抜港も含めてね。だから頻度的には他の裏港とは全然違うんだということを前提に考えながらやっていく必要があるんだろうと思うんですよね。そこら辺りを出来れば航路対策室のそういうランプ使用制限あるいは抜港の条件付そこら辺のその全体的な中から何10%東でじゃあこれをクリアするんだと、というような分析もしながらね。私はここの港には力を入れるべきだと私は思っているのですが、今後そういうことも含めながら協議していきたいと思いますので、答弁はそういうことで結構です。議会中にまた協議が出来るように段取りを宜しくお願い致します。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

2番、永田和彦君

○2番(永田和彦君)

一般論で伺いたいのですが、現在の経済状況等によって特に公共事業等の削減そういったもので、建設業界等もかなり厳しい状況だというふうに理解しているのですが、そういった中で例えばその企業等が、企業の経済状態等によって会社の存続が危ういとかそういった状況がもし発生した場合、例えばこういった契約等において仮契約、入札で落札をした業者が仮契約・本契約の中でその会社が仮に消滅というか吸収合併とかそういった状況が発生した場合に、仮契約の際と本契約の際、契約相手方の会社等が名称とか代表者とかそういったものがもし変わってしまうような状況が発生した場合、そういったことに対しての問題等は、契約において問題等は発生しないのかその点について伺いたい。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

議会の議決を受けてですね。仮に相手方の業者が倒産した場合には改めて契約のやり直しとなりますので、その場合は議会の再議決というものが発生します。それから、例えば吸収合併あるいは今の会社のものを次の会社が権利も引き継ぐというものであれば、その場合は再議決の必要はないです。そういう形でよろしいですか。

○議長(日高通君)

2番、永田和彦君

○2番(永田和彦君)

確認なんです、今総務課長の答弁で理解は出来るんですが、結局それがその法令根拠なり何なりそういったものに照らし合わせた際に、間違いなくそれでいいのかどうなのか。その点についての裏付けとなるものをそういった部分を確認した上で、総務課長の答弁をいただいたのかどうなのか。その点をちょっと確認させて下さい。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

実はですね、昨日、議会事務局の方から、そういう話を受けたものですから、ちょっと判例等を調べて

みましたら、私が今答弁した内容のようなものが判例の中にてしておりますから間違いないです。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

2番、永田和彦君

○2番(永田和彦君)

本村においては、こういう公共事業等については、ほとんど指名競争入札で行われているわけですが、過去にも質問されたことがあるかと思うんですが、例えば本村において今後一般競争入札等を導入するような考え方はないのか。例えば、いろんな自治体、県等においても額を定めた上で一般競争入札、指名競争入札そういったものの使い分けとか、そういった形で行っているかと思うのですが、本村において将来的にそういう考えはないのか伺いたい。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

うちの契約規則の中を見てもらえば分かるかと思うんですが、基本的には一般競争入札になっています。ところが、一般競争入札となった場合には職員の労力といひましようか、事務負担というものかなり出てきます。今の職員の体制状況をみた時にあと、本村が抱える離島という問題等を考えた時に、工期の問題等も含めて年度内完成というものの諸事情等を判断した場合には現時点では一般競争入札の導入というのは厳しいということ等で考えています。

したがいまして、指名競争入札という方向で全てのものを対処しているわけなんですけれども、それからもう1点ですけども、鹿児島県と45の市町村で構成する電子入札制度というもの等既に鹿児島県を中心に施行されております。県内の大きい市の方も既に動いているところもあります。本村も今回この議会に出しております3案の案件につきまして、導入を踏み切ろうという段階まで入ったわけなんですけれども、ちょっと職員がひと月程度体調を壊したというもの等があった関係で、今回は見送ったわけなんですけれども、次年度の22年にはせめて億を越える契約案件につきましては、電子入札というもの等を導入したいという方向では考えているところです。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第1、議案第57号、東之浜港改修工事請負契約の締結についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第1、議案第57号、東之浜港改修工事請負契約の締結についての件は、原案の通り可決することに決定致しました。

△日程第2 議案第58号 元浦港改修工事請負契約の締結についての件

○議長(日高通君)

日程第2、議案第58号、元浦港改修工事請負契約の締結についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第58号についてご説明を申し上げます。本案については諏訪之瀬島の元浦港改修工事請負契約の締結でございます。契約の目的は元浦港改修工事契約、方法は指名競争入札ということで入札は12社により執行を致しております。指名業者は、本村の建設工事指名競争参加指名等の基準に基づいて選定をしたものであります。入札の結果と契約の相手方ですけれども、入札の結果につきましてはお手元に配布しております資料の通り落札者が、三井住友建設株式会社九州支店 中村周一郎と平成21年9月7日付けで252,000千円で仮契約を締結しております。工事の概要につきましては元浦港基部は大時化のときで風の向きによって波が乗り越えると、こういうようなことで通行不能な場合等がありまして、ここのパラペットを2.5m嵩上げする、その背後地に消波ブロックを186個新設整備するものであります。工事の全長は70mでありまして、工事の詳細内容につきましては配布しております資料をご覧くださいと思います。契約の期間は、契約発効の日から平成22年3月30日を予定しております。説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長(日高通君)

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

この元浦港については、完成年度あたりは過去においても何回もお聞きした経緯があると思いますが、何年度という形で予想されているのか。過去においても風向き、波の向きにおいては、ついでに元浦港へと接岸をした経緯があるわけですが、その年間を通してこの元浦港は何回ぐらい使われたのかなというような思いも致します。そこら辺も、担当あたりにデータが即手に入るのであれば示していただきたい。また今回工事に入っている補強の嵩上げにつきましては、どこの港もそうですが当初から予想されるような問題じゃないのかなと、平島の南之浜港だってそう、中之島の今現在使っている港も西側からくるとトラップが下りるところに波が被ってくるから、だからそのような予想される場所はある程度は当初からちゃんとスタートの時から考えてやる必要もあるんじゃないのかなとも思います。その点についてもいかがなもんかなという思いがしますので、説明を求めます。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

元浦港の完成予定でございます。今のところは平成22年度に、最後のケーソンの運搬据付けをしまして、平成23年度で上部甲をしまして、一応完了をする予定でございます。それから、年間元浦港の接岸率です。これはまた後程資料を提示致しますけれども、これはいつからですか。接岸率というのは、20年度からですか。近年の平成19年度あたりからでよろしいですか。それからその基部の今までできなかったのか、平面図を見ていただければ、これはあくまでも取り付け道路ということで道路を造ってあります。構造そのものも一応防波堤ということで当初は進んでいたわけでございますので、あくまでも設計値のぎりぎりのところでやっているところでございますけれども、その後色々なというか台風等でですね、ここの道路とかこの取り付け道路だけではなくて、切石の方からまわってくる道路も被害にあったりですね、そうして災害復旧等で対応してきました。そして、いよいよ本村としてもここをどうにかしてくれという事で要請はしておったのですけれども、もう今回もこの元浦が最終に近くなったというところから、先端の方ですか、そちらの方もやらなくちゃいけないということで、ここの基部のところは認められたということ聞いております。当初からは、中々取り付け道路だということで認められなくてですね。設計上、計上することが出来なかったと聞いております。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

ちょっと補足しておきますけれども、ご指摘の通りでありまして、最初から今いう取り付け道路ではなくて、ちゃんとした防波堤ということでやっておくべきことだったんだと、私もそういうふうに認識しております。この関係は平島の東之浜港のケーソンが引っくり返ってそれを査定官が浮かせと言った、これが大きな原因になってですね、私が九州運輸局の管轄で会議があった時にそのことを追及しました。諏訪之瀬島のこの関係も担当に言わせると、なかなか今言ったようなことで、取り付け道路という解釈で嵩上げが出来ないというものですから。我々の外海離島と内海離島と同じような解釈をしてもらっちゃ困るじゃないのと、もっとしっかりした見解を示してほしいということで指摘しましたところが、すぐじゃあ考えて見ましょうと今まで何故できなかったのかということから始まったんですが、内容は先程課長が言ったようなことだと。従いまして、私は平島の東之浜港もああいう格好ですから、ゆくゆくは嵩上げしていかなければ使い物にならないだろうというふうに思っておりますけれども、ここでこうした前例を作ってきたことは大きな収穫だったとそういうふうに思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

確かに担当職員だけでは、補助事業等の決まりと申しますかこういうこと以外はだめだということもあるでしょうし、そういう点では村長も含めてトップがそのような意見を添えて物事がまた一つ先へ進むのかなというように思いも致します。またその諏訪之瀬島のこの港に限らず今現在でも単独工につきましては、防舷材を特定離島の予算の中で、特に条件の悪い平・小宝では毎回のように取り換えなきゃいかん、増設をせないかん。このようなものも何とか、港湾事業の中にですね、入れることは不可能なのかなとそういう思いもするんですね。かなり高価なものであって、そういうものも今後の一つの課題なのかなと。もちろん、静穏度の高い港になりますとしょっちゅう取り替える必要はないでしょう。小宝・平の港については今後もこういうものが続くのかなという思いが致します。

その点についても、またどっかでそういう機会をみて特定離島を使わないで、港湾事業内でみれるものであればみていければ村にとってもまたいいのかなという思いも致します。この元浦港の、課長の説明だと、22年度にケーソンをもう1回据付けるということですよね。ですから真っ直ぐ伸びる、伸ばしているケーソンそのものが本当に必要なのかなと。私に言わせればね。先程、有川議員から話がありました、異形管を造って曲げるのであれば、私はかなり効果的だと思うんだけど。真っ直ぐ伸ばすだけで果たして、という思いがするんですが、年間通して何回接岸するのか、そういうことも含めてこの工事、ケーソン据付けそのものを必要とするのか、そこら辺の判断も今後大事なことじゃないのかなという思いも致しますんで、ケーソンが発注して出来上がっているということであれば、それでせざるを得ないというような流れ的なものもあるでしょうが、今後全体的にそういうことも考えながらやっていく必要があるのかなと。そのような思いが致します。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

2つありましたが、防舷材の関係これらも機会があればそうしたことでまた話しあってみたいと思っております。それから、この先端の関係ですけれども、止めていいんじゃないのと指摘をしました。ところが、この黄色のこの部分までは最後の締めをしていなんだと最後の先端の役割の下海底の関係をしっかりとしないといけないと。そういうようなことで、これで終わりということのようです。したがってこれは、計算からすれば10mですかね。というような形でも防波堤の先端という締めをするんだということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君

○2番（永田和彦君）

この入札においての予定価格に対する落札率が何%くらいになるのか伺いたい。それと合わせて資料要求はしなかったのですが、決算委員会の間で構いませんので、ここ一年でもいいです。いろんな入札を行った際の予定価格に対する落札率そういったものを、入札を行った分について事業ごとでまとめた資料を

いただきたい。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

予定価格の落札率、今議案に出しているこの3港とそれから今年の工事ですかね。全てですか。何百万以上とかそういうあれじゃなくて、相当な数になるんじゃないですか。10,000千円以上でいいですかね。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第2、議案第58号、元浦港改修工事請負契約の締結についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第2、議案第58号、元浦港改修工事請負契約の締結についての件は、原案の通り可決することに決定致しました。

△日程第3 議案第59号 小宝島港改修工事請負契約の締結についての件

○議長(日高通君)

日程第3、議案第59号、小宝島港改修工事請負契約の締結についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第59号についてご説明を申し上げます。本案につきましても工事請負契約の締結でございますが、本件は小宝島港改修工事請負契約の締結でございます。契約の目的は、小宝島港改修工事、契約の方法は指名競争入札で、指名競争入札では12社により執行をしております。指名業者は本村建設工事指名競争参加指名等に基づき選定をしております。入札結果につきましては、お手元に配布しております資料の通り、落札者が吉留産業株式会社 吉留由美子と平成21年9月7日付けで189,367,500円で仮契約を締結してございます。工事の内容につきましては、防波堤の基礎工を25m施工するものであります。詳細内容につきましては配布しております資料をご覧くださいと思います。契約の期間は、契約発効の日から平成22年3月30日を予定しております。説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長(日高通君)

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

小宝島港につきましては、平島と同じような厳しい条件の港と南之浜港と同じような条件でありまして、そこへきて裏港対策というものがまだとられていないと、その中でフェリーとしまが接岸する反対側の方から波を消すというような計画がされて工事が行われているわけですが、この状況で本当にこの裏港対策のカバーまで出来るのかなというように少し思いもするんですがね。例えば沖防を将来どうなのとか、例えば南之浜港の沖防をという話をした時に、この深さが深すぎてかなりお金もかかり年数もかかるというようなことで、見送った経緯もあるんですが、この小宝島港の場合に、もしこれで条件がなかなか静穏度が上がらないというときには、沖防まで考える地理的・地形的に可能なかどうかその点も含めて、そしてこれが最終的に完成するのは、今現在図面に載っているのが完成する年度は何年度と予想されるのか。その点についても伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

沖防の件でございます、小宝島港の皆様のお手元に示している平面図をみれば、この等高線がそんなに大きくなっておりませんので、ある程度の沖防を造ろうという計画であれば、出来るんじゃないかなと思っております。この等高線からみた時がですね。小宝島の今後の進捗でございますけれども、今回基礎工をやりまして来年度製作と、そして、ケーソン製作それから運搬・据付けこれを大体2年かかります。今のこの状況でいけば順調にいても、あと5年はここまではかかるんじゃないかと。製作して据付まではできませんので。製作して次の年に運搬、基礎工をして運搬・据付け、そしてまた周りの被覆ブロック等とかそういうのになりますので、どうしても1函据付けるために2年かかります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

裏港との関連ですけれども、この港が正確には把握しておりませんが、向きが南南東くらいの向きかなかなと思っておりますが、今現在接岸している防波堤は、北西の風それから南西まではこれでいいんです。船の船長等とからも話を聞いておりますが、反対側のここに岸壁を造れば東の風から北東、そういう風はここでしのげるとそういうような意見です。ですから、両方使えば裏港は必要ないんじゃないのと、こういうような今までの接岸してきた経過からの判断だと思うんですが、そういうような考え方であるならば、この今工事を進めておりますここをどの程度今から出すのかまた、反対に曲げるのか私もよく把握しておりませんが、そういうものが出てくるとですね、随分また影になるんじゃないのかなと思っております、この小さい島で裏港を造るよりかそういう考え方であるならば、これの方がベターだと、そんなふうに考えております。したがって、今度の村政座談会でもですね、是非そうした考え方でやって欲しいというようなことで、何人か意見が出るような資料も出てきておりますので、そうした方向で島の人たちも納得いくのであればですね、そういうものを今後進めるべきであろうとそんなふうに判断しております。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先程2年と言った補足説明でございます。先程2年と言ったのは今小宝島港の場合はケーソン製作・据付けまで大体450,000千円から500,000千円かかるものですから、あくまでもうちの方が1港、250,000千円という事業費を3港で750,000千円という割り出しているものですから、それからでた数字でございます。

○議長（日高通君）

他に質疑は、ありませんか。

○議長（日高通君）

5 番、平田傳義君。

○5 番（平田傳義君）

今のこの分については大体説明で分かったんですが、本会議でこの反対側の分についてですね。村長に

も経済課長にも何か。反対側って、分かりますかね、経済課長。ここの右側の今船が着いている場所。ここを何とかして欲しいということで検討してくれないかという。また船の方とも意見を聞いてもらいたいということをお願いしたと思うんですが、何だかそういうことをされたのか。丁度これからの時期非常にやっぱりここよりも私は優先すべき場所じゃないかというふうに思います。しかし、お金がかかるわけですので、はい分かりましたというわけにもいきませんでしょうけども、そういったこと、覚えていらっしゃいませんか。いますよね。どんな何か船等の意見も聞いたのか。また何らかの方法があるのかを聞いたのか。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

議員の質問にあったのは、防波堤西の方の接岸の一箇所のところに消波ブロックがないところにそこから波が来るからどうにかならんかという、確かそういうご質問だったと思います。帰りまして担当に聞いたところですね。地区内というかそこにある今ある消波ブロックそのものを動かすのは別に問題はないということ、私はその時点で今あるのはちょっと難しいかも知れないという話はしましたがけれども、帰ってあの担当に確認したところ、それはやぶさかでない。しかしもちろん、それするときはお金というかクレーン船とかそういうのが必要なわけでございますので、ここの防波堤、東をしてそういう重機がいった時の折にですね、そういうのを請負業者の方にお願いして幾らかでも動かせることが出来るんでないかということを担当の方から聞いております。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

○議長(日高通君)

5番、平田傳義君。

○5番(平田傳義君)

大分私が言ったことがね、そういうことができるんだと。当初は出来ないというふうに回答されたと思うんですが、できると。今宝島ではまだあれはなんですかね、まだそのとこまでいってないんでしょうか、何かやっているようですが、あれはもう全然そういう、私もちょっと調べていませんので、何ですか。一番下の模擬船が来て何かやっているようですが、そういったことでそうすると、当然今年の冬はもうこれは間に合わないということになりますかね。なかなかそれが無いと思うんですよね。機会というのか、なかなかないと思うんですが。いつ頃、まあ何とか来年にでもですね、次の冬でも何とか村長出来ないものか再度お尋ねします。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

来年度がそのケーソンの据え付けになっておりますので、そのクレーン船が行きますので来年22年度ですね、22年度の施工がこの防波堤東の方のケーソン据え付けになっております。そのときに、クレーンが行きますのでまたその時に業者さんをお願いできるんじゃないかと思います。

○議長(日高通君)

3番、前田功一君。

○3番(前田功一君)

今の件ですけど、今残っている消波ブロックを壊したくらいで、本当に間に合うの。はっきり言って、消波ブロックも壊れて流出したり小さくなっているやつを置いたってあんまり効果はないと思うんですけど。やっぱり根本的にそこをちゃんと消波ブロックを据えるという考え方でしないと小手先だけでなんかやったって何にもならないよ。本当にいつも毎回なんか言ってると思うんですけど、何か災害が起こったら知らないよ本当に。あそこから波乗り越えてきて、島の人たちが危ない状況は何回もあるんだよ。あなた達はそれをみてないから何か来年しますとか、今度機会がきた時にしますとかいうけど、そういう危ない状況の中で荷役作業をしているっていうことをちゃんと理解してもらわないと困るんですよ。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

消波ブロックそのものの製作等、もちろん小宝島の方は大きなのを使っていますので、製作そのものも大変高価なものになります。できればこの事業の中でやればそれに越したことはないのですが、そこ辺りができるかどうかですね、また検討してみたいと思っております。

○議長(日高通君)

3番、前田功一君。

○3番(前田功一君)

いつも災害等うちのやつ受けますよ。査定して担当の人と話を聞くと、現状に戻しなさいというふうに必ず言われると。意味は分かるんですよ。だけど、それを壊されたんだから現状に戻してもまた壊されるのは当たり前だと思うんですよね。やっぱりその辺りはさっき何か村長も言われてましたけど、担当レベルでいくら何言っても駄目、なかなか進まないと思うんですよ。やっぱりそういうところは、村長なんかが出て行って、うちの村の外海離島はこういうもんですということで、災害等うけた時にはもうちょっと頑丈なやつにするようなふうに復旧、頑丈なやつで復旧するようにしないと意味がないような気がするんですよ。小宝もたぶんあそこも台風でやられて、災害で復旧したと思うんですよ。だけどそれがまた更に壊されていったというような気がするので、それ辺りは村長にやっぱ頑張って交渉してもらおうしかないような気がするんですが。お願い致します。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

只今の件についても指摘をしております。それから災害がありませんのでどういう査定をしてくれるか分かりませんが、災害復旧はその原形復旧という一つの方針があるわけですが、十島の港については、原形復旧では駄目なんだと。とにかく災害を受けたんだから災害の前の状況では再度災害に遭う、それはもう分かっていることなんだから、もっと頑丈な計画をするような査定をするようにして欲しい。そこも言うてはおります。指摘はしておきました。そういうことです。

○議長(日高通君)

1番、日高助廣君。

○1番(日高助廣君)

本村の港湾工事の件ですけれども、港湾の工事には莫大な費用が費やしております。ですから、計画性・安全性を第一に間違いがないような設計とそしてまた災害というのは未然に防止するのが善良だと思っております。ただ、検討をしますという間にですね、万が一事故があった場合は誰が責任をとるんですか。ですから、そこをやっぱ危険な地域ですからね、もう少し慎重にただあの東側の防波堤を造ればいいんだという単純な設計では駄目だと私は思います。ですから、まず西側の安全を十分にできて、以後東側に移るべきでなかったかなと思っておりますが、今後はですね、是非ですね、この西側の安全対策も早急に行なって欲しいと考えます。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

ご指摘の通り全くその通りなんです。ところが、この国の基準があつてですね、なかなかと言いますか、補助の決めたことしか出来ない、そこにもどかしさがあるわけですね。市町村でその変更が出来れば、1番無難なんですけれども一旦申請しますと、それしか出来ないもんですから、そこらに問題があるということで、私も先程からその国に対しては指摘をしているわけで、そういうものをこの外海離島に対する考え方、これを変えてほしいと。これからそうしたことを言っている中で恐らく、何ですかね。補助の基準等も見直しが出てきたりしてくるのではないのかと思っておりますので、これからは気付いた点についてはそうしたことをやはり指摘していく必要があるとそういうふうに思っておりますので、一層努力をしていきたいと思っております。

○議長(日高通君)

これよりしばらく休憩致します。

○議長(日高通君)

休憩以前に引き続き会議を開きます。

他に質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。
それではこれから、日程第3、議案第59号、小宝島港改修工事請負契約の締結についての件を採決します。
お諮りします。
本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。
従って、日程第3、議案第59号、小宝島港改修工事請負契約の締結についての件は、原案の通り可決することに決定致しました。

○議長(日高通君)

これより10分間休憩致します。
11時30分にお集まりください。

休憩

△日程第4 議案第60号 十島村共聴施設整備事業貸付基金条例の制定についての件

○議長(日高通君)

休憩以前に引き続き会議を開きます。
日程第4、議案第60号、十島村共聴施設整備事業貸付基金条例の制定についての件を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第60号についてご説明を申し上げます。本案につきましては十島村共聴施設整備事業貸付基金条例の制定についてでございます。2011年の7月から地上アナログテレビ放送が配信されまして、地上デジタルテレビ放送が開始されるということに伴いまして、村内4か島、平島・諏訪之瀬島・悪石島・小宝島の自主共聴であるテレビ共同受信施設の改修事業が本年度予定されているところでございます。

この改修事業につきましては、各島の自主共聴組合が主体となりまして事業費は国庫補助金それから、村費の補助金、NHKの助成金で改修することとなっておりますが、NHK助成金については事業主体である自主共聴組合が改修費用を施工業者に支払った後に、NHK助成金を受けるということになる関係で、助成を受けるまでの間、一時的にその費用を自主共聴組合が負担することとなるわけであります。そのNHK助成金に相当する費用は1組合辺り1,812千円から2,815千円程度を負担することになるようになっておりました。組合の負担が大きいことが予想されることから軽減策と致しまして、村の方で一時的に貸付を行ってNHKから助成金が返ってきた時に、当該助成金を返済してもらうような仕組みにしたいと。

そういう点ではNHK助成金相当の貸付金を助成するにあたりまして、十島村共聴施設整備事業貸付基金条例を設けまして、2年間の時限措置の運用基金として条例化しようとするものでございます。基金の

額については、第2条の規定にございますように、NHKの助成金相当額である1,000万円と致しまして、その財源は、地域振興基金から取り入れたいと思っております。貸付金額につきましては、第6条に規定しているとおり、日本放送協会から助成を受ける金額の範囲内としているものであります。第7条で貸付条件を規定いたしまして、貸付利子は無利子、償還期限は先程も申しましたように、NHKから助成金を受領後30日以内としたものであります。第10条で基金管理の委任を定めておりますが、別途規則で貸付金の申請書等の関係規定を定めることにしております。この条例の施行につきましては、本年1月1日からいたしまして、施行日から2年で執行する時限条例としているところでございます。

以上で説明を終わりますが、宜しくお願いを申し上げます。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長(日高通君)

1番、日高助廣君。

○1番(日高助廣君)

デジタル化に伴う施設の改修費用ということでありますけれども、アンテナ等の改修等の解釈でいいと思うんですけれども、NHKの方から満額出るのか、そしてまた受益者の負担が発生をするのかですね、その辺も分かりませんけれども、分かっているれば、回答をお願いします。それと、第8条ですかね、「村長は資金の貸付を受けた者」と文言がありますけれども、団体に貸付けるわけですので、「貸付を受けた団体」と、ちょっと文言を訂正するのが、妥当じゃないかと思いますが。それとですね、その我々のですね、6区目ですかね今ですね、中之島以外は全島ですかね。組合があるのはね。一部ですね、電波の障害等であっても検討するような地域が発生するように思われます。ですから、NHKさんとも何回か話し合いがあったのんですけれども、自己負担金が発生するようなことも聞いておりますので、その辺をちょっとお答え願いたい。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

今回のこの基金条例につきましては、村内に自主共聴の組合が4か島とあります。平島・諏訪之瀬島・悪石島・小宝島です。あとはですね、口之島と宝島につきましては、NHKの共聴施設ということになります。その、NHKの共聴施設につきましては、NHKの事業費の中で施工し直すという事になります。問題なのはですね、NHK共聴施設の中で宝島の場合は既に、施工に入っているんじゃないかと思えます。ところが、口之島につきましては現在の電波状況の受信を枕崎から取っていること等で、口之島の自治会からも再三NHK側の方にも、その受信状況を改善して欲しいということ等で一昨年の座談会の中でも確か要望がありまして、また村の方もNHK並びに村長も総務省の方まで出掛けて一応その要請はしております。ところがNHKの方の考え方は現時点では枕崎の方からの電波を変える、変えないというような方向みたいなんですよ。

ただあまりにも海上距離が約160kmぐらいあるんじゃないかと思うんですけれども、そのあまりにも長いということ等で電波障害も当然考えられるということ等で、今現在NHK側としますれば、口之島の方のある民宿とその出張所の方で調査されていると思うんですけれども、その状況によってはその電波の方法も変えるというような考え方も持っているみたいですが、本会議で言っているのか分かりませんが、その電波状況を変えるという方法は現在中之島の方で受信しているものを、一旦中之島のどこかに中継し直してそれから口之島の方へ逆に飛ばすということ等もNHK側の方は考えているみたいですが、これは具体的にまだはっきりとしている状況ではないです。それから、その4か島の自主共聴につきましては、昨年の特定離島事業あるいは、NHKの自主的な調査によりまして受信点の場所は今既に決まっています。今のところ平島・悪石島・小宝島につきましては現在地を想定するという事で考えているみたいです。ところが、諏訪之瀬につきましては現在地では低すぎるということ等になりますので、現在よりもかなり高い位置に設置するという事で事業費の方が他の島よりもかなり高い金額になっています。

現在、先程村長の方で説明しましたとおり、このNHKの方の受信するNHK助成金額相当1,000万円ということ等でこの貸付金の中でも設けるわけですが、その概略の総額予算をちょっと説明いた

します。その受信施設に対します財源につきましては、国庫補助金それからNHKの助成金それと、一部村の補助それから受益者側の負担というようなことになります。その国庫補助金につきましては総務省の方はもう既に内々内示みたいなのはきておりますので、近い内に予算執行をする方向で進めております。それから、村の補助につきましては、これは辺地対策した事業の中で諏訪之瀬島の部分が村の補助という形になるわけなんですけども、約2,500千円相当。これはのちほどの、補正の中でも出てくるかと思えますけど辺地対策債を活用したいということで考えております。NHK側が助成する費用につきましては、この事業そのものを今年度実施した場合には、その業者の方に当然支払いを行うと、その支払いの領収書を以ってNHKの4か島の自主共聴組合が補助申請をして、ということは年度を越える可能性がある関係からありまして、基金という形を今回設けるわけなんですけども。それから、その他に受益者の負担というものが発生します。これにつきましては、高いところで約300千円弱くらい、低いところで200千円弱くらいというような金額になっておりますけども、ただこれにつきましては、昨年この議会でも申し上げたかと思うんですけども、基本的には村の方が全額助成するという方向で今のところ考えている所です。それから、NHKの助成の条件なんですけども、あくまでも受信率100%というものが条件となってきます。

ところが今、4か島の共聴の組合の中に受信料を支払っていない方が見受けております。その部分については村の方は当然NHKの方の助成額も低くなる関係からしまして、村の方については、それはもう村が負担しないと。あくまでもそれは個人あるいは自主共聴組合の方で負担という方向になっていくんじゃないかと思っております。

○議長(日高通君)

1番、日高助廣君。

○1番(日高助廣君)

受信徴収料ですかね受信料ですかね。を100%できていないということでありますので、まだその辺の啓蒙も、啓蒙もしながらですね、これはやっぱり国策ですからですね。我々住民がですね、負担ということでは大変なあれですから、なるべく住民の負担がないような方向でお願いをします。先程申しましたこの条例の8条の文言ですね。これは団体ですから、者というのはどうかなと思うんですけども。訂正をしますか。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

誠に申しわけありません。ここは第1条をみていただければと思うんですけども、第1条の設置の中で3行目のところに「テレビ共聴受信施設組合(以下「組合」となっておりますので、ここは組合が正しいんです。申しわけありません。訂正をお願いしたいと思います。それから、村の方の助成の件ですけども先程口之島と宝島の方でNHKが助成する分と受益者が負担する分があります。その受益者が負担する分についても同じく村の方が助成するという考え方でおります。

○議長(日高通君)

1番、日高助廣君。

○1番(日高助廣君)

4島以外ですね、中之島はまあ大丈夫だと思いますが、宝も大丈夫ですかね。口之島がですね、非常に1番受信率が悪いんですよ。年間を通してですね。今後NHKとの交渉もありますけれども、中之島の方から電波をとるんだという計画でいるようですけども、現在も試験的にですね、共聴の方にアンテナを設置をしておりますけれども、あれでも絶対駄目なんですよね。やっぱり遠いということですね。電波がやっぱり弱いですね。力が。今後またNHKとの交渉を住民と一緒にお願いしたいです。

○議長(日高通君)

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

この件に関しては先程総務課長から説明があったとおり理解出来ます。この間、テレビ共聴組合宛てへ受信料を支払っているかどうかの調査が参っておりました。その中で過去においては地域に受信料を徴収する人をおいて、そして、受信料を集めていたと。その中で集める人に聞いたら、即分かったんですね。納めているかどうかというのは。ここ最近は振込みにされているということで、個人にあたってその契約

して払っていますかと言って、いや払っているよと言われたらもうそれしかない。実質その調査が成り立つのかなと思ってですね。その方法を何らかの形で変えない以上はチェックがちょっと出来ないなという、正しいチェックというんですか、非常に私の地域ではそういうふう困ったなという思いがしておりますのでその方法は他に何かないものかどうか。それからこの事業そのものがいつから、その工事そのものを予定ではですね。どのくらい、いつから始まるような計画をされているのかどうか。その点について伺いたい。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

確かに今議員が言われた通りですね。どの方が受信料を支払っているのかというのは中々分からない状況だと思うんです。先日、各自治会長の方に文書を出す際にそこら辺がはっきりしないからNHK側の方に受信の支払っている情報開示を求めるようにということで、一応担当には指示を出しています。どの程度来るのかは分かりませんが、一応そのことは私どもの方で進めたいと思います。それから施工の時期につきましては、10月の初旬つまり今月の初旬、座談会が中時期に入っておりますので、その前までにはやりたいとは考えております。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第4、議案第60号、十島村共聴施設整備事業貸付基金条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第4、議案第60号、十島村共聴施設整備事業貸付基金条例の制定についての件は、原案の通り可決することに決定しました。

○議長(日高通君)

これより昼食のために休憩致します。

午後は1時にお集まり下さい。

△日程第5 議案第61号 平成21年度十島村一般会計補正予算第2号についての件

○議長(日高通君)

休憩以前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、議案第61号、平成21年度十島村一般会計補正予算第2号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第61号についてご説明を申し上げます。本案につきましては予算補正の一般会計分でございます。今回の補正の主なものにつきましては、国の21年度補正予算第1号で経済危機対策として、交付内示を受けました限度額の範囲内で開発センターの外壁改修事業を実施しようとするものと、来年度特定離島事業で予定する事業の設計額それから新型インフルエンザ対策等としてワクチン等の医薬品等購入が主なものとなっております。まず、2ページに補正予算額を示しておりますが、予算の総額に歳入・歳出それぞれ84,825千円を追加しまして、総額の歳出・歳入の予算額は、3,828,391千円ということをお願いをしております。それから、第5条で地方債の関係をお願いしております。

まず、歳入関係から参りますけれども10ページから13ページまでが歳入関係になっておりますので、まず10ページから順を追って説明を致します。まず第1点の村税につきましては、個人住民税の本年度の確定分と滞納繰越分、これは県民税の修正で568千円を増額しております。2つ目に地方交付税につきましては、今回の歳出予算の財源と致しまして、普通交付税41,000千円を計上しております。本年度の本村の普通交付税確定額は、国内の景気雇用の悪化等を補填する財源措置が組みこまれた関係から、対前年度比24,490千円増額の1,404,539千円となっております。3番目に分担金及び負担金で25千円を増額しております。これにつきましては、養護老人ホームへの入所に伴う本人負担分を計上しております。4番目に使用料及び手数料につきましては、地域公共交通活性化事業と致しまして、「ななしま2」の宝島と奄美大島間の試験運航として5航海を計画しており、その運航経費を村の地域交通活性化協議会から1,462千円を受入れるものであります。それから、教員住宅使用料の増額については教員の増加分によるものでございます。開けていただいて、11ページの国庫支出金では、総務費の補助金において現時点における国との調整の結果、補助金の交付見込み額に基づき、減額或いは組替を行ったものであります。増額と致しまして、消防庁からの災害時等瞬時警報システム改修経費、これは100%補助ですが、3,277千円を計上しております。次に民生費の補助金につきましては、子育て応援特別手当と致しまして、小学校就学前3学年の子供、平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者に対し1人あたり36千円が支給されることから事務費分も含めて、983千円を計上しております。

それから、衛生費の補助金では、合併浄化槽1基分ではありますが、これも設置による国庫補助分と致しまして166千円、教育費補助金としまして、小中学校理科備品購入に伴うものと修学旅行費の確定補助そして、学校情報化環境整備事業のこれは3分の2の補助分ですが、26,616千円が計上されているところでございます。

次に県支出金につきましては、3,504千円を増額しております。まず衛生費補助金で合併浄化槽の県補助分、それから村外診療所内で使用するインフルエンザ薬剤等の補助金と女性健康増進事業助成金を2,910千円、また特定離島事業の特産品づくり事業等観光宣伝対策事業につきましては、予算品目の組替であります。フリー岳整備と宝島友の花温泉整備は、事業が終了したことによる予算の整理によるものであります。次に財産収入につきましては、現年度及び過年度分の産業振興資金・住宅貸付資金の利子収入として1,054千円を計上しております。繰入金につきましては、自主共聴施設組合に対応する為の財源を地域振興基金から10,000千円措置するために計上しております。諸収入で3,467千円を計上しておりますが、産業資金・住宅貸付資金の返済支援に伴う延滞金が1,299千円、それから13ページの雑入で受益者負担分と致しまして、ダニ駆除対策に伴うもの清掃施設の補修によるもの、村営住宅補修の個人負担分を2,168千円計上するものであります。次に、村債であります。22,800千円増額となっております。これは、本年度の臨時財政対策債が確定したことと国庫事業で進めるブロードバンド整備事業等が現時点による事業費の減額のために村債を修正しようとするものであります。

次は歳出ですけれども、歳出は14ページから30ページであります。まず14ページの総務費についてですけれども、7,232千円を増額しております。主なものは財産管理費の工事請負費において本庁舎の空調機を新しくやり換えたところですが、旧空調機の撤去経費1,502千円、それから開発センターが築23年経過する中で、外壁・ヒサシ・玄関部分のコンクリート等の腐蝕により危険状態になっていることから全面補修としてこれに要する経費が23,142千円を見込んでおります。企画費の減額につきましては、住民向け情報通信基盤事業において事業費の上限額が定まったことから、33,898千円と公共施設間のブロードバンド整備事業の事業費減による1,551千円が減額になっております。増額分では負担金補助金において、個人向けインターネット整備事業における加入促進と個人負担の軽減策とするパソコン購入助成金を6,000千円、地上デジタル共同受信施設整備事業の内示増額による1,

343千円、それから15ページの繰出金でテレビ自主共聴組合への貸付金10,000千円が主なものであります。

また、15ページの選挙費関係それから16ページの地籍調査費関係は予算品目の組替でございまして、補正予算に影響するものではありません。額としては、23,975千円を計上してございます。それから、民生費であります。2,968千円を増額してございます。主なものは、17ページの社会福祉総務費において、定住促進対策助成事業において新規転入者並びに既存者への助成金438千円、老人福祉施設への新規入所者分の扶助費が1,363千円を計上してございます。また、18ページで新たに子育て応援支援特別手当を3歳から6歳児15人に1人あたり35千円の支給分540千円も計上してございます。

次に衛生費につきましては、9,803千円を増額しております。主なものは18ページから19ページの保健衛生総務費において、諏訪之瀬島診療所の進入路の舗装整備と併せて悪石島診療所の敷地内側溝整備を原材料費で145千円を計上し、施工につきましては地元住民で対応する賃金が105千円を見込んでいます。また、繰出金では、簡易水道会計への財源支援として891千円も計上しております。

19ページの診療所費において、新型インフルエンザ対策として予防措置となるマスク、消毒液、それから新薬ワクチン類の購入経費で6,348千円を計上しているところであります。20ページの清掃費において諏訪之瀬島生ゴミ処理機の修繕費の400千円と、今年度新たに住民から合併処理浄化槽設置の申し出があったもの、その補助金として970千円を計上しております。農林水産業費につきましては、12,650千円を増額しておりますが、主なものは21ページの農業振興費の備品購入費において、現在建設中の中之島コミュニティセンター内の生活改善施設に調理備品を配備する取り付け経費230千円の計上と畜産業費において、22ページの需要費でホイローダーとバックホーの修繕費として2,800千円それから、ダニ駆除剤の250本の購入として3,874千円、獣医師業務の委託経費として1,800千円。特定離島事業で計画している宝島の機械格納倉庫の基礎工経費3,874千円が主な予算の内容となっております。また、23ページの農林振興費について、林道口之島線の一部が国庫補助林道の基準外になるために、単独事業で進めることで局部改良測量経費、これが1,100千円を計上しております。

それから、商工費につきましては2,759千円を増額しております。主なものは25ページの観光費委託料において天然記念物である口之島地区のタモトユリを、観光資源に活かす為の観光道路整備の測量設計4,217千円、それから村内8か所の温泉施設の効能等分析調査を10年おきにこれを実施しなければならないこと等からその経費が1,500千円を予算措置しております。また、工事請負費の3,008千円の減額につきましては、フリー岳展望施設の予算執行残の整理を行ったものであります。土木費につきましては、35,730千円を増額しております。主なものは26ページの委託料で、道路台帳整備と致しまして、口之島地区・小宝島地区の村道5路線の整備を2,859千円で計画をしております。

また、工事請負費で村道2か所の改修事業を2,918千円で計上をしております。道路新設改良費の委託料で、平島東之浜港バイパス道路測量を6,037千円計画をしております。港湾管理費の工事請負で平島・南之浜港船溜り入口付近に砂が堆積しておりまして、漁船の船底を擦ったりということでの出入港に支障が出ておりますので、浚渫事業費で8,400千円それから、悪石島冷凍コンテナ用の電源設置電球が腐食していることから、その改修費として700千円。悪石島・船待合施設のヒサシ部分のコンクリートの落下部分の補修費が300千円を計上しております。港湾建設費につきましては、事業費の執行残を建設費に組み替えるため13,500千円の東之浜港の浚渫土砂海洋投棄モニタリング調査費1,218千円を見込んでおります。27ページの住宅管理費では、村営住宅のボイラー類の補修費として314千円を計上しております。それから、消耗品につきましては、3,808千円を増額をしておりますが、皆既日食にかかる救急用品として担架・懐中電灯の補充とアルミバット交換消耗品等を531千円見込んでおります。工事請負費の3,277千円につきましては、全国瞬時警報システム緊急放送を消防庁から直接伝達する為の改修として計上しているものであります。

次に教育費につきましては、2,508千円を増額しております。主なものは28ページの小学校管理費で新型インフルエンザ対応の消毒液を各学校に配備する消耗品として146千円。また小学校費と中学校費において国の補助予算である地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用して理科備品購入を、それぞれ800千円ずつ計上してございます。29ページの中学校振興費の工事請負費と備品購入費については、

事業執行費の費目の組み替えを行うもので予算増減を行っております。この事業につきましては、国の補正予算で計上された学校ＩＣＴ環境整備事業として、各学校に校内ＬＡＮデジタルテレビ、教育用パソコン、公務用パソコン等を整備しようとするものであります。３０ページの保健体育総務費につきましては、平島と宝島の学校給食備品の故障による新規備品購入として、２３６千円を見込んでおります。予備費につきましては、７、３６７千円の増額となっております。それから７ページに返って、地方債の補正でございますが、地方債の補正につきましては歳入の村債で説明を致しましたとおりで、臨時財政対策債の確定による２９、０００千円の増額補正が影響するものでありまして、補正後の地方債総額は４３３、５００千円となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長(日高通君)

６番、用澤満男君。

○６番(用澤満男君)

新型インフルエンザ対策事業について、若干伺います。国が総力を挙げて水際対策として、飛行機等の空港等でのあり方からいつの間にかそんなに問題はないような雰囲気になって、その後、感染者が急増してるということで、学校等が夏休みが終わって過ぎた中に各地域の学級閉鎖・学校閉鎖等も報道されてきたわけですが、私たちの地域においては水際対策として、もちろん病院もない状況の中、看護師さんが各島に１人というような状況の中、どのような対策を立てるのかというような話をした経緯があったわけです。その中でフェリーとしまでの感染とか外部から持ち込まれるということを１番気にしないといけないというような、そのような話もあったわけですが、フェリーとしまに乗りまして手の消毒等の消毒液の配置というようなものも目に少し付くようになったのかなと、その程度で船内放送等も私は聞いておりません。本村でも新型感染者が出たとインフルエンザの感染者もでたということもありますが、その感染経路或いはこのままで治まるとは誰も思っていないと思うんですね。感染者が増えていくだろうというのを前提にどのように対応していくのかということを、対策を考慮しているのか。そこら辺をもう少し具体的に説明をしていただきたいと。本当でありますと病院がありますので、そこそこへ行くと。ところが、過去において話がありましたように１つの島で感染が出ますと、島全体がどうなるかというようなそんな不安の声も聞かれますので、そこら辺は住民が安心をして生活が出来るような対策を早目に周知徹底をさせ、そして安心して生活出来るような対処をとらなきゃいけないというふうに思うんですが、その辺について伺いたいと思います。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

９月の３０日に新型インフルエンザ対策本部と感染症対策本部を設置致しまして、住民課の方で一応新型インフルエンザ行動計画書という案をもちまして、２９、３０というふうに村長はじめ我々執行部です、協議致しまして３０日にこれを立ち上げました。そして、今回宝島で１名発症したわけですが、この感染経路というのは特定できません。従いましてまず、我々がすることは島で発生したらどうするかということだと思いますので、すぐに診療所にかかっていたいでですね。そして、それなりの措置を受けていただくと。今回の場合はリレンザということで５日分投与したんですけれども、３日目ぐらいから回復に向かってきたということでやっております。今後、今からが流行期に入ってくると思いますので、村と致しましては、タミフル・リレンザ等の備蓄、つまり薬品関係が大体３００人分くらい備蓄しております。それから、今発注しているのがリレンザが１５０人分、タミフルが１００人分くらいでしょうか。これを確保してくれということで、薬品会社に申し込んでおりまして、これは何とか確保できるということなんですけれども、マスクについては非常に難しいということになっております。ですから、我々と致しましては、島で発生した場合には、とにかく個人で予防していただく以外にはないというふうに思っておりますので、手洗い、うがい等のこれの励行をしていただくと、かかった方はすぐに診療所に来ていただいてそれなりの処置をしていただいて自宅で安静にさせていただくというふうに、考えております。その間、関係は家族の方々も濃厚接触者となりますので、家族の方々も１週間程度或いは直ったとしてからも、２日ぐ

らいは自宅で待機して外等接触しないでいただきたいというふうなことで、啓発を啓蒙していきたいというふうに思ってます。

したがって、もし感染者が出た場合は、島で蔓延するという恐れもありますので、我々が出来る範囲は、薬品の備蓄それから看護ですかね。それに重点を置いてやっていきたいと思ってます。それから重篤者が出た場合ですけども、これは今度地域振興局と村との協議の場があるんだそうですけども、そこです、重篤者が出た場合は、ヘリで運んでいただきたいということで訴えて行きたいと思ってます。地域振興局の伊集院保健所辺りは医療として運ぶんじゃないかと言われてはいますけども、その辺がはっきりしませんので更に局の方にですね、お願いをして参りたいというふうに考えております。

それから、フェリーの中ではですね、舷門ですかね、舷門はちょっと雨とか風の場合がちょっとあるかということで、中に入ったところにですね、やはり消毒液を置いたり、或いは受付のところですかね、そこに置いたりしたいと思ってます。それから啓蒙についてはチラシですね。チラシ等を船とそれから切符発売所にも張り出したいと、そしてまた体温計ですか。体温計についても村の方で準備をしてすぐに温度が測れるやつ、何分と待つのではなくて10秒程度で鳴るやつを配置をして熱がある人は、そこで計って気分が悪くなったら皆と一緒にいさせると、一緒に船室では非常にまずいので、診療室辺りで待機をして頂くというようなこと等も考えています。

○議長(日高通君)

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

確かに考えていると。今からまた啓蒙・啓発をするんだというような言葉なんです、我が村にとっては医療機関というそのものが内地と違ってありませんのでね。それだけに敏感に受け止めて、そしてまた早急にその対策をとらなきゃいけないだろうと、私はそう思うんです。ただ、フェリーとしまの中でも普通のインフルエンザ、従来のインフルエンザも大概フェリーの中で皆さんかかるとおっしゃいます。それだけに、フェリーでのそういう取り扱いを、もっと専門的な立場からお医者さんなり、そういう人たちのアドバイスを受けながらどうすべきなのということも含めて、早急にもっとこう具体性のあるやり方をしていく必要があるんじゃないかなというふうに私は考えるんですが、それが1つね。

もう1つは、その島での診療所での対応。例えば、個々の一般的に言われております、病院へ行っても他の患者さんと一緒にならないようなその対応の仕方。本村の診療所では、そんなことするようなスペースもないと、スペースのないところでどういうふうにするのかということ、それから家族1人がかかった場合に、家族出ないようにというような感染が治まるまでと。ところが地域の人たちというのは、もちろん牛も飼っているでしょうし、或いは今度は荷役作業にも出ないといけないとか、色んな形でどうしても外に出ざるを得ないようなそういうものも無理をして行く可能性もあるんです。そういうような地域性も含めて考えて、対応の仕方というのを早急に考え出していかなければ、重篤患者やそういうのが出た場合、ヘリで飛ばせばいいっていうような、私はそんな次元じゃないんだろうと思いはするんです。そこら辺を村をあげてやっていかなければ。もし、この村人口の1割の人がかかっただけでも、これは大変なことだろうと思うんです。医療機関がないだけに。薬を用意すればいいだろうじゃなくて。もし看護師さんがかかってしまった場合ね、患者さんとの接触があつてそれで、かかった場合にどうするのかとか。そこら辺の意味も含めてね、真剣に早急に対応して考えるべきなんじゃないかなと思うんですが。その点についてはあまり危機意識が私には伝わってこないんですけど、その点は私が大袈裟ですかね。そこら辺ちょっと説明を。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

私共もですね、この問題につきましては、2日間に渡ってですね喧喧諤諤議論をしております。それで、行動計画の中で示しておりますので、ちょっと是非協議会の場をもって頂いてですね。その行動計画等を説明させていただきながら、また一緒に知恵を出し合っていていただいて検討させていただきたいというふうに思ってます。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

インフルエンザ問題はご指摘のとおり、できるだけ患者を島に送り込まない、これが1番の方策だと私共この行動計画の中でもそういうことを、まず主体にして色々協議をして参りました。ところが、やっぱり大変なやっぱりこの労力を費やす関係等がありまして、徹底したことは出来ないのではないのかという結論に達したわけですが、1番心配されるのはその患者である者が、即乗船するときに分かれれば1番良い事なんです、これが分からなくて乗る。本船は一晩寝て行くわけですので、毛布等を被る。そのことが1番の感染の原因になるのではないのかと。そういうこと等を考えますと、手洗いとかそういうものだけでは、これ済まされないような状況、ことが考えられるわけですが、毛布の消毒となるとですね、とても航路対策室等の話を聞くと出来そうな事ではないわけで、ただアルコールを部屋の中に撒いて毛布辺りをアルコールで吹き掛けて消毒する、そのくらいのことで済むんじゃないのかということも私申し上げたんですけども、それじゃやっぱり駄目なんだと。ちゃんとして毛布を最後まで乾燥したもので拭かないといけないとか、色んな手間のかかることをいうものですから、そういうようなことでは乗組員の陣容からしてもとてもそれはもう無理だろうということになっちゃって、そこらをもっと踏み込んで協議する必要もあるのかなとは思っておりますけれども、そういう議論もして参っております。

先程、患者が出た場合の措置として、住民課長が話されましたけれども、診療所ではとても収容は出来ないわけですから、患者が発生すれば家庭でちゃんと隔離をしてもらう。そういう意味で患者は各家庭で外に出ないようにして欲しいと、こういうような話し合いになっているわけでありまして、そこら辺もお互いが皆さんに迷惑を掛けてはいけないというような、やっぱり考え方をもっていただいて、それぞれの分野で協力をしてもらわないといけないだろうと、そういうようなことになっております。そのインフルエンザの関係については、協議会をやるということですので、その時点でまたゆっくり協議を議論を出していただければありがたいんじゃないかと思っておりますので、その辺でご理解をいただきたいと思っております。

○議長(日高通君)

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

確かに事細かく決めていくのは難しいんだろうと思います。ただ、私が1番心配しているのは医療機関がないと。ここにいる人たちは、病院があるということで安心感があるんです。私事ですがね、孫を島へ連れて来ようと遊びにおいでと思いはしても、フェリーの中でそういう感染があった場合に、どうしようもないと。医者もいないと。だからもうそういうような地域の人はあなた達が考えている以上に、不安になっているんです。病院がないってことだけで。だから、もしかしたら今夜出港の船で感染があるかも知らんと、そういうような事もありますんでね、協議会の中でも早く協議をして対策を早急にとっていければというような気がしますので、1つ宜しく対応お願い致します。

○議長(日高通君)

2番、永田和彦君。

○2番(永田和彦君)

このインフルエンザに関しては、先程から協議会の場を持つということでその際に再度詳しく聞きたいとは思っているのですが。今ちょっと確認というか、どうしても伺いたい部分があるので。

この薬剤医療費の部分で、5,253千円ということで組んでありますが、この今計上している金額でどれくらいの人数分のワクチン確保が可能なのか。それから肺炎球菌ワクチン、これについては恐らくそのインフルエンザの際の肺炎対策と併せてのものなのか。ちょっとそこら辺の部分を確認したいのと、それと確かマスコミ等で新型インフルエンザのワクチンの接種料が6,150円とかいう数字を確か見たような記憶があるのですが、それが1回なのか2回分なのか、そこら辺も私もあやふやなんです、そこら辺の部分において確か一般の季節性のインフルエンザについては予防接種に対しての補助をしていると思うんですが、そこら辺について村として今回の新型インフルエンザワクチンに対しての補助そういったものについて、どのように考えているのか伺いたい。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

新型インフルエンザのワクチンの関係についてはですね、私どもは一応旅行者も含めて1,000人分くらいは確保しようかということで予算を組みました。しかし、薬品会社の方からですね、これは買い占めにあたるというようなご指摘を受けましてですね。それだけのものは、十島にはやれないということで、

とりあえず、150本確保して下さい。それなら追加でそれから200本。そして、もしそれを上回るようだったら僻地ということで、離島ということで対応して下さいという事で話をしております。

それから、料金につきましてはですね、国の方が、昨夜でしたか6,150円ということで打ち出して、市町村負担分については、市町村で何かということをおっしゃっておりますけどもはっきり分かりません。村としては、この新型インフルエンザについては国の方針がはっきりしてから接種料についてはですね、考えようと思っております。それから、肺炎球菌ワクチンにつきましてはですね、75歳以上の方々について接種したいということで、これも薬品会社に申し込んでおきましたけども、これは完全に薬品会社の方からのをと言われました。先週でしたか、メーカーの方からはですね、肺炎球菌ワクチンについても確保が出来ましたと、準備が出来ましたということで、通知をいただきましたので薬品会社に問い合わせたところ九州で700人分しか配布できないということで、十島に鹿児島に何本かは分からないと。だから、十島にまわるということはちょっと考えられないんじゃないかというような回答をいただいております。

○議長(日高通君)

2番、永田和彦君。

○2番(永田和彦君)

今、新型ワクチンについては200本、本数で200人ということで。それでとりあえず、その200の確保において結局あの接種の優先順位等が色々あるかと思いますが、そういった部分についてその確保できる本数でその対象者の方がまず、全てクリアできるのかどうなのか。

それから、特にハイリスクの患者さん等が色々特定の疾患において言われているんですが、そういった方々が村内にどれくらいいるのか、そこら辺の数字的なものがもう把握されているのかどうなのか、その点について伺いたい。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

そのインフルエンザのワクチンの方はですね、まだ県の方が協議が済んでませんので、本来なら医師会からやるんだそうですけども、うちは医師会がありませんので30日の対策会議の中でも保健所から来ていただいて、そういう話も聞きました。そしたら、医師会がないところは自分たちの方で協力をしましょうという確約をいただきました。ですから、本数についてははっきりしません。

議員がおっしゃる通りですね、まず昨夜の発表では医療関係者・妊産婦。そのハイリスクの患者さんですね。そういう方々から順番に接種していくというふうになってはいますが、うちの場合はですね、心臓病・腎臓病の方がどれだけそのハイリスクの方がいるのかどうか、まだちょっと分かりません。糖尿病につきましてはですね、自己接種でそれやっている方が5人おります。この辺が入ってくるのかどうかとかいうことは、まだ県の保健所辺りも分かってないんだそうです。ですから、8日の日ですかね。8日の日にこの感染症対策の会議が伊集院保健所でありますので、その辺もまたちょっと具体的なことが見えてくるんじゃないかなと考えております。

○議長(日高通君)

審議途中でありますけれども、これより10分間休憩致します。

2時5分にお集まり下さい。

休憩

○議長(日高通君)

休憩以前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑は、ありませんか。

○議長(日高通君)

1番、日高助廣君。

○1番(日高助廣君)

定住促進のですね、転入費用節目助成金の件ですけれども、438千円ですか。計上をされておりますけれども、現在交付対象の人数が何名おるのかということと、昨日も質問の折に申し上げましたけれども、これの転入者のですね、追跡の調査もですね、併せて行ってもらいたいと思っております。現在の状況等とかそういう追跡の調査も併せて行ってもらいたいと思っておりますけれども、どう考えておりますか。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

定住関係の予算について申し上げますけども、定住関係につきましては転入費用が1名です。それから、節目交付金、3年目5年目という方が2名おまして、発生しましたのでそれを補正によって計上しました。それから、IターンUターンの転入の関係ですけども、皆さんから予算要求がありましてお手元にこの資料は皆さん持っているかと思うんですが、きてないですか。これでいきますと、それぞれ各年度合計の書いてあるとおりです。この下の方のですね。転出者の関係が17年に入ってきた転入者を調べておりますので、その関係でですね、17年度の転出につきましては以前にいた方々も転出の対象になっておりますので、その誤差があるかと思えます。実際17年度から21年度までの転入して、或いはそして転出された方の差引を致しますと、70人の方が残っているということになってます。70人で29世帯ということになっています。51世帯に訂正します。

○議長(日高通君)

1番、日高助廣君。

○1番(日高助廣君)

表がちょっと見難いですけども、51世帯が残っているということでありますけれども。現在のですね、ある島でIターン者が、住所はおいているんですけども、村内にいないという実情もあります。その辺のですね、本人との接触等あるんですか。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

私が申し上げましたのは、住民基本台帳関係の世帯数人員でありますのでそれで報告しておりますが、実態調査しておりませんので私たちも。誰が、どの世帯が、住所をおいているけど、いるんだけど島にはいないよということはちょっと把握してません。

○議長(日高通君)

1番、日高助廣君。

○1番(日高助廣君)

何回も申し上げますけれども、定住というのは非常に大事な問題でもあります。その理解もしてですね、やっぱり転入出者の転入実績の調査ですね。フォローですかね、後の。入った後がやっぱり大事だと思うんですけども。現在もある島でやっぱりIターン者がですね、島にもいないような状況にあります。村長は知っていますか。実態は分かっていますか。Iターン者の状況を。知ってます。分かりませんか。Iターン者が住所はあるんだけど実際に島にはいないという状況が。知っていますか。知ってるでしょう。名前は申し上げませんが、ある島ではそういう実態がありますんで、地元の方は対処に迷惑してるんですよ。知りませんか。本当に。そういうだから実態もですね、チェックしてくださいね。定住促進のやっぱり意味からして、そういう対策もとってもらいたいと思っております。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

住民基本台帳法に基づく実態調査をすることになってますけども、これは何年間に1回しなさいということやうたっているわけではありません。2年に1回やっているとところがあれば、3年おきあるいは4年おきに1回ぐらいというところもあります。鹿児島市は18～19月あたり2年くらいに1回くらいですかね。その方向で鹿児島市は進めております。法律上は何年以内にやりなさいということは、うたっておりません。

○議長(日高通君)

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

少しかいつまんで質問させていただきます。只今 1 番議員から話が出ましたように、人口対策そのために定住促進その件に関しては 6 月定例会でも、小宝島であった定例会の中でも私の方からも少し申し上げましたが、ブロードバンドが促進されるその中で定住促進の定義等も洗い直してまたやるべきじゃないか、その中で本村の本庁の中でプロジェクトチームも作るべきじゃないかという話もしたところ、村長の方から、そういう方向でやりますと、言っていますので。皆既日食等もあってそういう暇がないというふうに理解しております。是非、その点については真剣に取り組んでいただきたいというような気が致します。

それと、農林水産業費の中に諏訪之瀬島の冷凍機修理というのが入っているんですが、これは言葉の間違いでしょうかね。冷凍機そのものはあれは確か漁協の持ち物だというふうに、解釈しているんですが。この点について聞きたい。それから、商工費の中の温泉施設管理費の中で天然ガス濃度測定とかいうのがあります。これは何のためにこのような測定をせないかんのかという点。それから、道路新設改良費の中で東之浜港のバイパス道の測量設計も入ってますけど、これは通常の東之浜線のことを指しているのかどうか。その点について、説明をお願いします。以上です。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

ちょっと前後になるかもしれませんが、議員が質問したのと回答が前後になるときはすみません。まずは、諏訪之瀬島の製氷冷凍機施設。これは村で導入したやつの製氷施設の冷凍庫の修理でございます。これは受益者負担金もちゃんと計上してあります。

それから、先程の温泉です。温泉施設管理費の中で、天然ガス濃度測定という、これは可燃天然ガス濃度測定 6 島温泉施設 1, 5 0 0 千円計上してあります。これは 1 0 年毎の調査がございまして、これを 1 2 月末まではあげて国の方に報告せないかんということでございます。それに伴うものでございます。

そうすれば、さっきの東之浜です。これは南之浜の方の道路をあと 1 0 0 m ほど改良分が残っているんですけど、どうしてもそこを工事するためには全面通行止めになくなくてはならないということで、迂回路を計画するための測量でございます。

○議長（日高通君）

5 番、平田傳義君。

○5 番（平田傳義君）

宝島の溜池の排水工事のこれはどこなのか、どのくらいの費用でいつ頃からできるのか 1 点。それから商工費の方で直接このあれにないんですが、家庭用の消火器で色々事故が発生しているという報道を聞いております。これ自分でやるようになっていいのか、私もそこところはっきり分からないんですけども、分団会もやられているようですが、詰め替え等々についての仕組みは、さっき言ったようによく私分かりませんが、消火器を見ますと 5 年毎に点検しなさいというふうになっているわけですけども、やられている 5 年毎に。たとえば詰め替えなり検査なりをしているところが、分団であるのかどうか聞かせて下さい。

それからこの学校教育費の方で、電子黒板というふうになっておりますが、これ国が今進めているものをしようとしているのか、簡易的な例えばパソコンですか、を使ったのもあるように聞いてます。どっちなのか。それでまた、これであれば 1 学校ですか 1 つの学校に 1 つ。国が進めているのであればですよ。そういうふうになんて理解をしているんですが、その辺の説明をして下さい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

始めにありました宝島の溜池排水路工事の件でございますが、これは東溜池の方の龍光さんの所の畑にオーバーフローする水があったもんですから、その工事請負に 8 0 0 千円程度の金額を見込んでます。

近々早いうちに設計が終わり次第、まだ設計の段階でありますので。ここは大体決まっております。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

消火器の点検ですけども、過去に消防団が主になってが実施したのは平成 1 8 年時期でした。と申しま

すのは、以前は消化器の補助というもの等があったわけなんですけども、それは18年で締めたということ等の中で、一応各家庭の消防団を通じて一応確認をするように指示したというのがもう最後です。当然消火器には償却の機能に応じて対応年数が附されています。あと、自主的に各人が判断するということなんですけども。またそこは、出張所を通じて広報だけはする必要があるんじゃないかと思いますので、検討してみたいと思います。

○議長(日高通君)

教育総務課長、久保源一郎君。

○教育総務課長(久保源一郎君)

ご質問の件ですが、今回補正に載せております、事業につきましては国の進めている学校ICT事業を使って整備するものでございます。ちなみに補助の内容では、電子黒板これ等につきましては、小学校・中学校それぞれで実情に応じて整備できるようになっております。

できますれば、全普通教室に1台とかいうこともできると思いますが、それは物理的に無理な部分が出て来ますので、本村においては小中学校併設でございますので、いわば小中が1台、7台導入を予定しております。それから、それとの補助の部分で今回載せてる分では、全島で7校の分、小中学校併せてデジタルテレビで48台、教育用パソコンで24台、公務用パソコンで52台、この公務用パソコンというのは教職員のパソコンでございます。それから、電子黒板には周辺機器というのがついておりますので、これ等が7セット入ってきます。併せて大体30,000千円を超える金額になるかと思っております。ただ、今政権が代わりまして、内示はきております。申請致しましたけど、決定までは至っておりませんが、まだ執行にあたっては今しばらく様子を見ている状況でございます。

○議長(日高通君)

5番、平田傳義君。

○5番(平田傳義君)

総務課長、この中々やっぱりですね、島では高齢者の方も多く、もちろん何年間どうということもあまり知られていないんだと。実は私も自分のわざわざ、事故の関係等あったものですから、見て参りましたら一つは平成6年ちょっと2月か3月にあってそのときに、消防団が入れ替えてくれたと。その前についてはほとんど自分もやってないんですね。そういうことが、やっぱりこうあんまり認識がないんですね。そういった意味では、もしやっぱり事故があると大変なことだと思うんですね。何とかこれを今回答があったんですが、できるだけ早く、使い方にもよるんでしょうけど、事故があったのはたぶん色んな何ていうんですか、条件の悪い場所に置いたような報道もされていますので、そういうのもあるのかと思うんですが、やっぱり本当は本体とも置かないといけないんでしょうけども、もう1回色々協議してもらいたいと思います。それから先程の電子黒板ですけども、課長ちょっとよく説明されたと思うんですけど。発注、今の情報です、国がやっているのは、発注している部分には、一応中止ということはないというふうにされているんだというふうに、私理解しているんですけど発注してない分については、中止をするようなこともちょっと聞くんですけど、確実な情報はまだ入っていないんでしょうけども、成り行きを見ていくということに成るんだろうと思いますけども、どの辺まで、発注をまだされてないんだと思うんですけども。どの辺までそういうことが協議されてる。分かっているのか。

○議長(日高通君)

教育総務課長、久保源一郎君。

○教育総務課長(久保源一郎君)

今回のICT事業の財源確保につきましては、既に村の方で計算されまして、臨時交付金という形で財源等は確保されているもので進んでおりますので、そういった事情を勘案しますと内示後に特段のものが無い限りですね、中止という部分はないと考えております。ちなみに、他の町村等もですね、既に各機器とかそういったもの等で、仕様書等を作成しながら進めている状況を聞いておりますので。全国こういった部分で動いてますので、これは一遍止まるという部分ではですね、減額はあるかもしれませんが、全部がなくなるということはないと考えております。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

4番、平泉二太君。

○4番(平泉二太君)

総務費の中のこの歳出、開発センターのこの外壁の改修工事23,000千円ちょっとかかるということなんですけども、現在まだ活用もほとんどされてない中で、これだけの額というはかなりでかいわけですが、今後の活用方法をどう考えているのか、それと教育費の中の29ページ、工事請負費、小学校維持補修費とありますが、これの詳しい内訳を説明して下さい。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

開発センターの今回の外壁の改修ということで、23,000千円の予算を計上しているわけなんですけども、ご承知のとおり開発センターは昭和61年に設置されまして、既に23年経過するという施設です。地元の議員さんは特にご承知かと思いますけども、今までの中でほとんど開発センターの利用はもうないというに等しいくらいの状況であります。過去に使ったのは数回のイベントということ等で使うのみというような施設であります。今の村の行政状況からしましても、今からも変わらない状況が続くんじやないかなということ等が懸念される関係からしまして、実は指定管理という方向で今後検討してみたいなと思っているところでございます。

この開発センターの改修につきましては、昨年の皆既日食のプレイベント並びに今回の皆既日食の会場ということ等でかなり活用されました。そして、多くの設備も補修替えもしております。それと、今の現状の外壁等が23年経過ということ等の中で、かなり危険状況になっています。これは補修しなければ、もう殆んど朽ち果てる状況になってしまう可能性があるものですから、今回思い切って予算を投入致しまして活用につきましては、指定管理ということ等で、つまり民間のそこに運営に携わってもらうことによって、この施設が友好的に活用されるだろうと判断をしております。そこで、最終的には議会の議決が必要になるわけなんですけども、今話をしている団体につきましては都市圏辺りからの学生の交流事業に考えてみたい、或いは体験農業としての基地的な形のもので取り組みたいと、というような一応考え方の案も示されておりますので、それがうまく活用されれば本村の特に中之島の今後の振興にも繋がる可能性があるんじゃないかなと思っておりますので、またこれはいずれかの議会の中で、議会の皆さん方にはご相談したいと思っているところです。

○議長(日高通君)

教育総務課長、久保源一郎君。

○教育総務課長(久保源一郎君)

工事請負費の小学校維持補修の関係でございますが、これにつきましては予算の組み替えをやっておりまして、今度本年度予算で当初予算で組んでおります、小学校施設・学校施設関係の維持補修費の中にですね、組み込みまして一緒に合わせて執行すると、少しでも経費等は節減できればということで、この分で予算を組み替えた形で303千円。これは諏訪之瀬の教員自宅のシロアリの補修の分ですが、これ等も維持補修工事の中に入れて一緒に入札に附するという形でとったわけでございます。

○議長(日高通君)

4番、平泉二太君。

○4番(平泉二太君)

この小学校、私は地元の中の島の校舎しかみてないんですけど、小学校の校舎はかなり爆裂が激しくて鉄筋あたりがみえている状態で、セメントがたまに2階部分から落ちてくるという非常に危険な状態なんですよ。そういう中で、その開発センターにこれだけの予算を注ぎ込むのであれば、私は学校の方にまた使って欲しいなと思ったわけですが、教育長。予算の査定の段階でその要望あたりして、学校予算をもらうことはできなかったのかどうか、ちょっと説明して下さい。

○議長(日高通君)

教育長、齊脇司君。

○教育長(齊脇司君)

教育長でございます。開発センターのことも聞いておりましたし、小学校の爆裂のことについても承知してしておったところでございます。小学校の校舎改善等維持費に関しましては、やっぱり学校から予算の状況、学校からあがってくる要望等は勘案しながら、優先順位を決めながらまた現地に赴いてどのような状況であるかを確認しながら決めているところでございましたので、各議員の方々にはありましては、こげん遅いとかというののもあられるかもしれませんが、今後今のようなご意見をいただきまして、また

改善の方向へ進めて行きたいと思います。

○議長(日高通君)

2番、永田和彦君。

○2番(永田和彦君)

いくつかありますので、順番に質問していきます。まず、民生費の社会扶助費、老人福祉施設の措置費ということで新規入所1名分が計上されておりますけど、他に今現在老人福祉施設への入所希望者がいるのかどうなのか、もしいらっしゃるのであれば、そこら辺の対応について今後どのようにしていくのか、計画等があれば教えていただきたい。

消防費の中の消防団活動服ということで消耗品費の部分であるんですが、これについては新規の入団者の方への制服の関係なのか、特に過去の分団長会での申し合わせ等によって入団後1年での消防服の対応ということでされていると思うんですが、そこら辺について過去にも消防学校等の訓練に参加する際に、制服がないもしくは、活動用の靴がないとかそういったことで参加者の方がやはり消防学校に行ってから嫌な思いをすとか、そういったこともあったんですが、そこら辺についての対応がどのようにしているのか。

それと、先程の学校、小学校の工事請負費の関係で諏訪之瀬島のシロアリ対策・シロアリ関係ということだったんですが、先般中之島においても教員住宅がかなりのシロアリの被害によってこの9月から新規で来られる先生が入る予定が入れないということになったんですが、そこら辺についてシロアリの駆除等について中之島地区の住宅についてはどのように考えているのか。併せて、このシロアリの関係につきましては、中之島地区の教員住宅の入っている、あのいわゆるブト団地あそこにある教員住宅等については、今公用車の車庫として使っている古い建物に、かなりシロアリがあがってます。昔から、団地にある教員住宅についてはかなりのシロアリ被害を受けていたと記憶があるんですが、そこら辺について調査等を行う考えはないのか。

併せて今現在、車庫として使っている部分について消防団の一部倉庫としても使っていますが、かなりの被害、倉庫内において被害があつてかなりの被害等についても機材、特に木製品等については被害でもうほとんど使えないんじゃないかというものでしています。そこら辺について、今後、消防の車庫・倉庫の関係、新たに対応が必要になるかと思うんですが、その点についてどのように考えているのか伺いたい。

それと、学校の教員住宅の工事請負費、工事材料費等についてなんですが、中之島においては今現在教員住宅の中で校長住宅だけが木造住宅になっているんですが、村内において教員住宅で木造住宅があと何棟ぐらいあるのか。将来的に中之島地区において、校長住宅の建て替え等について計画はないのか。以上伺います。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

養護老人ホームの入所の関係でお尋ねがありましたので、お答えしますけれども、今回の入所は養護老人ホームということでございます。それから、待機者はいないかというご質問でしたけども。1名弱者がおりますけども、入院中であります。ただ、この方の場合には慢性疾患の患者でありまして、養護老人ホームの場合は病気をもっている方は入所できないということになっておりますので、退院後の措置がどうなるかというところで今検討中です。待機者は1名いるということです。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

消防服のこの支給の考え方なんですけども、議員が言われますように過去の消防分団長会議の中で申し合わせてということ等で現在に至ると。その申し合わせにつきましては、入団後1年以内、1年後ですかね。1年後に支給すると貸与するという事になっています。と申しますのは、この消防服の貸与につきましては、貸与という規定なんですけども、事実もう支給です。本人の寸法に合わせて、当然体型に合わせて靴から帽子から全て作る関係で1回作ってしまうと、次の方が。退団される時に次の方が使えるかとほとんど使えない、ということがあります。過去にも入団されて1年も満たない中で消防服だけ貰って退団されるというケースが、かなり過去にあったということ等を消防分団長会議の中で議題として出したら、であれば入団後1年で支給するという方向でしたらどうだろうか、ということ等で現在に至っている状況

です。

確かに消防学校の現地指導あるいは消防学校への入校という時に、消防服のないままで行っている団員も数多くおります。その中でも学校の方からも、せめて消防服くらい来てこいと、或いはその他の団員が消防服を着ているということ等で恥ずかしい思いをしていること等は、聞いております。ただ、それをその過去の実態があったということ等をどこまで整理するのかということが今後の検討になるかと思えますけれども、そこもまた消防分団長会議の中でまた改めてこういう事案も含めて検討するべきなのかなとは思っているような状況です。

ここに予算として記載しておりますのは、入団後1年の5名の団員の方のものとして予算を出しております。それから中之島の車庫の問題ですけども、ご覧のとおりかなり車庫の老朽化というの、もうガタガタ状態の車庫の状態になっております。一応来年度の特定離島事業の中で、公用車の車庫それと消防車庫併せてゴミ収集車の車庫という総合的な車庫ということ等で、今考えております。ただ、何せ例年特定離島事業等というものは、各課からの或いは各島からの事後要求のかなり多い関係もありますので、果たして22年度の事業の中で整備できるか分かりませんが、基本的な考え方は一応来年でやりたいというようなこと等を考えております。

○議長(日高通君)

教育総務課長、久保源一郎君。

○教育総務課長(久保源一郎君)

中之島の教員住宅の里集落にあります1軒でございますが、教員が増えるということで、準備を致した段階でシロアリ被害が発見されております。状況的には、床板等がやられておりまして、相当な日数及び大工仕事等がかかると、畳だけの交換では済まないということがありましたので、急遽村営住宅の方に1人移ってもらっております。ですから、来年度の学級編成並びに教員の人数等の部分を緩和してなるべく早い時期にですね、改修を進めたいと思っております。

それから、中之島で言われますブト団地の教員住宅4棟ございます。それ等につきましては、毎年維持補修の関係で要望を貰っているんですが、その中ではシロアリ被害という形では出てきておりませんので、たぶん畳等をそういったので開けてみれば、やられているかもしれませんのでそれは今後調査してですね、然るべき対応を新年度等でしていきたいと思っております。それから、中之島の校長住宅でございます。木造の分で民家をだいぶ昔に買い上げまして、それを校長住宅という形で使用しております。改良とかそういったのも長年やってきておりますが、いかんせん古い建物でございます、そろそろ寿命もくるんじゃないかなという部分で校長住宅は我慢してもらっておりますが、現状では教員の、教職員の配置関係の人数もでてきますし、もし空席とかそういったもの等の部分があればですね、校長住宅等の新築という部分はですね、今のところこの時期に校長住宅の新築というのは、今のところ計画には挙げておりません。ただ、将来的な形ですね、他の教員住宅等が埋まった場合にですね。必要であると。そういったもの等がでてくれば、計画に挙げなければならないと考えております。

それから、村内の木造住宅の教員住宅でございますが、この校長住宅と中之島の今一時民間の方に貸しておりますが、その1棟2棟だけと私の方では覚えております。以上です。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第5、議案第61号、平成21年度十島村一般会計補正予算第2号についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第5、議案第61号、平成21年度十島村一般会計補正予算第2号についての件は、原案の通り可決することに決定致しました。

△日程第6 議案第62号 平成21年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第1号についての件

○議長(日高通君)

日程第6、議案第62号、平成21年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第1号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第62号についてご説明申し上げます。本案につきましては、十島村国民健康保険特別会計補正予算でございます。2ページに予算の総額を示しておりますが、今回3,228千円を追加致しまして歳入歳出予算の総額を90,664千円と定めるということで、お願いをしております。

まず、歳入から申し上げますけれども、7ページであります国民健康保険税につきましては、7月の本賦課確定とそれから所得の更正による賦課更正にともないまして、6,171千円を増額しております。これの内訳は、一般被保険者で4,236千円と後期高齢者支援金で951千円、それから退職被保険者について81千円それぞれ増額をしております。それから、普通調整交付金につきましては2,751千円の減額であります。医療費のほか保険税額や被保険者数などを本係数にかけて算出致しますと、前年度実績に伴い減額ということになって措置をしております。それから療養給付費等の交付金につきましては、243千円を増額しております。過年度分の精算分として計上してございます。それから、前期高齢者交付金につきましては平成21年度の交付通知を受けて4,858千円これを減額としております。それから、諸収入の雑入につきましては、老人保健拠出金還付金として4,423千円増額をしております。老人保健医療費の前々年度の精算分でございます。

次に9ページの歳出であります。総務費につきましては消耗品購入の為の21千円を増額、それから、後期高齢者支援金について平成21年度の通知分で286千円を増額してございます。それから、前期高齢者納付金につきましては、平成21年度の通知による25千円を増額であります。介護納付金につきましては平成21年度の通知を受けた4千円を増額になります。それから、高額医療費の拠出金につきましても、21年度の県の通知を受けて211千円を増額ということで処理してございます。一般被保険者保険税還付につきましては、所得更正に係る還付金として540千円を増額しております。一般被保険者等償還金につきましては、平成20年度分の療養給付費の精算分として2,141千円を増額しているものであります。以上で説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長(日高通君)

2番、永田和彦君。

○2番(永田和彦君)

この消耗品の中のジェネリック医薬品希望カード、これはどういったものなのか。説明をお願いします。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

本村では去年20年度から診療所にもジェネリック医薬品を配置をしております。それで、一般に医薬

品よりもジェネリックは割安になるということで配置してますので、それが去年ですね。百何十万でしたかね。非常に利用されておりました。今度は国保の方ですね。国民健康保険の方で他の社会保険もそうですけども、ジェネリック医薬品の元年とか何とか言われておりますけども、使用がないということでしょうか、そういうことでジェネリック医薬品を推奨しようということになりまして、国民健康保険の方でもですね、積極的にジェネリック医薬品を導入していくという主旨のもとから、このカードを各保険者が被保険者の方々に配布をして医療機関では受診の際に、保険証と一緒にこのカードを出していただくということになってきたというふうに聞いております。

○議長(日高通君)

2番、永田和彦君。

○2番(永田和彦君)

ということは、今の説明でいくと薬を貰う際にこのカードを出せば、ジェネリック医薬品の方を要するに一般のジェネリックじゃないものとジェネリックと両方あるから、これを提示することでジェネリック医薬品を処方してもらえますよということ。逆に、元々の薬剤がいいという場合はこれを出さなければもう一般の薬は処方されるというふうになりますか。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

基本的にはそうなると思います。窓口で受診の際に、保険証と一緒に出して頂くということになっております。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

○議長(日高通君)

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

諸収入の中で、老人保健拠出金の還付金、通常ですと、過去に老人保健が顕在していた時には国保会計から拠出金として出しておったんですが、逆にこの諸収入でこれが入ってきているっていうその理由等はどのように受けとればいいのか説明を求めます。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

老人保健関係がある場合は、その負担分として国民健康保険から老人保健に拠出していたわけです。それが今、清算中でありますので、その精算して残った分を国保の方にお返しするということになります。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第6、議案第62号、平成21年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第1号についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第6、議案第62号、平成21年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第1号に

ついでに、原案の通り可決することに決定致しました。

○議長(日高通君)

審議途中でありますけれども、これより10分間休憩致します。

3時5分にお集まり下さい。

休憩

○議長(日高通君)

休憩以前に引き続き、会議を開きます。

△日程第7 議案第63号 平成21年度十島村船舶交通特別会計補正予算第3号についての件

○議長(日高通君)

日程第7、議案第63号、平成21年度十島村船舶交通特別会計補正予算第3号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第63号についてご説明を申し上げます。本案につきましては、平成21年度十島村船舶交通特別会計補正予算第3号でございます。2ページで歳入歳出の総額を示しておりますが、今回補正する額は34,606千円を増額致しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ849,086千円と定めるということをお願いしてございます。

まず、歳入からいきますけれども、7ページで歳入を示しておりますが、34,607千円を国庫補助費で計上をしてございます。これにつきましては、第3号補正をする財源調整をしたものでございます。それから、県支出金でございますが、1千円を減額しております。これにつきましては、21年度離島航路補助金の額が確定したために、1千円を減額したということになります。

それから次は、歳出ですけれども8ページからであります。8ページと9ページですので、順を追って説明を申し上げますが、まず運航費用で23,492千円を増額しております。主なものにつきましては、船舶消耗品費で1,300千円。それから、船舶修繕費で22,171千円を増額計上しております。また、船舶消耗品費の1,300千円を増額につきましては、本年4月から9月の間に船舶部品関係の購入費用が増加したために、現計予算に不足をきたすことから増額計上をするものでございます。4月から9月の間に部品等の購入の主なものにつきましては、主機の高圧管それからバラストウォーター用のレベルセンサー。それから、主機弁ワンポンプそれから、厨房用のリースボーザーこれらが主なものになっております。船舶修繕費の22,171千円を増額につきましては、定期船のプロペラ軸スリーブ部磨耗による修正工事、費用及び部品購入費用が当初予算では未計上でありましたので、今回計上するものでございます。ご承知かと思いますが、本村の各港の水深が非常にこう浅いものですから、定期船の船底と海底との余裕水深が約1mから1.5m程度しかない。そういう状況の中で定期船の離接岸時にエンジンを回転する際の海底に堆積している砂或いは珊瑚礁の欠片等が、プロペラ軸とプロペラ軸受に入り込んでプロペラ軸が磨耗しているのが原因であります。特に、潮が最干潮になる小宝島・宝島、それから火山が活発な諏訪之

瀬島の御岳の噴火に伴う火山灰の堆積が要因となっているようです。次の営業費用で11,114千円を増額しております。主なものは、消費税の2,937千円。それから貨物運搬施設費で8,155千円を増額計上を行っております。消費税の2,937千円につきましては、平成20年度船舶交通特別会計の消費税確定申告に伴いまして、平成21年度中に納付する消費税が現計予算に不足をきたすということから、増額補正をするものであります。

それから、9ページの貨物運搬施設費の8,115千円を増額につきましては、現在使用しております10フィートコンテナの扉部分が腐蝕を著しく阻害されまして、応急処置では対応が困難な状況となっておりまして、扉部分を新規に鉄板の厚みを増して製作する工事費を計上したものであります。この工事につきましては、運輸局及び鹿児島県交通政策課と協議が整い次第、施工することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長(日高通君)

3番、前田功一君。

○3番(前田功一君)

今回としまの運行表を見ますと、10月、11月等は定曜日出航になってない便が何回かあるかと思うんですが、これはたぶん地域交通活性化試験運航に伴って、試行運転するんじゃないかなとは思いますが、何か折角、試行運転でもより多くの集客を得ようとする考え方なので、今やっと定曜日出航が定着しつつあるところにそういうものを逆に、出航日が違う日がくると逆に又まごついて上手い具合にいかないような気がするんですけど、その辺りはどうなのかと思って。ただ今回だけそういうことをするんですよっていうの分からないでもないんですけど。定曜日を元にそういうことをしていってもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長(日高通君)

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長(沖中猛則君)

ご説明致します。一応これは交通活性化協議会の方からの依頼という形でとりまして、今回はその活性化協議会の中で名瀬からの入り込みも少し考えましょうかという形で、データとり、潜在的な利用者はどの程度いるのか。それからその入れ込みですね。ということで、今回は木曜日出航とかいうのを木曜日と土曜日ですかね。10月に作っていると思いますが。そういう形で若干変則的な運航になってございます。

将来的に定曜日でやりますと、名瀬からの分が仮に名瀬との入り込みを考えますと、日曜日に入港しますので、日曜日から次の火曜日まで名瀬便を金曜日と月曜日分と連続して運航した場合は、火曜日の平日に若干なるだろうと、ですから今回につきましてはある程度名瀬からの入り込み客等を考えまして、週末の休日を利用した場合における、利用度の調査という形でご理解いただきたいと思います。

これが、必ずしも次回も続くかどうかというのは、また活性化協議会の中で色々と問題点を指摘しながら今後やっていくという形を考えております。当然今までは、鹿児島を起点とした集客体制、利用形態というのがありますので、これが木曜日又は連休にかけた場合の運航形態とか色々なパターンでの組合せと、いうのを、していけないと今後この十島航路の活性化っていうんですか、そういうものを手探り状況で進めていかなくちゃいけないということで、現在それをやっております。以上です。

○議長(日高通君)

3番、前田功一君。

○3番(前田功一君)

まあ、主旨は充分理解出来るわけです。であるならば、この運行表を出すのをもうちょっと早くしていただかないと、本当に私なんかも色んな観光客等のお客さんからの問い合わせ等があった時に、定曜日に来るものと思って、いつ頃出ますよ、と言ってお客さんを受けたりすることがあるわけですね。その時に曜日が変更だと、来る人は大体3ヶ月前に飛行機の半額チケットをほとんど皆取られて来るんで、その段階ではある程度運航表が出てないと、ちょっと困ると。

それと、説明するのにすごく時間が掛かるんですよね。そのうちの村に来るとしまのその運航を説明す

るのに、更にそれを複雑化してしまうような気がする。やっぱり自分は、定曜日になるべく崩さないでいて欲しいというのがあるので、その辺りはやっぱり今からも考えていただきたいと思います。

○議長(日高通君)

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長(沖中猛則君)

確かに今回10月分・11月分の運航予定表の発表が遅れたというのは、大変申しわけなく思っております。というのは、一応、県の試験運航するというのは、大体8月くらいを目処にやっていたのですが、それが事務的な内部的な事務の遅れがありまして、8月・9月はちょっと、9月末には実施したんですが中々出来なかったと。なるべく私共も、遠方から来るお客さん或いはその長期的な計画を立てる上で、天候は抜きにしてですね。ある程度3ヶ月間くらいできちんと早目に出すようにということは、内部では努力しているところです。

今回は急にあまり時間もなくて大変ご利用者の方には、迷惑を掛けたのかなと、このように反省しております。

○議長(日高通君)

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

只今、3番議員から指摘があった件についてですが、私も同感に思います。9月の連休の運航予定にしましても、三島行きを連休辺りにどうしてもお互い様ですから。三島に行くのも。1番お客さんが増える時期に向こうに行かないといけないという事が一つ。それを村の観光産業とか色んな運航収益をあげようと、フェリーとしまに。あの時点でもう少しこう考える余地はなかったのかなというのが1点。それから10月の試験運航の件もお客さんから先程言ったように、飛行機の予約を3月まで取っておいて、それからどうしようかという話が来てですね、それで地元は知らない。お客さんの方が問い合わせをして分かったということで、それから、村の役場の方へ連絡したら夕方にはインターネットに掲載しますということで、インターネットで調べても載ってないんですね。それが、9月の規制になってからですね。それから、あちこち連絡をせないかんといいながら、確認も取れないようなそのような状況というのは、これは基本的にやってはいけないことなんだろうな、という思いがします。いくら試行をやるにしましてもね。やっぱり今までの形態、或いはお客さんの立場に立って考えた上で計画を。難しいかもしれませんが。配慮に欠けてるなと私はそういう感がしました。また、そこら辺はきちんとわきまえてやっていただきたいというふうに思うんですがね。そこら辺の苦情等は航路対策室辺りには出てこなかったですかね。その点についてはどうですか。

○議長(日高通君)

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長(沖中猛則君)

9月の連休対策についてはですね、私も常日頃9月の大型連休というのはあまりないんですね。一応三島さんと協議する中でも、この分は外した形ということは常日頃お願いしています。というのは、お互いその連休とかそういう時には、行事とかあるのはお互い様ですので、その辺はちょっとご理解という形でいつもお願いしているんですが、今回についてはその辺が中々調整がつかなかったと。それと、やはりあとは運航の方の中での内部的な問題もあるんですが、例えば計画を立てる上で連休便で台風なんかですね、キャンセルになった場合、この場合は次の便まで行けなくなるという可能性もございますので、その辺の運航計画の立て方についても現在指導しているところです。

それから、予定表のホームページ上のアップはですね。私もちょっと慣れなかったんですけども、新着情報というところをクリックすれば、10月、11月パッと出てくると。ですから、その辺がホームページ上の予定表を書き換える場合は、1回1回担当からホームページを管理している会社に言って書き換えるみたいな手間が掛かるみたいなんです。それで、新着情報ということでホームページ上では公表しているというように聞いております。新着情報というところがあるんですが、運航予定表のところでじゃなくてですね。その情報の新着情報というところで全部公表していますという話でした。ですからその辺も、ホームページ上の管理の問題とかですね。あと住民の方への周知の方法。これをもう少しきちんと今後ともやっていきたいと思っております。

○議長(日高通君)

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

今後の運航計画を計画するにしましても、本村に与える経済状況を、ダメージ等も含めながら慎重にやっていただきたいなと。今回の連休の運航とそれから途中で土曜日の出航、木曜出航のそれが例え出航とは言え、本村にとってはかなりのダメージにはなっていると地元に着ちるお金に積算、民宿等に調べれば分かると思うんですけどね。かなりの経済ダメージがあったということは間違いないというふうに思いますので、その点は慎重にこれからも計っていただきたいと思います。

それから、3 月議会辺りで議論致しました、移動シェルターの件。あれは、皆既日食時の対応とかいうことで色々議論し、また小室が対象になっていなかったということで、それを入れ込むようにという皆さんの議論もありまして、そうしますと。県の方からは、急いでやって欲しいという担当職員の説明もあってそのやったわけですが、未だにまだその配置されていないということを聞いているのですが、その遅れている理由等も含めて説明を願いたい。

また、補正のこの額に関しては、額じゃなくてこの中身に関しては専門的な言葉が多くございますので、よく分かりませんが、掻い摘んで説明をしてもらえればありがたいというふうに思います。

○議長（日高通君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

移動シェルターの件につきましては、事務執行上これは皆既日食がらみになるんですが、担当がちょっと事務が相当数遅れていたということで、これにつきましては大幅にちょっと遅れたんですが、10 月9 日に入札執行という形に現在しております。これにつきましては、大変申しわけなく思っております。

それから大体今回のメイン的なものにつきましては、このプロペラ軸関係の工事ということで、若干資料を配布してますので概略を説明致します。資料に添ってご説明しますので、資料の方よろしく願います。

それではご説明致します。クレーンの工事施工につきましては、プロペラ軸いわゆるスクリュプロペラの軸なんです、これの現況及び施工理由ということで第一項目に挙げてます。これ事態、若干後に添付しております、スケッチのですね。資料3 をちょっとお開きいただければ分かると思います。これに出ておりますのが、プロペラ軸、通称言われているものでございます。これは、いわゆる船尾の方は張出軸受と言いまして、船尾からプロペラの1 番先端の方ですね。後方のところに軸を支えところが張出軸、それとあと、それから船尾の船体の方の船尾管の方に入っていくという形になっております。それで、それぞれのところに軸受というのがございまして、そのプロペラ軸を支えているという形です。

それでこれは、この概略の図面ということでご理解いただきたいと思います。これにつきましては、昨年の、今年の2 月の入渠工事の中でプロペラ軸については若干ご説明をしたんですが、いわゆる左舷の船尾の軸封装置というのは、いわゆるこの資料3 の中でエンジンの中に機関室とその管の間がプロペラ軸が通ってますので、その間のそこから、海水が入らないようにというのが軸封装置という装置でございます。そこが、何回やっても修理しても中々止まらないということで、定期検査というのは本来は5 年毎に行われるんですが、ですから本当は来年の2 月くらいが定期検査と。そのときに、このプロペラ軸も抜いて検査をするということになっているんですが、この2 月の入渠時にその軸封装置ということでプロペラ軸を抜き出してみたと、そうしますとこの写真にあります通り、この写真が資料1 の方で付けておりますが、この資料1 の1 番最初のところの大きな写真があると思うんですが、ここは筋状にこうずっと傷が入っている。いわゆるこれが、プロペラ軸とプロペラを守っておりますスリーブという合金製のもので覆っているんですが、ここがもう磨耗してきているという状況でございました。これについては、船舶安全法でいう、定めるクリアランスというより隙間ですね。軸と軸受の隙間が9.5 とか決まっておりますが、当時は最大8.53、最大ですね。最大の傷で8.53 となったから、それはいいでしょうという形で復旧しております。

この際に、このような状況で左舷軸が磨耗が進行しているという事が判明してございました。それでこのような状況で運航しますと、これは建造のドッグ或いはそのプロペラ軸メーカーも呼んでだいたい検討したんですが、このような状況で使用していきますと、プロペラ軸と軸受の隙間ですね、がますます大きくなっていくであろうと、そうするとこれは船舶機関規則で定める軸が本来は左舷機ですから、次の5 年後、26 年まで解放しなくてもいいことになっているんですが、ただし真がずれてきますので、当然ぶれた回

転数を起こして、軸或いはその辺に損傷を起こす恐れがあるということで、今回は22年度2月が定期検査ですので右舷軸も同時に乗船できますから、こういうような磨耗が進んであるだろうということで何らかの修正工事をしようという形で、運輸局の方に協議書を現在出してございます。

今回これにつきましては、工事の施工方法で項目の2に記載しておりますが、工事施工方法につきましては、このプロペラ軸をメーカーに送りまして、このスリーブと言われるこの黄色に光っている部分ですね。これを合成金で全部覆われています。それを、切断して新たにスリーブの出来上がったものを焼きながら、操縦していくと、そしてパルフィンをもた巻くという形の施工する方法。これが大体工期につきましては、6週間、入渠期間を含めると65日間程度船を止めなくちゃいけないと。費用については、大体38,000千円程度かかります。次のページですが、このプロペラ軸のこの金色に光っている擦り入れ部分を最小限に削った場合、削って軸受を厚くしようと。これにつきましては、簡単な図面を添付してございますが、それについては資料の5をですね、この黄色の斜線になっているところがこういうふうに荒れている状況になっています。スリーブ部分が黄色で表してるんですが、そこを最小限作製しますと、いわゆる許容値の後耐用年数を考えて少し削りましょうと。そうしますと、当然その隙間が大きくなりますので、その代わりゴム軸受を現在装備されているものよりも厚いものをつけましょうと。そして、この隙間をオリジナルの新造当時くらいにもっていきましょうかと、というような工事でございます。

これにつきましては、軸受自体は事前発注で約3ヶ月くらいかかります。それから、プロペラ軸いわゆる入渠期間ですがこれを含めると、大体23から25日程度ということでございます。費用につきましては、約20,000千円程度という形です。それから第3番目にあるのは、プロペラ軸を全て取り換えましょうと。これにつきましては、新たにプロペラ軸を全てを換えてしまうという形ですので、製作工期的には6ヶ月くらいかかるんですが、入渠期間につきましては通常の入渠期間で終わりでしょーと。ただし、費用は大体56,000千円程度かかりますよと。それぞれの施工法のメリット・デメリットを記載してございます。ですから、この中で1番早いのは、最後に挙げたものですが費用が相当掛かると、ということです。それから、1番目につきましては、工期があまりにも長すぎる。いわゆる64、5日間船を止めなくちゃいけないということです。2番目につきましては、この比較的短縮されて費用が最少と。ただしこれについては、デメリットもございまして、この最初作製後の磨耗した場合の耐用年数っていうのが、当然また磨耗する恐れがありますので、ここが限られてくるということでございます。こういうようなメリット・デメリット、関係者と協議致しましたところ、この工事の採用につきましては(2)のプロペラの最初は作製して、軸をですね。軸受を侵害する方法をとろうということでございます。

これにつきましては、本村のフェリーとしまが就航して来年で約10年ということです。そうすると、法定耐用年数はフェリーですから、11年なんですけど今後これをやっていった場合、15年目の定期検査それから20年目の定期検査、いわゆる5年毎ですのでありますが、船体の耐用年数それからエンジンとかそういうことを考えると、約8年から9年間程度ではないのかなということで、この中で就航速度を目処にこのプロペラ軸のスリーブ部分のところを最小限作製してそして、合わせましょうかということを考えてございます。これにつきましては、入渠時期につきましては2月の初旬から2月いっぱい約25日間。これは若干早くなるかどうかちょっと分かりませんが、工期的にはこのように考えてございます。いずれにしても、これにつきましては、運輸局と協議中ですがこのまま放置しますと、いずれにしても運航ができなくなる状態になりますので、このような施工方法で進みたいと、このように考えてございます。

また、部品につきましても納期は3ヶ月以上ございますので、ある程度今回の補正の中でお願いしているんですが、これが整い次第仮発注をかけるという形を考えております。以上です。

○議長(日高通君)

1番、日高助廣君。

○1番(日高助廣君)

コンテナの改修が8,150千円程計上されておりますけれども、何基改修を行うのか。現在何基あるのかですね。これは、腐蝕とかですね故障の原因とも要因があるんですが、塩害はどうしても起こることでもありますけれども、取り扱いが非常に荒いとかですね、運搬する関係でですね、もう少しですね、丁寧に扱ったら扉の変形等は起こらないと思っております。陸上でそういう変形の原因を作っていると思っておりますので、荷役組合等で会議等で丁寧に扱うようお願いを致しておきます。このような8,000千円の改修費がかかるんですから、大事に使ってもらいたいと思っておりますので、その辺の

件を伺います。

○議長(日高通君)

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長(沖中猛則君)

まずコンテナの改修工事ですが、1台は若干修理したんですが、29台扉部分だけですね。扉部分を修理するということでございます。これにつきましても、運輸局と鹿児島県の交通政策課との協議が必要ということで、この協議が整い次第着工しますと。それと、一括発注ではなくて順次コンテナの使用頻度をみながら施工していくという形を考えたいと思っております。

それとあと、腐食の原因なんです、この10フィートが既存コンテナを本船就航時に購入しているんですが、これの板圧が1.2mm程度ということですので、購入した時から若干強度の問題で、扉の部分が変形をきたしております。それだけ、コンテナは大体1.2mm位を使っているんですが、これは静穏度の高い港でコンテナ専用線の専用クレーンですね。あれでゆっくり降ろしながらやっていくということで製造されてますので、うちの港とかの場合は相当うねりがある中での荷役作業ということで、置くのもゆっくりということは中々出来ない場合、合間を置いてどんと置かなくちゃいけない場合とかありますから、それで大体コンテナの品地が曲がってきて歪んできてると、扉が開きにくい状況になってきているということです。

一応これにつきましては、荷物をぬらさないようにするためですね、その扉につきましては応急処置をしてきました。ただし、ここは先程言いましたように1.2mmの板圧ですので、どうしても溶接が効きません。というのは、あまり薄すぎてですね。ですから、タップ留めという工事の施工方法があるんですが、それでタップ留めしてそうしてコーキングして留めるという手法しか取れなかったということでございます。

ですから、根本的な改修工事をしないとこれは、修繕費ばかり毎年上がっていくという形で、今回修繕費で計上してございます。やはり、言われますように陸上側の荷役に携わる方々もやはりフォークリフトで突いたり、これは共有的な財産でございますので、その辺の取り扱いについては、荷役担当者会議の折にでもきちんとやっていきたいと思いますという形で、話をしたいと思っております。以上です。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第7、議案第63号、平成21年度十島村船舶交通特別会計補正予算第3号についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第7、議案第63号、平成21年度十島村船舶交通特別会計補正予算第3号の件については、原案の通り可決することに決定しました。

△日程第8 議案第64号 平成21年度十島村簡易水道特別会計補正予算第3号についての件

○議長(日高通君)

日程第8、議案第64号、平成21年度十島村簡易水道特別会計補正予算第3号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第64号についてご説明申し上げます。本案につきましては、平成21年度十島村簡易水道特別会計補正予算第3号でございます。2ページの予算の総額についてですが、今回は892千円を追加致しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53,904千円とするということで、お願いをしております。まず、歳入についてですが、7ページをお開き下さい。事業収入の使用料及び手数料であります、1千円を計上しております。これは、過年度分の督促手数料ということです。それから、一般会計繰入金で891千円を計上しております。維持管理費にかかる備品購入費の不足額を、一般会計から繰り入れてもらっているものであります。次に歳出でございますが、歳入でも申し上げました維持管理費で委託料を292千円減額しております。これにつきましては、事業執行による減額であります。備品購入費で947千円計上しておりますが、これにつきましては、悪石島のポンプ、小宝島淡水化施設のろ過ポンプ・供給ポンプをそれぞれ一基、それから諏訪之瀬島の用水ポンプを計上致しております。簡水道施設改良工事費の工事請負費で、557千円を計上しておりますが、これは中之島楠木地区の給水管の布設でございます。以上で説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長(日高通君)

2番、永田和彦君。

○2番(永田和彦君)

工事請負費で、今村長の説明の中で中之島楠木地区ということだったんですが、もう少し具体的に説明をお願いします。それと、10月に入って座談会を計画されていると思うんですが、その際に要望でも挙げていらっしゃるんですが、今後その水道料金の見直し等を計画する中で、是非住民の皆さんに分かり易い説明をしていただけるようここでお願いしておきます。併せて、座談会等の具体的なものが既に含まれているようであれば、説明していただきたいと。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

中之島のこれは楠木地区の、私も村長が言われた楠木地区の配水管が、もう昔配管したところで、もうどれがどのようになっているのか分からないという状態にあったものですから、新たに給水管を引き直すということで、やっとここにきているということでございます。それから、先程の料金改正のことでございます。今度また協議会の折にも、住民説明会で皆さんに説明するのは、こういうことを説明するということで協議会の折に考えております。その中で、素案と言いますか、こちらの考えてることは、うちのこの給水というか水道会計の逼迫した状況、議員さんなんかもお分かりかと思いますが、一般会計からの繰入金そのものが大分毎年一定額というか、足りない分を補っているんですが、水道会計そのものというのは元々が独立採算制ということを謳いこんであるわけですので、出来るだけそれに近くなるような料金改正を考えております。

村政座談会につきましては、12日出航便でまず13日の日に、中之島で12日出航便できまして、13日の昼13時から村政座談会をする予定でございます。皆さんいらっしゃいますので、ここで全島申し上げます。14日の日そして、ななしまで口之島に渡りまして14日が口之島。そして、15日が口之島から諏訪之瀬に渡って、諏訪之瀬で座談会と。それでまた泊まりまして、16日の日の金曜日に平島に行きまして、平島で座談会。翌日平島から悪石には、としまで渡りまして17日の日は悪石島。悪石島に泊まりまして、翌日18日の日にななしまで、小宝に渡りまして、小宝島で村政座談会と。そして、19日の日に小宝島から宝に渡りまして、月曜日でございますけど、19日の月曜日は宝島と。宝島に一泊しまして、20日にななしまで名瀬の方に向かって、帰庁するという考えでございます。全部の島、昼から1

時から始まったりとか2時から始まったりとかということで、昼から開催する予定でございます。

○議長(日高通君)

2番、永田和彦君。

○2番(永田和彦君)

その楠木地区の工事については、新たに布設するということで。失礼しました。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第8、議案第64号、平成21年度十島村簡易水道特別会計補正予算第3号についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第8、議案第64号、平成21年度十島村簡易水道特別会計補正予算第3号についての件は、原案の通り可決することに決定致しました。

○議長(日高通君)

これより5分間休憩致します。

4時にお集まり下さい。

休憩

○議長(日高通君)

休憩以前に引き続き会議を開きます。

- | | | |
|--------|-------|-------------------------------------|
| △日程第 9 | 認定第1号 | 平成20年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件 |
| △日程第10 | 認定第2号 | 平成20年度十島村国民健康保険特別会計決算の認定についての件 |
| △日程第11 | 認定第3号 | 平成20年度老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件 |
| △日程第12 | 認定第4号 | 平成20年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定についての件 |
| △日程第13 | 認定第5号 | 平成20年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件 |
| △日程第14 | 認定第6号 | 平成20年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についての件 |
| △日程第15 | 認定第7号 | 平成20年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件 |

○議長(日高通君)

お諮りします。

日程第9、認定第1号、平成20年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から日程第15、認定第7号、平成20年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件まで、7件を一括議題としたいと思いますが、一括議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第9、認定第1号、平成20年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から日程第15、認定第7号、平成20年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件まで7件を一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

認定第1号、平成20年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成20年度歳入歳出決算の概要並びに、同主要施策等の成果等の資料により説明を致します。一般会計の歳入歳出決算につきましては、まず歳入決算額でございますが、4,138,280,382円。歳出総額が4,036,911,059円、歳入歳出差引額が101,369,323円、翌年度の繰越額、これ明許繰越ですけれども、43,663千円。実質収支で57,706,323円。実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金への積立金が、29,000千円。残りの28,706,323円が翌年度に繰り越す金額でございます。

まず歳入につきましては、対前年度886,881千円。率にして17.7%の減となっております。これにつきましては、村債において本村の実質公債費比率等の削減対策とする借入利率3%以上4%未満の既往債の借り替えと借入れ利率4%以上5%未満の繰上償還に伴う減債基金の取り崩し等が影響したものでございます。歳入額の主なものにつきましては、地方交付税で1,622,439千円、構成比で39.2%。国庫支出金で、1,144,825千円、構成比で27.7%。県支出金で、477,916千円、構成比で11.6%。村債が412,800千円で、構成比が10%。それから、繰入金で218,727千円、構成比の5.3%等であります。

次に歳出についてですが、歳出につきましては対前年度931,712千円の減額となっております。歳入でも説明申し上げました通り、公債費の借り替え、繰上償還、繰越明許及び事故繰越事業、体育館整備事業等の事業終了が影響したものでございます。目的別構成の主なものにつきましては、土木費で1,153,797千円で構成比で28.6%、総務費が1,105,443千円で構成比で27.4%、公債費が866,655千円で構成比は21.5%、衛生費で227,048千円で構成比は5.6%、農林水産費で214,072千円で構成比が5.3%等となっております。

次に財政指数の推移について、主だったものについて説明を申し上げます。まず、標準財政規模でございますが、1,527,483千円。前年度が1,448,445千円であります。財政力指数については、3ヵ年平均で0.065、前年度が0.065。それから地方債の現在高で、5,815,894千円。前年度比は、6,154,733千円。起債制限比率が3ヵ年平均で、16.1%であります。前年度は24.8%でありました。実質公債費の比率は、3ヵ年平均で16.6%、前年度が23.9%。それから、積立金の現在高が2,260,194千円。前年度は2,203,375千円。経常収支比率で、89.7%。前年度は80.7%の状況となっております。全体的に前年度より指標が改善方向に向っております。

次に前年度から、自治体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政の健全度。つまり財政破綻の未然防止を見る4指標。実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の公率公表の義務付けについては、先の村の決算審査の際、同監査員の審査に付した意見書を添えて村議会に報告しているとおりでありまして、4指標とも早期健全化基準及び財政再生基準内に収まっております。中でも、前年度まで早期健全化判断基準に近い比率を示しておりました、借金返済の比率を示す実質公債費比率が7.3ポイントも改善されたことは、これまでの公債費負担適正化計画に基づく事業効果の結果であると認識するところであります。今後におきましても、適正な財政運営に心掛けるとともに起債事業の抑制対策は継続していく必要がございます。以上の通り、一般会計の決算概要についての説明を終わらせて

いただきます。

続いて、認定第2号について、ご説明申し上げます。本案は、平成20年度十島村国民健康保険特別会計決算の概要でございます。平成20年度国民健康保険特別会計の概要は、歳入総額103,828千円。歳出総額が99,056千円。歳入歳出差引4,772千円となっております。対前年度比歳入で、2,790千円。率にして5.2%の減でありまして、歳出では、3,868千円。率にして25.6%の減となっております。また、4,772千円の剰余金も発生しておりまして、うち72千円を繰越金とし4,700千円を基金に積み立てております。剰余金の主な要因と致しまして、制度改正による交付金の新設に伴い歳入で前期高齢者交付金の23,884千円の増額。歳出で老人保健拠出金の23,801千円の減があげられております。歳入につきましては、歳入の主なものは国民健康保険税17,695千円で、前年度比3,847千円の減額。17.9%となっております。内訳と致しましては、一般被保険者分で17,248千円で前年度比627千円の増。退職被保険者分で447千円で、前年度比4,474千円の減でございます。退職者被保険者分の減額は制度改正により、被保険者数が減少した為でございます。国庫支出金につきましては、28,556千円で前年度9,628千円の減額となっております。

また、財政調整交付金で3,682千円の減額でありまして、制度改正による算出方法が変更になった為であります。療養給付費交付金につきましては、2,524千円で前年度比10,792千円の減額。81.0%でございます。退職被保険者の制度改正により、被保険者数が減ったためでございます。前期高齢者交付金につきましては、本年度から新設された交付金で、主に前期高齢者の医療費にかかる交付金でございます。県支出金につきましては、10,370千円で前年度比3,185千円の減。23.5%となっております。共同事業交付金につきましては、10,848千円で、2,559千円の増。30.9%となっております。繰入金につきましては、8,777千円で前年度比354千円の減であり、主なものにつきましては財政安定化支援事業繰入金1,901千円であります。繰越金につきましては93千円で、前年度剰余金として繰り越したものでございます。

次に歳出についてでございますが、歳出の主なものにつきましては、保険給付費が56,701千円で前年度比5,937千円の増であります。一般保険給付費は48,630千円で前年度比14,813千円の増でございます。療養給付費等の内訳では、入院療養費が前年度の95%増で大幅な増が主な要因であります。退職者医療制度改正に伴い退職者だったものが、一般医療に変更になった為でございます。退職医療給付費は1,358千円で前年度比11,798千円の減額でございます。退職者医療制度改正に伴い、退職者だったものが一般医療に変更になった為の要因であります。後期高齢者支援金につきましては1,468千円でございまして、後期高齢者の医療費にかかる支援であります。今年度新設されたものでございます。老人保健拠出金につきましては、708千円で前年度23,801千円の減額で、老人保健制度の廃止に伴うことが大きな要因であります。介護給付費納付金については、4,172千円で前年度比1,018千円の減額で、介護保険2号被保険者1人あたり負担額が減によるものであります。共同事業拠出金につきましては、高額医療費共同事業医療費拠出金13,772千円でございます。保健事業費については、2,567千円で前年度比879千円の増額であります。国保総合健康づくり支援事業分及び特定健康審査事業でございます。拠出金につきましては、療養給付費等負担金償還金3,473千円で、前年度比2,060千円でございまして、前年度にかかる医療費の精算分でございます。以上で国保会計を終わります。

認定第3号、平成20年度老人保健医療特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。歳入決算額は、16,332千円で前年度比83,174千円。率にして83.5パーセントの減。歳入決算額は、17,541千円で前年度比84,031千円。82.7%の減。歳入歳出差引1,208千円の赤字決算となり、1,208千円を平成21年度から繰上充用を行っております。この繰上充用額は平成21年度精算されるものでございまして、財源については社会保険診療報酬支払基金等より、交付金として交付されております。歳入についてですが、歳入の主なものは支払基金交付金で9,785千円で、前年度比35,516千円の減。内訳は、医療費交付金として9,785千円、審査支払手数料交付金として23千円でございます。国庫支出金につきましては、3,120千円で前年度比31,104千円の減であります。県支出金につきましては、1,808千円で前年度比5,321千円の減でございます。繰入金については、1,580千円で前年度比7,305千円の減でありまして、歳入の減の主な要因と致しまして、後期高齢者医療制度の開始に伴いまして、老人保健医療制度が廃止され平成20年3月診療分及び月遅れ請求や再審査分となった為でございます。歳出の主なものは、医療諸費13,016千円で前年度比83,7

71千円86.5%の減でありまして、平成20年度の医療費については老人保健医療制度が廃止に伴いまして、平成20年3月診療分及び月遅れ請求や再審査分となった為でございます。以上で、老人保健医療特別会計の概要を終わります。

次に、認定第4号、平成20年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の概要を報告申し上げます。

まず、歳入歳出決算の概要でございます。歳入で910,228,068円。歳出で945,188,598円。歳入歳出差引34,960,530円の赤字であります。翌年度への繰越すべき財源はゼロであります。実質収支で赤字の34,960,530円。実質収支額のうちの地方自治法233条の2の規定による基金繰入も従ってゼロになります。以上が平成20年度十島村船舶交通特別会計の収支状況でございますが、平成20年度は実質収支で34,960,530円の赤字決算となり、翌年度から繰上充用金34,960,530円で歳入不足を補填しております。歳入につきましての概要につきましては、歳入総額は910,228,068円で運航収益が251,133,859円。営業収益が12,867,525円。営業外収益が3,795,898円。国庫支出金で515,488,866円。県支出金で96,432,920円。繰入金で30,509千円となっております。本年度決算と前年度決算を比較しますと、歳入総額で66,904,732円の増となっております。国庫支出金を前年度決算と比較しますと、127,835,026円の増となっておりますが、平成20年度国庫補助金の申請欠損額は平成19年度申請欠損額より、115,071,455円の増額申請となっております。国の離島航路補助金については燃油高騰により33億円の補正対応があった為、離島航路補助金の交付額が増額したことが要因でございます。県支出金を前年度決算と比較しますと、45,551,293円の減額となっておりますが、これは平成19年度船舶交通特別会計の欠損額の減額によるものと、特定離島ふるさとおこし推進事業の事業費減額による補助金が、減額したことが要因となっております。

歳出について、概要を申し上げます。歳出総額は945,188,598円で、運航費用679,314,863円。構成比で71.87%。営業費用が265,873,735円。構成比で29.13%となっております。本年度の決算と前年度決算の歳出を比較しますと、歳出総額で6,392,662円の増額となっております。運航費用を前年度決算と比較しますと、42,714,913円の増額となっておりますが、これは運航実績による費用等が減少しているものの燃料潤滑油が対前年度と比較して、42,004,818円増加したことが要因となっているものでございます。重油の単価につきましては、前年度と比較しますと、年間平均単価が1キロリットルあたり11,885円の増となっております。欠損額増加の主な要因となっております。営業費用を前年度決算と比較しますと、36,322,251円の減額となっておりますが、船舶建造に伴う起債償還元金が元利均等払いの為増加しているものの繰上充用金の額が減額となったことが要因となっております。以上で、認定第4号の説明を終わらせていただきます。

続いて、認定第5号、平成20年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

概要を説明申し上げますと、平成20年度の事業勘定であります。第3期事業計画期間（平成18年度～平成20年度）の最終年度ということになります。第3期においては、新予防給付の新設・地域密着型サービスの新設・地域支援事業制度の新設・地域包括支援センターの新設など、介護予防に重点が置かれ、本村においては各診療所に地域包括支援センターのサブセンターを設置し介護予防事業を積極的に推進して参りました。まず、歳入につきましては、88,323千円で、予算現額に対しまして3,285千円の減であります。歳出につきましては、86,129千円でありまして、予算現額に比較しまして5,479千円の減額となっております。歳入歳出差引2,194千円の繰越額となっております。決算額を前年度と比較しますと、歳入で13,122千円、率にして17.4%。歳出が12,433円、率にして16.9%となっております。

次に、事業勘定が終わりましてサービス事業勘定を申し上げます。本事業の運営主体は地域包括支援センターが指定介護予防支援事業を実施するために設けられたものでございます。この事業につきましては、介護保険の要支援1・2の認定を受けた利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営めることができるよう、身心の状況が置かれている環境に応じて介護予防サービス等が総合的かつ効果的に提供されるよう支援するものでありまして、本村においては診療所にサブセンターを設置し、毎月「とからいき教室」を実施して介護予防事業に取り組んでいるところであります。ケアプランの作成等については、平成18年度から「まつしたケアサービス」に事業を委託してきているところでございます。サービス事業勘定の決算状況は歳入で1,359千円、予算現額に対して30千円の減。歳出は1,031千円。予算現額に対して、358千円の減額となり、歳入歳出差引328千円の繰越額となっております。決算額を

前年度と比較しますと、歳入で319千円。対前年度の伸びが30.7%の増で、歳出は3千円の減となっております。以上で、介護保険特別会計歳入歳出決算の認定の説明を終わらせていただきます。

次に、認定第6号、平成20年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、概要を報告致します。まず、歳入歳出決算の概要で、歳入では66,138,605円。歳出が66,143,709円。歳入歳出差引額が、5,104円の赤字決算であります。従いまして、翌年度への繰り越すべき財源は0円でございます。実質収支額についても5,104円の赤字であります。実質収支額のうちの地方自治法第223条の2の規定による基金繰入も0円でございます。以上が平成20年度十島村簡易水道特別会計の収支状況であります。平成20年度は実質収支で5,104円の赤字決算となっておりますが、翌年度からの繰越充用金5,104円で歳入不足を補っております。歳入につきまして、歳入総額は66,138,605円で水道使用料8,180,154円。国庫支出金で、12,500千円。県支出金で13,047千円。繰入金で19,896,344円。村債で12,500千円となっております。歳出について申し上げますと、歳出総額は66,143,709円で営業費用が、建設維持費の一般管理費459千円、維持費管理費が11,145,312円。建設事業費が建設改良費の簡易水道施設改良事業で50,443,637円。簡易水道関連施設工事費で2,415千円。公債費の利子で1,668,925円となっております。以上で、平成20年度簡易水道特別会計歳入歳出決算の概要を終わります。

続いて、認定第7号でございますが、平成20年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。

まず、歳入決算額は8,046千円でございます。歳出決算額が7,999千円でありまして、47千円の剰余金が発生しておりまして、47千円を翌年度に繰り越しております。歳入の主なものにつきましては、後期高齢者保険料が3,765千円。一般会計繰入金は410千円でありまして、基盤安定繰入金につきましては、3,259千円でございます。平成20年度より開始された後期高齢者医療制度ですが、歳入の主なものは後期高齢者保険料及び保険基盤安定繰入金でございます。歳出につきましては、歳出の主なものは一般管理費の1,016千円で主にシステム開発に伴う費用でございます。高齢者医療広域連合納付金につきましては、6,983千円で広域連合に納める保険料及び基盤安定負担金でございます。簡単でございますけれども、認定第7号についての概要をご報告申し上げました。以上で、7会計についての概算の説明を終わらせていただきます。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

本日の会議時間は審議の都合によって延長します。

○議長(日高通君)

審議途中であります。これより10分間休憩致します。

4時55分にお集まり下さい。

休憩

○議長(日高通君)

これから質疑を行います。

○議長(日高通君)

5番、平田傳義君。

○5番(平田傳義君)

村長に対して監査委員から意見ですか、出されておってこれをご覧になったんだと思いますが、この点について何点かちょっとさせていただきます。この調書の意見書の中の4ページにですね、下2行に「なお是正すべき事項も見受けられる」というふうに言っております。これについて何が、どういうものがあるのか、何点かあれば村長が是正してくれというのが気付かれてたら、まずお願いします。

次に、5ページに下欄にですね、下欄と言いますか、不納欠損について詳しく出ております。17年度、19年度については何もなかったんだというようなことが出ております。20年度に対しては、次の通り

という事で70件で、586千円というのがでております。色々毎回毎回決算に向けて職員も本当に一生懸命かれて、決算時にですね、説明も受けておりますが、従来通りの何と言いますか、正規と言いますか、住民に対してしても中々難しいのかなと思います。このことについて、どういうふうに今後されていくのか。それからですね、15、16に②～⑩までですかね。やはり、そういう大きな額で未納というものが指摘をされています。このことについても、今後どのようにしていかれるのか、従来通りのあれをやっているのかですね。それから16ページには、二重調定等又誤り漏れですか。やっぱりこの数字でみると、かなり大きい数字が私共の村から言えばですね、大きなやっぱり数字じゃないかなというふうに。それから不用額これについても、指摘をされております。これは予備費というのは特別なものですから、ゼロが良いのかどうか分かりませんが、もう少し他の事務費用サービスに使える部分があるのではないかなというふうに思いますけど、他のについても不用額があります。見積り。御免なさい。調定、予算を組む時にですね、やっぱり過大な査定等がされているのではないのかというようなことで、それもここに指摘をされておりますが、いずれにしてもこの村長に対しての意見書、反省が出ているものについてどのようにご覧になっているのか、感想を聞かせて下さい。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

ここにあの審査結果の意見を書いてございますが、今色々ご指摘がありましたように、若干のそうした改善をしなければいけないような文言の指摘はございます。これを、一応審査結果の公表という事で受けましたけれども、なお且つ中身を審査、我々はしてそれが改善しなければいけないものと、色々まだあるかと思っております。小さな団体で職員が色々努力をした賜物でありまして、大方目的通りの事情等の達成は出来たと思っておりますけれども、その監査委員の指摘に対するものについては、これから一層改善をする必要があらうとそういうふうに思っております。ここについての記録についてはございませんので、大まかな回答になろうかと思っておりますけれども、これらをもう一度やはり熟知しながら、今後の事務処理の参考にしていきたいとそういうふうに思っております。特にこの不納欠損の関係についてはもっともっと努力をしないといけないものがあるんじゃないのかと、もう古いもの等もございまして、これらの処理等にもそれなりの努力をしていかなければいけない。そのように思っているところであります。要を得ないかもしれませんが、お答えにさせていただきたいと思っております。

○議長(日高通君)

5番、平田傳義君。

○5番(平田傳義君)

総務課長でもいいんですが、この15ページのですよ、村営住宅使用料は1戸に14,400円ですか。45,600円ですかね、なってる。これは同じ人ではないのか、じゃないんだと思うんですが、こういふのはどういう理由で起きているのか、分かっている範囲で教えて下さい。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

お答えしますけども、これは同一人物ではありません。転出をされた方がおりまして、この方が、再三に渡って私共が請求し督促をし電話でも話をしておりますけども、一向にいい回答が得られないというようなことであります。

○議長(日高通君)

5番、平田傳義君。

○5番(平田傳義君)

この後にですね、決算委員会が行われますけども、細部についてはそのことでまた色々お尋ねしたいと思いますが、村長先程も申し上げましたけども、今までどんなやりとりをされてね、中々こういうものが発生しているのかというのはよく分かりません。電話もしくは封書等で督促等も出してるんだと思うんですけど、本当に支払われてる方から言えばですね、やっぱり不公平があるというふうに感じますし、一職員に任せるのではなくてですね、全員でやっぱりこういうものを何とか解消するということに努めていたきたいというふうに思いますが、さっきの不用額についても改めて村長に聞きますが、来年度にも活かしていただきたいと思いますが、どういう考えなのか。今の徴収の関係と新しくこの不用額が出てる分で

ですね、22年度予算を組まれる時の考え方についてお聞かせ願って、私はこれで終わります。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

不用額の裏返しはですね、経費の節減ということでも見られる面もあるわけなんですね。結局適正な競争入札の結果ということ等にも一面にはあると思います。もう一つ整理を年度末の最終の3月議会で予算整理ということ等で、補正で減額補正をすべきなんですけども、この本村の場合は2月の10日時期前後で一応予算を各課締めてですね、最終の3月の議会に送るということ等の中で、その間に事業執行の中にあるものもあります。そのときには、不用額の整理というのはできないというような実態になります。例えば18ページの中で、地域イントラ事業のものが執行残が多くのある学校あるということ等で監査から指摘も出ておりますけども、これは国からの最終決定がこの部分については補助の対象外だよということ等は、年度末ぎりぎりに出たというもの等も中にはあります。そういうような諸事情もありますので、一概にこのことが職員が手抜きしたというものではないという認識はしているところです。

○議長(日高通君)

2番、永田和彦君。

○2番(永田和彦君)

実質収支額の関係で29,000千円を財政調整基金に積み立てたとなってるんですが、この地方自治法の233条の2この規定を読むとこの余剰金の全部又は、一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができるというふうになっていると思うんですよね。そうなった時に、例えばこの財政調整基金に今回積み立ててはいますが、そういったものを当然基金に積み立てるとかそういったことは出来ないんですかね。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

うちの財調基金がちょっと手元にないです、ちょっとそこは明確に答えることは出来ませんが、財政調整基金の方に積み立てなさいと、いう確か規定があったんじゃないかという記憶があります。そういうこと等に基づいて、自治法の施行令の規定に基づいたものと、うちの財調基金の規定に基づいたものの処理をしているかと思っております。

○議長(日高通君)

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

20年度の会計の決算につきましては、健全な財政運営と過去の大先輩たちが本村のインフラ整備等を過去において整備してきた、そのつけと申しますか、或いは国の方策が変更されて補助率がカットされたと。色んな要素を含めて、村の財政状況が悪化してきた、と私は認識しているわけですが。その中で職員も一丸となってこの健全化に努めてきたというふうに、評価はする次第であります。

ただ一つ危惧しているのは、過去におきまして本庁の移転も含めまして、住民との何と申しますか。思いの格差と申しますか。ちょっとかけ離れたことにつきまして、住民の立場になったその行政サービスがされていないというような評価も度々言われてきた経緯があります。財政が厳しくなってその中で節約をしなければいけない。このような時期に、住民サービスとは何ぞやと役場の職員も私たちも含めて、村民が在ってはじめて成り立ってるわけですから。そういう点から考えてみますと、ややもすれば住民サービスというものを、どっかにながしとまではいきませんが、置き去りにしたそういう考え方に走るんではなかろうか、というのが私は危惧しております。そういう面で、職員の定数の見直し或いは組織機構の見直し、色んな形で努力する中に、かたや住民サービスが本来サービスされるべきサービスまでカットされるんじゃないかなと、そのような危惧もしてるわけなんです、その点について大変皆さん努力されて、以前の悪いところから少しずつ改善された、その反面こういう住民サービスに対しては、その努力が少し足りなかったのかなというような反省点があればその点について、伺いたいと思います。具体的な例は挙げなくてもよろしいかと思います。単に、単純に考えますと、出張費あたりの削減というような形で、本来10回住民の顔をみるべき所が、7回で終わったとか色んな住民の声が村政座談会等も含めて、あがってくるんでしょうが、そういう点も含めまして無理はなかったかというようなことでは、どの

ように感じているのかその点について伺いたいと思います。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

具体的なこういうものが不足だったとか、そういうものについては中々分かりませんが、やっぱり大まかなことから、皆さんの側から考えるとそういうものがあるのかもしれない。できるだけ、住民との間を狭めていかなければいけない。鹿児島、役場は敷居が高いとか、そういうこともかねがね過去言われてきた経緯がございますけれども。そういうことを言われるようではいけないわけで、これを少しでも狭める工夫をしていかなければいけない、そういうふうに思っておりますが、近年では少ない職員の中で2人ほど病気にもなったりして、忙しい仕事を持つ職員もおります。そういうような中で、住民と役場が離れている。そこらの工夫と言いますかね、をもっと改善していくようなことを考えていかなければいけない。そういうふうには思っているところですが、先程来申し上げましたように、皆既日食を立ち上げる時に各島に職員2人ずつ担当をさせようということをやっておりますので、色々こう模索をしながら住民との距離を近くする。やっぱりそういう工夫をしていかなければいくまい。そういうことをすることによってまた職員も島のことを今まで以上に考えていく、ひとつのやっぱり手段ではないのかなとそんなふうには思っているところでありまして、一概にああだこうだという、はっきりつかむものがあればしやすいんですけども、中々難しい一面があるのではないのかとそういうふうには思っております。かねがねそういうことについては、口頭ではございますけれども注意をしたりしてやっておりますが、出来るだけ皆さんから、もう最近本当に良くなったよ、と言われるようなやはり行政をしていかなければいけない、そのように考えております。努力が足りないのかも分かりませんが、なお一層そういう面での努力を重ねて参らなければいけないだろうと、そういうふうには思っておりますので、皆さんからもそういうもの、小さいことでも構いませんので、そういうもの等がありましたら遠慮なく又言っていただければ、そこらへんを総合して指導の仕方も違っていくのではないかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを致します。

○議長(日高通君)

お諮りします。

本件につきましては、6人の委員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して、審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

したがって、本案件については、6人で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して、審査することに決定致しました。

○議長(日高通君)

お諮りします。

ただいま、設置されました「決算審査特別委員会」の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配布しました名簿の通りに指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

したがって、「決算審査特別委員会」の委員は、お手元に配布しました名簿の通り選任することに決定致しました。

これから、「決算審査特別委員会」の正副委員長を互選していただきます。

委員会は、委員会条例第8条第2項の規定によって、委員長及び副委員長は、委員会において互選することになっており、更に同条例第9条第1項の規定によって、委員長及び副委員長がいないときには、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

これから、直ちに、正副委員長を互選していただきます。

委員会の場所は、第一会議室と定めます。

しばらく休憩致します。

休憩

○議長(日高通君)

休憩以前に引き続き会議を開きます。

ただいま、「決算審査特別委員会」の正副委員長が、決定した旨通知を受けましたのでご報告致します。
決算審査特別委員長に日高助廣君、同副委員長に平泉二太君と決定致しました。

△日程報告

○議長(日高通君)

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。

明日、明後日は休日のため休会です。

10月5日、月曜日から10月8日、木曜日まで、会議室において、決算審査特別委員会を開催する旨、決算審査特別委員長より通知を受けております。日程は、10月5日が、一般会計の総務課関係及び住民課所管の特別会計であります国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、介護保険特別会計の介護事業勘定・サービス勘定、及び後期高齢者医療特別会計の審査、10月6日が、一般会計の住民課関係及び一般会計の教育委員会関係の審査、10月7日が、一般会計の経済課関係及び経済課所管の特別会計であります船舶交通特別会計と簡易水道特別会計の審査、そして10月8日が、総括質疑、委員会の採決となっております。

10月5日は、午前10時に会議室にお集まり下さい。

△散会

○議長(日高通君)

本日は、これで散会致します。

ご苦勞様でした。

10月9日(金)

△開議宣告

○議長(日高通君)

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布しました議事日程表のとおりといたします。

- △日程第1 認定第1号 平成20年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件
- △日程第2 認定第2号 平成20年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件
- △日程第3 認定第3号 平成20年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件
- △日程第4 認定第4号 平成20年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定についての件
- △日程第5 認定第5号 平成20年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件
- △日程第6 認定第6号 平成20年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についての件
- △日程第7 認定第7号 平成20年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件

○議長(日高通君)

お諮りします。

日程第1、認定第1号、平成20年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第7、認定第7号、平成20年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件まで、7件を一括議題とすることにしたいと思いますが、一括議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第1、認定第1号、平成20年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から日程第7、認定第7号、平成20年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件まで7件を一括議題と致します。

10月2日の本会議において、設置された決算審査特別委員会に付託した案件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、日高助廣君。

○決算審査特別委員長(日高助廣君)

委員会委員長報告を致します。平成21年10月2日に決算審査特別委員会に付託されました認定第1号、平成20年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、認定第7号、平成20年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件までの7件の決算認定についての審査の経過及び結果について、ご報告を致します。まず、委員会の会議状況について報告致します。本決算審査特別委員会は、平成21年10月2日に設置され、同委員会委員は、議長及び議会選出監査委員を除く6人で構成されました。委員会の会議は、10月5日から10月8日までの4日間会議室において、担当課毎に日程を定め村長・副村長・教育長・総務課長・担当課長・室長・担当者の出席を求めて行いました。審査の経過及び結果につきましては、配布いたしました資料をお目通し下さい。朗読は省略いたします。

次に委員会の採決についてご報告致します。以上で質疑を終結し、討論に入りましたが別段討論もなく採決に入りました。採決は簡易採決で行いました。採決の結果、認定1号から認定第7号までの7件については、特段異議もなく原案の通り認定することに決定いたしました。

以上で、決算審査特別委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長(日高通君)

決算審査特別委員長の報告が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

○議長(日高通君)

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

<認定第1号採決>

○議長(日高通君)

これより、日程第1、認定第1号、平成20年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

○議長(日高通君)

認定第1号、平成20年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件は、委員長報告の通り認定することに賛成の方は、起立願います。

「起立多数です。」

○議長(日高通君)

したがって、日程第1、認定第1号、平成20年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件は、「認定する」ことに決定致しました。

<認定第2号採決>

○議長(日高通君)

これより、日程第2、認定第2号、平成20年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

○議長(日高通君)

この決算は、委員長報告の通り決することに賛成の方は、起立願います。

「起立多数であります。」

○議長(日高通君)

したがって、日程第2、認定第2号、平成20年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件は、「認定する」ことに決定致しました。

<認定第3号採決>

○議長(日高通君)

これより、日程第3、認定第3号、平成20年度老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

○議長(日高通君)

この決算は、委員長報告の通り決することに賛成の方は、起立願います。

「起立多数であります。」

○議長(日高通君)

したがって、日程第3、認定第3号、平成20年度老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件は、「認定する」ことに決定致しました。

<認定第4号採決>

○議長(日高通君)

これより、日程第4、認定第4号、平成20年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

○議長(日高通君)

認定第4号、平成20年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定についての件は、委員長報告の通り決することに賛成の方は、起立願います。

「起立多数であります。」

○議長(日高通君)

したがって、日程第4、認定第4号、平成20年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定についての件は、「認定する」ことに決定しました。

<認定第5号採決>

○議長(日高通君)

これより、日程第5、認定第5号、平成20年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

○議長(日高通君)

認定第5号、平成20年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件は、委員長報告の通り決することに賛成の方は、起立願います。

「起立多数であります。」

○議長(日高通君)

したがって、日程第5、認定第5号、平成20年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件は、「認定する」ことに決定致しました。

＜認定第6号採決＞

○議長(日高通君)

これより、日程第6、認定第6号、平成20年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものであります。

○議長(日高通君)

日程第6、認定第6号、平成20年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についての件は、委員長の報告の通り決することに賛成の方は、起立願います。

「起立多数であります。」

○議長(日高通君)

したがって、日程第6、認定第6号、平成20年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についての件は、「認定する」ことに決定致しました。

＜認定第7号採決＞

○議長(日高通君)

これより、日程第7、認定第7号、平成20年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものであります。

○議長(日高通君)

認定第7号、平成20年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件は、委員長の報告の通り決することに賛成の方は、起立願います。

「起立多数であります。」

○議長(日高通君)

したがって、日程第7、認定第7号、平成20年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件は、「認定する」ことに決定致しました。

△日程第8 同意第1号 十島村固定資産評価審査委員の選任についての件

○議長(日高通君)

日程第8、同意第1号、十島村固定資産評価審査委員の選任についての件を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

同意第1号についてご説明を申し上げます。本案につきましては、十島村固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、審査委員会委員が平成21年10月5日をもって任期満了することから、再度選任をお願いするものでございます。

まず、住所であります、十島村平島60番地。氏名、用澤まり子。生年月日、昭和33年12月11日であります。その他参考に学歴等を記載してございますので、参考にさせていただきたいと思います。簡

単ですけれども、説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長(日高通君)

5 番、平田傳義君。

○5 番(平田傳義君)

3 件、再度ということで引き続きだというふうに理解を致します。これまで、評価委員ということで、村内のいずれも聞いたことがあるのかも分かりませんが、村内での評価があったのかどうかその点だけをお聞かせ下さい。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

この固定資産評価審査委員会につきましては、ご承知かと思うんですけども固定資産税の納付が届いてから 60 日以内に異議を申し立てることができると。その異議の申し立てと言いますのは、自分の価格が高いとかあるいは安いとかというものの等の審査をこの審査会の方に、申し立てするということになるわけなんですけども、過去においてそういう異議申し立てというものの事案はないです。

○議長(日高通君)

他に質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

○議長(日高通君)

これから、日程第 8、同意第 1 号、十島村固定資産評価審査委員の選任についての件を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

○議長(日高通君)

ただいまの出席議員は、6 人であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に 7 番、有川和則君及び 1 番、日高助廣君を指名致します。

○議長(日高通君)

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は、「賛成」と、反対の方は、「反対」と記載願います。

(投票用紙の配布)

○議長(日高通君)

投票用紙の配布洩れは、ありませんか。

(「洩れなし」との声あり)

○議長(日高通君)

「配布洩れなし」と認めます。

○議長(日高通君)

投票箱を点検致します。

(投票箱の点検)

○議長(日高通君)

「異状なし」と認めます。

○議長(日高通君)

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票願います。

○議長(日高通君)

投票洩れはありませんか。

(「洩れなし」との声あり)

○議長(日高通君)

「投票洩れなし」と認めます。

○議長(日高通君)

投票を終わります。

○議長(日高通君)

開票を行います。

日高助廣君及び有川和則君。開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(日高通君)

開票の結果を報告します。

投票総数 6 票

有効投票 6 票

有効投票のうち

賛成 6 票

以上の通り、賛成が多数です。

したがって、日程第 8、同意第 1 号、十島村固定資産評価審査委員の選任についての件は、同意することに決定致しました。

○議長(日高通君)

議場の出入口を開きます。

△日程第 9 同意第 2 号 十島村固定資産評価審査委員の選任についての件

○議長(日高通君)

日程第 9、同意第 2 号、十島村固定資産評価審査委員の選任についての件を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

同意第 2 号についてご説明を申し上げます。本案につきましても、十島村固定資産評価審査委員会委員の選任でございます。平成 21 年 10 月 5 日をもって現在の審査委員会委員が任期満了となるために再び選任したいということで、議会の同意を求めるものでございます。住所が十島村悪石島 20 番地。氏名、坂元裕幸。生年月日、昭和 49 年 8 月 10 日でございます。略歴等につきましては、議案の下部に記載してございますので、参考にさせていただきたいと思っております。終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第9、同意第2号、十島村固定資産評価審査委員の選任についての件を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

○議長(日高通君)

ただいまの出席議員は、7人でございます。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番、永田和彦君及び3番、前田功一君を指名します。

○議長(日高通君)

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は、「賛成」と、反対の方は、「反対」と記載願います。

(投票用紙の配布)

○議長(日高通君)

投票用紙の配布洩れは、ありませんか。

(「洩れなし」との声あり)

○議長(日高通君)

「配布洩れなし」と認めます。

○議長(日高通君)

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(日高通君)

「異状なし」と認めます。

○議長(日高通君)

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

○議長(日高通君)

投票洩れはありませんか。

(「洩れなし」との声あり)

○議長(日高通君)

「投票洩れなし」と認めます。

○議長(日高通君)

投票を終わります。

○議長(日高通君)

開票を行います。

永田和彦君及び前田功一君。開票の立会いを願います。

(開票)

○議長(日高通君)

開票の結果を報告致します。

投票総数7票

有効投票 7 票

有効投票のうち

賛成 7 票

以上の通り、賛成が多数です。

したがって、日程第 9、同意第 2 号、十島村固定資産評価審査委員の選任についての件は、同意することと決定致しました。

○議長(日高通君)

議場の出入口を開きます。

△日程第 10 同意第 3 号 十島村固定資産評価審査委員の選任についての件

○議長(日高通君)

日程第 10、同意第 3 号、十島村固定資産評価審査委員の選任についての件を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

同意第 3 号についてご説明を申し上げます。本案につきましては、十島村固定資産評価審査委員会委員の選任でございます。本案につきましても、審査委員会委員が平成 21 年 10 月 5 日をもって任期が満了することから、再度選任したいと思っておりますので、同意を求めるものでございます。住所が十島村諏訪之瀬島 176 番。氏名、盛政志。生年月日、昭和 23 年 11 月 6 日でございます。略歴等につきましては、議案の下の方に記載してございますので、参考にしていただきたいと思います。説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第 10、同意第 3 号、十島村固定資産評価審査委員の選任についての件を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

○議長(日高通君)

ただいまの出席議員は、7 人であります。

次に、立会人を指名致します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に 4 番、平泉二太君及び 5 番、平田傳義君を指名致します。

○議長(日高通君)

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は、「賛成」と、反対の方は、「反対」と記載願います。

(投票用紙の配布)

○議長(日高通君)

投票用紙の配布洩れは、ありませんか。

(「洩れなし」との声あり)

○議長(日高通君)

「配布洩れなし」と認めます。

○議長(日高通君)

投票箱を点検致します。

(投票箱の点検)

○議長(日高通君)

「異状なし」と認めます。

○議長(日高通君)

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票願います。

○議長(日高通君)

投票洩れはありませんか。

(「洩れなし」との声あり)

○議長(日高通君)

「投票洩れなし」と認めます。

○議長(日高通君)

投票を終わります。

○議長(日高通君)

開票を行います。

平泉二太君及び平田傳義君。開票の立会いを願います。

(開票)

○議長(日高通君)

開票の結果を報告致します。

投票総数 7 票

有効投票 7 票

有効投票のうち

賛成 7 票

以上の通り、賛成が多数です。

したがって、日程第 10、同意第 3 号、十島村固定資産評価審査委員の選任についての件は、同意することに決定致しました。

○議長(日高通君)

議場の出入口を開きます。

日程第 11 号 発議第 3 号 振り込め詐欺撲滅に関する決議についての件

○議長(日高通君)

日程第 11、発議第 3 号、振り込め詐欺撲滅に関する決議についての件を議題と致します。会議規則第 38 条の規定により、職員に議案を朗読させます。

議会事務局書記、日高尚子君。

○議会事務職書記(日高尚子君)

振り込め詐欺撲滅に関する決議。

近年、振り込め詐欺（オレオレ詐欺・架空請求詐欺・融資保証金詐欺・還付金詐欺）による被害は全国

的に増加し、村民生活を脅かす大きな社会問題となっています。昨年、1年間の振り込め詐欺による被害は、全国で約2万件、被害総額は約276億円で、鹿児島県内においても98件、約1億4,200万円に達し、今年も8月末で78件、約1億1,500万円と昨年を上回るペースで増加しております。また、鹿児島中央警察署管内でも15件、被害総額約3,400万円にも及んでおり、今後更に被害拡大が懸念されます。安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現することは、村民の付託を受けた我々の重大な責務であると考えます。振り込め詐欺は、人々の不安に付け込み、家族への愛情を悪用して村民の財産を奪う卑劣な犯罪であり、決して許すことはできません。よって、本村議会は、村民の安全で安心な暮らしを守る立場から、警察や関係機関と連携し、村民一体となって振り込め詐欺撲滅に対する姿勢を明確に示すとともに、すべての村民がその被害に遭わないための防止策を積極的に推進することをここに決意するものであります。

以上決議する。平成21年10月9日。十島村議会。

○議長(日高通君)

本件は、会議規則第39条第2項の規定によって、主旨説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。従って、本件は主旨説明を省略することに決定致しました。
これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。
次に、討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。
それでは、これから日程第11、発議第3号、振り込め詐欺撲滅に関する決議についての件を採決します。
お諮りします。
本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。
したがって、日程第11、発議第3号、振り込め詐欺撲滅に関する決議についての件は、原案の通り可決することに決定致しました。

△日程第12 議員派遣の件

○議長(日高通君)

日程第12、議員派遣の件を議題と致します。派遣目的・派遣期間・派遣場所・派遣議員などにつきましては、お手元に配布した通りでありますので口頭説明は省略致します。
これから、日程第12、議員派遣の件について採決します。
お諮りします。
本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。
したがって、日程第12、議員派遣の件については、原案の通り決定致しました。

△日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(日高通君)

日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

△閉会

○議長(日高通君)

これで、本日の日程は、すべて終了致しました。

会議を閉じます。

平成21年第3回(10月)十島村議会定例会を閉会致します。

ご苦労様でした。

平成 21 年 10 月 9 日

十島村議会議長 日高 通 殿

決算審査特別委員長 日高助廣

委員会審査報告書

本委員会に付託された 認定第 1 号、平成 20 年度十島村一般会計歳入歳出決算、認定第 2 号、平成 20 年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第 3 号、平成 20 年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決算、認定第 4 号、平成 20 年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算、認定第 5 号、平成 20 年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算、認定第 6 号、平成 20 年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算、認定第 7 号、平成 20 年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、審査の結果、下記のとおりと決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
認定第 1 号	平成 20 年度十島村一般会計歳入歳出決算	認定
認定第 2 号	平成 20 年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算	認定
認定第 3 号	平成 20 年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決算	認定
認定第 4 号	平成 20 年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算	認定
認定第 5 号	平成 20 年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算	認定
認定第 6 号	平成 20 年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算	認定
認定第 7 号	平成 20 年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	認定